

平塚市立学校における授業中の 児童死亡事件に関する検証報告書

令和元年 10 月

平塚市立学校事故・事件等調査委員会

はじめに —委員会の使命と本報告書の提出にあたって—

平成 26 年（2014 年）10 月 17 日、平塚市の市立小学校の授業中に、何ら非のない小学 6 年の男子児童（以下、被害児童）のかけがえのない大切な命が奪われた死亡事件（以下、本事件）から早くも 5 年が経過する。

本委員会は事件の発生から約 3 年もの時を経て、平成 29 年（2017 年）9 月 29 日に、平塚市附属機関設置条例や平塚市立学校事故・事件等調査委員会規則等にもとづき設置され、平塚市教育委員会教育長の諮問を受けて活動を進めてきた。本事件から約 3 年もの時を経て設置された背景や経緯等について詳しくは本報告書をご覧いただきたいが、その原動力となったのは遺族の切望と努力によるものであることを強調しておきたい。遺族は大切なわが子を喪った悲しみに打ちひしがれる中、本事件の事実や原因等を解明するとともに、大切なわが子の命を無駄にせず、平塚市の「学校安全」に活かしてほしいという望みを持ち、その実現のための本委員会の設置に向けて、たゆまない努力をつづけたのである。

本委員会はこのような遺族の切望と努力、そして、上記の条例や規則等において付与された権限と責任とをふまえ、公平・中立を求められる第三者組織として、その使命を以下のように捉え、本報告書の作成に向けて取り組んできた。

<本委員会の使命>

1. 被害児童が学校の管理下で、何ら非のないにも関わらず、かけがえのない命を奪われた事実や背景、原因等について、第三者として真摯に解明すること。
2. 本事件は学校の管理下において発生したという事実を重大に捉え、学校及び教育行政における実践上、制度上の問題点を明らかにすること。
3. 本事件は、今後の学校における子どもの死亡等の重大な事件を防止する上で重要な事例であると捉え、本事件の風化を防ぎ、平塚市のみならず広く全国の学校における「学校安全」の実現に活かせるよう、平塚市の市立学校、平塚市教育委員会、神奈川県教育委員会、文部科学省に対して再発防止や改善等の提言を行うこと。
4. 第三者としての立場をふまえつつ、遺族に真摯に向き合うこと。

この「平塚市立学校における授業中の児童死亡事件に関する検証報告書」は、本委員会の上記の使命にもとづく活動の成果である。上記の使命にもとづき、内容としては、本事件に係る事実や背景等の認定と本委員会による見解・所見を示す部分を中心とし、その上で、学校における事件等の再発防止・改善策の提言を示した。また、報告書の作成にあたっては、委員会の本会議として 26 回の会議を開催し、会議では本事件の関係者への聴き取り調査や関係資料等の調査分析を行い、その間には各委員が本会議における協議等をもとに分析を進め必要資料を作成したり、事

務局との連絡調整等を行ったりしながら進めた。また、遺族へも聴き取り調査以外に適宜、報告と説明を行う等をした。なお、このような活動が円滑に進められたのは、本委員会の事務局で、本事件の発生時とは異なる体制による教育委員会教育総務課職員の誠実かつ丁寧な協力があったことを付記しておく。

そして、本委員会は令和元年（2019年）10月11日にこの報告書について、教育長の諮問に対する答申とともに提出した。これをもって、本委員会は法令上の役割を終え、組織としては解散することになるが、本委員会の私をふくめた構成員は、今後の平塚市における「学校安全」の実現に向けて、積極的に協力していくことを確認したところである。

子どもたちが元気に学校（園）で学び、笑顔で家庭や地域に帰ってくることは、すべての人びとにとって共通の願いである。今後、平塚市及び平塚市教育委員会、平塚市立の学校（園）の教職員をはじめとする関係者においては、本報告書をふまえ、本事件を決して忘れずに、日々の教育活動にあたり、「学校安全」の実現に向けて着実に努力していくことがそれぞれに課された使命であることを銘じてほしい。

さいごに、本事件の発生により亡くなられてから約5年を迎える被害児童の冥福をあらためて祈るとともに、遺族に対しては哀悼の意を表したい。また、長きにわたる悲しみや苦しみの中、本委員会の設置に向けて努力されたことに敬意を表するとともに、本委員会の活動にご理解、ご協力いただいたことに感謝を申し上げたい。

令和元年（2019年）10月11日

平塚市立学校事故・事件等調査委員会
委員長 堀井 雅道

目次

I 事件の概要と調査の目的・方法等

1. 事件の概要	1
2. 平塚市立学校事故・事件等調査委員会の調査の目的及び方法	
(1) 調査の目的	1
(2) 調査の方法	1
3. 本委員会の活動経過	2

II 本事件に係る前提事実

1. 当該学校の在籍児童数及び教職員数	
(1) 在籍児童数と教職員数	3
(2) 本事件に係る当該学校の主要関係者	4
2. 当該学校の立地的状況と本事件の発生場所	
(1) 立地的状況	4
(2) 本事件の発生場所	4
3. 本事件の被害児童及びその家族（遺族）	5
4. 市教委	5

III 本事件に係る事実等の認定と見解・所見

1. 「図工」の授業と教育課程及び安全上の管理	
(1) 「図工」の活動場所・範囲	6
(2) 「図工」（単元名：「私のお気に入りの場所」）の指導計画等の状況	10
2. 当該学校の交通環境と安全管理	
(1) 教職員の自家用車の校地外駐車の実態	12
(2) 教職員の自家用車通勤の状況	13
(3) 保護者や地域住民等の自家用車による来校と駐停車の状況	14
(4) 当該学校の安全管理の状況	16
3. 本事件発生時と当該学校の初期対応について	
(1) 本事件発生時の「図工」の授業等の実施状況	17
(2) 本事件の発生と救急要請・対応	19
(3) 被害児童の保護者（遺族）への連絡	20
(4) 救急車発車以降の当該学校の対応	21
4. 被害児童の死亡後の当該学校の対応について	
(1) 保護者説明会の延期と実施	22
(2) 保護者説明会の実施	26
(3) 学校再開と心理的支援	28
(4) 当面の安全対策の実施	33

5. 遺族への対応について	
(1) 遺族への説明・報告等について	33
(2) 校長の遺族に対する不適切な対応	36
(3) 卒業式（卒業証書授与式）の実施と対応	37
(4) 責任の捉え方と訴訟への発展	38
(5) 遺族への心理的なケア	39
6. 市教委の対応について	
(1) 当該学校への指導、助言、支援	41
(2) 市教委としての本事件への対応	43
(3) 本事件に係る調査と第三者調査委員会の設置について	46
(4) 校長や担任教諭の人事異動と研修について	47
(5) 市教委と神奈川県教育委員会（県教委）との協力体制	49

IV 学校における事件等の再発防止と「学校安全」に向けた提言

1. 学校における事件等の防止に向けて一学校と市教委の使命感と法的責務の再認識	
(1) 「交通安全」に関する「安全管理」の徹底一本事件類似案件の防止に向けて	51
(2) 教育課程の管理の重要性の再確認	53
(3) 管理職・教職員等への「研修」の実施と「学校安全」強化月間（10月）の設定	55
(4) 学校保健安全法にもとづく取組の徹底と改善	56
(5) 「学校安全」の取組の組織的担保―「学校安全」担当の創設	57
(6) 「インターナショナルセーフスクール」認証に向けた検討	58
2. 学校における事件等の「事後対応」に係る体制の整備	
(1) 各校（園）・市教委の「事後対応」の役割分担等の改善と明確化	58
―「危機管理マニュアル」の作成と改善	
(2) 事件等の調査に係る調査・報告体制の整備	60
(3) 学校緊急事案における心理的支援の確認と体制整備	62
3. 学校における事件等に関わる法体制の改善	
(1) 国への提言―学校の事件等に関する調査等の改善と法制化	65
(2) 県教委への提言―市町村教委等との協力関係の改善	66
4. その他	67

資料編

<資料1> ～ <資料12>

I 事件の概要と調査の目的・方法等

1. 事件の概要

平成 26 年（2014 年）10 月 17 日、平塚市が設置する市立 T 小学校（以下、当該学校）において、「図工」の授業中に、同校に在籍する小学 6 年生の児童（以下、被害児童）が「正門」の前で学習活動をしていたところ、別の児童を迎えにきた保護者（以下、加害者）が被害児童のすぐ側へ自家用車を進入・駐停車し、被害児童の存在を認知していたにもかかわらず、帰り際にそのことを忘れて自家用車を発進させ、それにより被害児童が轢かれ、かけがえのない命を奪われた痛ましい事件（以下、本事件）である。そして、本事件後の当該学校及び平塚市、平塚市教育委員会（以下、市教委）等の対応により、被害児童の遺族に多大な精神的苦痛を与え、訴訟にまで至った事案である。

なお、本事件に係る刑事訴訟では、平成 28 年（2016 年）2 月 24 日に、加害者に対して有罪判決が出ている。また民事訴訟では、平成 29 年（2017 年）9 月 15 日に、加害者、平塚市、神奈川県に対し連帯して損害賠償金の支払いを命じる判決が言い渡され、それぞれ確定している。

また、いずれの判決でも、被害児童には過失がなく、非がないことが認められている。

※「本事件」について「事故」ではなく、あえて「事件」と称することとしたのは、本事件が偶発的に生じたことを想起させる「事故」ではなく、加害者はもちろんのこと当該学校や市教委等の「過失」により必然的に生じた事象であることを強調する意味合いを込めたものである。

2. 平塚市立学校事故・事件等調査委員会の調査の目的及び方法

（1）調査の目的

平塚市立学校事故・事件等調査委員会（以下、本委員会）の調査の目的は、本事件の発生を受けて、市教委教育長からの諮問及び平塚市附属機関設置条例及び平塚市立学校事故・事件等調査委員会規則に基づき、第三者的な立場で本事件を捉え直すとともに、独自の調査を通じて本事件の事実とその背景や要因等を含めた問題点を明らかにすることである。

そのうえで、本事件を風化させずに教訓とするために、学校における類似の事件等の再発防止も含め、平塚市立の学校（園）を含む広く社会の学校における安全と安心の確保に向けた「学校安全」に関する方策を提言する。

（2）調査の方法

上記の目的をはたすために、本委員会（構成員は<資料 1>の通り）は以下の方法により調査を実施した。

①聴き取り調査の実施

被害児童の家族（以下、遺族）、当該学校及び市教委等の関係者に対して聴き取り（ヒアリング）調査を行い、②の文書等と照らし合わせながら検証を行った。

ヒアリング調査の対象者は次の表の通りであり、実施経過及び回数は<資料 2>の通りである。

＜表＞ヒアリング調査の対象者及び報告書における呼称等

本事件発生当時の属性・役職等	報告書における呼称等
被害児童の父及び母	遺族、被害児童の父、被害児童の母、遺族（父親）、遺族（母親）
当該学校の校長	校長
当該学校の教頭	教頭
被害児童の在籍していた学級の担任教諭	担任教諭
市教委事務局の教育指導課長	市教委、市教委（教育指導課長）、教育指導課、教育指導課長
市教委事務局の教育総務課長	市教委、市教委（教育総務課長）、教育総務課、教育総務課長
市教委事務局の教職員担当課長	市教委、市教委（教職員担当課長）、教育総務課教職員担当、教職員担当課長
市教委教育機関の子ども教育相談センター所長	市教委、市教委子ども教育相談センター、子ども教育相談センター所長

なお、本委員会は以上の関係者以外の者にもヒアリング調査の実施を検討したが、諸事情により実施が難しいと判断した。

②当該学校及び市教委作成文書等の確認・分析

市教委が設置した事件検証・安全対策検討委員会作成の調査報告書や、本事件発生前後に当該学校及び市教委が作成した文書等を収集し、それらの確認と分析を行い、本事件の事実や背景、要因等の問題点を抽出した。その上で、ヒアリング調査を実施し、その結果をふまえ、上記の調査報告書や関係資料について再収集、再確認を行うとともに検証を行った。

③文書及び電話による照会（補充調査）

①と②の分析・検証の過程で新たに確認が必要な場合には、市教委事務局を通じて、関係者への電話及び文書により照会（回答要求）を行うとともに、資料等の提出を求めた。それを受け、再検討を行うとともに、①と②の作業を進めた。

3. 本委員会の活動経過

＜資料2＞の通り、平成29年（2017年）9月29日に教育長から諮問のあった第1回会議より、本報告書を答申した令和元年（2019年）10月11日まで26回の会議を開催した。上記の調査活動を中心に実施した。この他に、遺族への報告や説明、意見交換等を実施した。

II 本事件に係る前提事実

1. 当該学校の在籍児童数及び教職員数

(1) 在籍児童数と教職員数

本事件の発生した当該学校は、平塚市と市教委が設置管理する市立小学校である。当該学校は明治6年（1873年）に創立された平塚市内の市立小学校の中でも歴史的に古い学校であり、現在の場所には昭和55年（1980年）に移転改築され、本事件発生時から現在に至っている。

そして、本事件の発生時、当該学校には<表1>の通り、児童112名と教職員18名が在籍していた。

<表1>在籍児童の状況（平成26年10月1日時点）

学年	児童数（名）
第1学年	20名
第2学年	16名
第3学年	17名
第4学年	19名
第5学年	25名
第6学年	14名 （被害児童含む）
特別支援学級	1名
合計	112名

<表1>の通り、当該学校は在籍児童数からして小規模校に部類される学校である。そのため、被害児童の在籍していた第6学年は1学級のみだった。

<表2>教職員の状況（平成26年5月1日現在）

職名	職員数（名）
校長	1名
教頭	1名
総括教諭 （養護教諭1名を含む）	3名
教諭	6名
事務職員	1名
その他職員 （校務作業員等）	6名
合計	18名

※上記職員以外に配膳員2名がいるが外部委託。

(2) 本事件に係る当該学校の主要関係者

本事件に係る当該学校の主要関係者は次の表の通りであり、本委員会は本事件の事実やその背景や要因等を検証するために、本事件における関わりが深いことからヒアリング調査の対象者とした。これら対象者に関する本事件の発生した平成 26 年度における状況は以下の通りである。

関係者名 (本報告書における呼称)	本事件が発生した年度の状況
校長	本事件の発生年度に校長に昇格し当該学校に着任。当該学校での勤務は 1 年目。 法令上、当該学校の安全管理及び教育課程の管理、所属職員の監督等について職務権限を有する。
教頭	市内の別の市立小学校で教頭を 2 年間務めた後、当該学校に教頭として着任。本事件発生時は当該学校での勤務は 4 年目。 法令上、校長を助ける職務権限を有する。
担任教諭	当該学校へは着任して 5 年目。教員歴は採用 14 年目。当該学校は 3 校目。被害児童の在籍していた小学 6 年の担任教諭であり、本事件の発生時に、被害児童が受けていた「図工」の授業を担当し指導していた。 法令上、授業の計画や実施について職務権限を有する。

2. 当該学校の立地的状況と本事件の発生場所

(1) 立地的状況

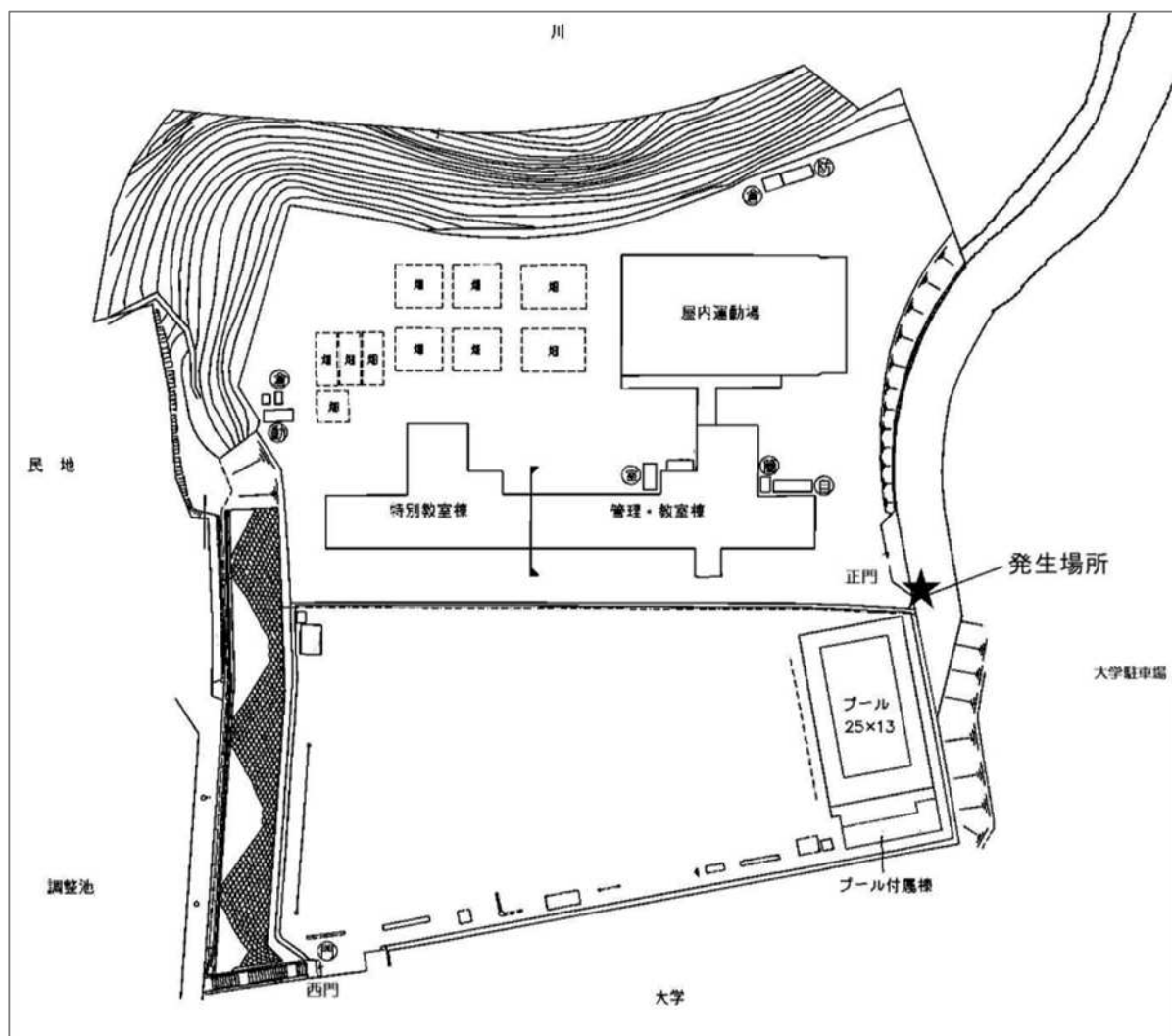
当該学校は平塚市の北西部に位置し、自然豊かな河川や田園地帯と点在する住宅地等から構成される地域に立地している。

このような地域の中で、当該学校はなだらかな丘陵の上に立地している。当該学校の校地内外の状況は、次ページの図の通りである。この図の通り、当該学校の入り口（門）は 2 か所あり、1 か所は当該学校入り口交差点からの道路（以下、「坂道」）につづく校地の東部に位置する「正門」と、もう 1 か所は校地の南西に位置する「西門」である。

そして、「正門」付近は交差点からつづく坂道をはさんで大学のキャンパスに隣接しており、交差点からの進入方向からは「正門」前の付近で行き止まりとなっている。一方、「西門」は間口も狭く、校地内への入り口は階段となっているため、校地内への車両の進入や乗り入れは「正門」のみしかできない状況である。なお、西門の外側にある階段は当該学校の校地内である。

(2) 本事件の発生場所

以上のような立地的状況の中で、本事件は、当該学校の「正門」前の道路で発生した（前述した次ページの図の★印部分）。



3. 本事件の被害児童及びその家族（遺族）

被害児童は当該学校の小学 6 年に在籍していた。家族構成は父と母、そして当該学校の小学 4 年に在籍していた弟と祖母である。

このうち、本委員会によるヒアリング調査の実施対象者は、遺族のうち父及び母であり、遺族代理人弁護士と同席の下で実施した。

4. 市教委

本事件の発生した平成 26 年（2014 年）当時、市教委は学校教育法及び地方教育行政法（以下、地教行法）、平塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（以下、市教委規則）等の法令にもとづき、当該学校を含めた市立小学校 28 校、市立中学校 15 校、市立幼稚園 5 園を設置し、管理していた。また、地教行法等を根拠としてそれら小・中学校、幼稚園（以下、各校（園））の教職員に対する服務監督権を有していた。

Ⅲ 本事件に係る事実等の認定と見解・所見

本事件は前述の概要の通り、平成26年（2014年）10月17日、当該学校において、小学6年の「図工」の授業時間中に、被害児童が学校敷地外（校地外）の当該学校の正門の前で学習活動をしていたところ、別の在籍児童を迎えにきた加害者が被害児童を自家用車で轢いたことにより、被害児童がかけがえのない命を奪われた痛ましい事件である。

このような本事件について、本委員会は市教委が作成した「事故検証・安全対策検討委員会調査報告書」（平成29年（2017年）9月29日、以下、市教委報告書）をもとに、本事件に係る問題点、疑問点を整理した。そして、本事件の関係者に対して聴き取り（ヒアリング）調査を実施するとともに、関連する資料等の収集と分析を行った。

以上をふまえ、本委員会は本事件に関する事実やその背景や要因等について検証した結果、以下の通り認定するとともに、本委員会としての見解及び所見を示すものである。

1. 「図工」の授業と教育課程及び安全上の管理

本委員会が本事件に対して、率直な疑問、問題点として捉えたのは、「被害児童がなぜ授業時間中に校地外で学習活動を実施していたのか」という点である。本来、学校の教育活動は集団宿泊的行事をはじめとする特別活動や総合的な学習の時間、授業の一環として行われる社会科見学等特別な場合を除き、校舎や体育館等の施設や校庭を含む敷地内（校地内）で展開されるものである。ところが、被害児童は「図工」の授業時間中に「校地外」で学習活動をしていたために、かけがえのない命を奪われたのである。換言すれば、被害児童が校地外で学習活動をしていなければ、本事件は発生しなかったのであるから、このような状況を招いた背景や要因等について、本委員会としてあらためて調査する必要があるものと考えた。

そこで、本委員会は、本事件の発生した「図工」の授業について、被害児童が本事件の発生時に活動していた場所と担任教諭による指導等の状況に焦点をあて、以下の通り、これに係る事実と背景を確認、検討した。

（1）「図工」の活動場所・範囲

本事件は前述の通り、「図工」の授業中に、校地外の当該学校の正門の前で発生したものである。なぜ、被害児童がそのような場所で学習活動を行っていたのかは極めて重要な問題である。

調査によれば、本事件が発生するまでに、この単元の授業においては被害児童を含む3名の児童たちが<資料3>の通り、「校地外」で学習活動を実施していた。この他に、本事件の発生時には、厳密に言えば校地内であるが、「西門」の外階段で1名の児童が学習活動を行っていた。

①校地外における学習活動を許可した理由と経緯

本事件の発生した「図工」の時間中に、被害児童が校地外の正門の前で学習活動をしていた理由や背景等について検証する。

結論からいえば、児童たちの要望に対して、担任教諭が安全に配慮せず、安易に許可したところにある。具体的には、児童たちが「私のお気に入りの場所」を選定するにあたり、被害児童とは別の児童から「学校の外はだめですか」という質問があった。これに対して、担任教諭は安全管理に対する意識がなく、児童たちの気持ちを大切にすることを優先するかたちで、「信号のところまで良いよ」と被害児童を含む児童たちの校地外における学習活動を安易に許可した。

そして、単元を開始した当初は、＜資料 3＞の通り、被害児童が正門前（外）、1 名が「坂道」の上り方向に向かって左側の車線、もう 1 名の児童が正門前を通じる「坂道」脇の歩道を活動場所として、作品（絵画）の制作に取り組むことになった。本事件の発生時には、「坂道」にいた 2 名は活動場所を校舎内へと変更し活動していたが、被害児童は引き続き正門前で、別の児童 1 名が西門の外階段（厳密に言えば校地内）で活動していた。このように、結果的には、単元を開始当初から本事件の発生までに、合わせて 3 名の児童たちが校地外で学習活動をしていたのである。

被害児童が、正門付近から見た校舎の風景を選んだ理由は、被害児童が当該学校が大好きだったことから、学校の象徴ともいえる正門を含む風景を描きたかったのだと推測できる。

なお、このような校地外の活動場所について、担任教諭は「一般車両の往来はほとんどなく、また、学校に用事のある車が正門から校地内に入る際の車の動線から外れている」ことや、「正門前でセンターラインが途切れており、駐車禁止の標識もセンターラインの途切れた付近に設置されている」ことから「空き地」という捉え方をしており、本委員会のヒアリング調査においても、担任教諭はこのような認識だったことを認めている。

他方、校長は明らかに「道路」と認識し、教頭はこのような捉え方について考えたこともなかったということが本委員会のヒアリング調査で確認されており、管理職を含め教職員の間で、正門前を含む校地外の道路の捉え方に認識の違いがあったことが伺える。

この点については、「校外学習」の捉え方と、保護者や地域住民の正門前を含む校地に隣接する道路の捉え方とも関連しており、あらためて後述する。

②被害児童が活動場所を変更しなかった理由

本事件が発生した時点は、後述の通り、担任教諭の独断で「図工」の時間が延長された 6 時間目のことだった。担任教諭が学級の児童たちに対してあらためて指導を行った際に、被害児童は「自分は作品に対してとことん向き合ってきたか」ということをまじめに考え、場所を変更した方が良いかを担任教諭に相談している。その際、担任教諭は「被害児童が単元開始時より非常に意欲的に制作に取り組んでいたこと」、「対象物をよく見て色使いも工夫をして描かれていたこと等」を高く評価し、自信を持って欲しいと思い、被害児童の作品に臨む姿勢を褒めて、正門前で制作を続けても良いのではないかと助言した。これにより、被害児童は同じ場所でもう一度書き直したいと担任教諭に申し出て、その活動場所の危険性を認識していなかった担任教諭はこの時点においても危険性に気づかず、本事件の発生まで正門の前で学習活動を続けることを認めてしまった。

③校地外における学習活動の認知と把握

以上の通り、結果的に 3 名の児童たちが「図工」の授業時間に校地外において学習活動を行い、本事件の発生時には＜資料 4＞の通り、被害児童 1 名が当該学校の正門前で、別の児童 1 名が西門の外階段で学習活動を行っていた。

このような状況について、校長と教頭は、担任教諭より「校外学習実施計画」の提出がなかったことや、報告がなかったことから認知、把握していなかった。ただし、教員 1 名（2 年担任）と職員 2 名（校務作業員）はその状況を認知していた。このうち、教員 1 名はそのような状況を危険であると感じなかったため、管理職に報告せず、担任教諭にも特に伝えなかった。

なお、担任教諭は今回の図工の単元以外では、遠足以外に校地外で学習活動を行ったことはなかった。また、これまでに正門外で同様の活動をしていたことは確認できなかった。

④管理職同士の連携不足

校長は、校内や学級、授業等の状況について、週に 2、3 回程度、不定期に巡回していたものの、全ての学級を巡回しないときもあった。また、教頭も時々校内を巡回していたものの施設設備の点検を主たる目的としており、校長と教頭が日常的に学級における授業についてやりとりすることはなかった。

このように、校長と教頭は日常的な校地内外の巡回を行っていなかったことから、この「図工」の時間中に被害児童を含む 3 名の児童たちが校地外で活動している状況を認知していなかった。

⑤「校外学習」の捉え方と「校外学習実施計画」の提出について

被害児童が活動していた正門前付近については、担任教諭は校地外という認識が薄く、校地に隣接している場所であり「校外学習」という認識がなかったことから、当該学校所定の「校外学習実施計画」を提出しておらず、管理職への報告もしていなかった。

「校外学習実施計画」の提出について、校長は、児童が一人でも校外で活動する場合には「校外学習実施計画」を提出するものと考えていた。他方、担任教諭は、正門前付近の活動を校地外の活動と考えておらず、「校外学習実施計画」を提出しなければならないという認識はなかったものと捉えている。さらに、教頭は社会科見学や地域の苗木屋に苗生を買いに行く、里山に遊びに行く等の学級の児童全員が参加する活動が「校外学習」であると認識している。このように、当該学校として「校外学習」と「校外学習実施計画」の必要性に対する認識が統一的に徹底されていなかったことが伺える。

なお、本事件の発生後、市教委が実施した当該学校の教職員に対する調査では、11 名中 10 名の教職員が正門前を「校地外」と認識している状況が伺える。

このような当該学校の正門前の捉え方については、本事件の発生時において、正門前付近に学校関係者（教頭と校務作業員）の自家用車が日常的に 2 台駐車されていたこと、さらに、学校行事のため来校していた地域住民の自家用車が正門前に通じる道路（公道）に 6～7 台駐車されていたこと等とも関係するものであり後述する。

【見解・所見】

□被害児童が校地外の当該学校の正門の前で学習活動をしていたのは、担任教諭が安全に配慮せず、安易に許可したためであり、被害児童には全く非がない。このように担任教諭が被害児童を含む児童たちの校地外における学習活動を安易に許可したことが、本事件発生の根本的な要因である。

□本事件の発生当時、担任教諭は、児童たちの気持ちを大切にしたいという自身の思いや、それを伝えた時の児童たちの素直なやる気を優先して授業を行っていた。そのこと自体は、教師として大切な姿勢ではあるが、児童たちへの安全配慮・確保等の面から問題がある場合には毅然として学習活動に制限を設ける必要があった。特に、**本事件の「図工」の授業に関しては、児童たちへの安全配慮・確保の上で問題があることは明らかであり、担任教諭は児童たちの校地外における学習活動を許可すべきではなかった。**なお、担任教諭が、校地外を題材としたいという児童たちの希望を叶えたいのであれば、校地外の場所について担任教諭等が付き添った上でデジタルカメラ等により撮影したものをもとに絵を描かせる等の工夫が必要だった。

□被害児童が「図工」の時間に校地外（正門前付近）の危険箇所ですら14時間に渡って活動していたことについて、**校長及び教頭が気付かなかった点は、管理職としての教育課程の管理及び安全管理の意識を欠いていたといわざるをえず、本事件の背景的要因である。**

□校長や教頭は、校舎内を巡回する回数が少なく、巡回をした際にも校地内の学級活動や授業等の状況を確認把握し、管理職同士で情報を共有することが少なかった。このことは、**校地外の学習活動を把握できなかったことの背景的要因である。**校長と教頭は、日常的に校舎内を巡回することによって、安全管理を含む学校経営上の課題を把握し、その情報を共有して、学校運営に当たらなければならない。

□管理職を含めほぼ全ての教職員が校地外における授業や学習活動が実施されていたことを把握せず、安全に配慮もしくは安全を確保する手立てを実施していなかった点は、学校の安全管理上の瑕疵である。また、教職員1名が被害児童の校外地における学習活動を目撃していながらも、管理職にも担任教諭にも危険性を伝えなかった点は安全管理に対する意識を欠いているとともに、教職員同士が安全管理の視点から助言しあう状況（安全管理に関する組織体制）がなかったと考えられる。

□「校外学習実施計画」は、当該学校独自の様式（扱い）であり、「校外学習」の定義が不明確だった。そのため、今回のような図工の授業に伴う数人の校外活動について「校外学習実施計画」を提出する必要があるかどうかの判断はまちまちだった。この時点では、校長が「校外学習」の定義を定め、教職員に周知しておくべきだった。

□校舎・校地内外において点在して児童たちが学習活動を実施する場合には、「校外学習実施計画」の提出の有無にかかわらず、その活動を管理職に報告するとともに他の教職員への周知を行い、担任教諭等が常に巡回して児童たちを見守る必要があった。また、他の教職員や保護者や、地域住民等のボランティアの協力を得ながら複数体制で児童たちを見守る等の工夫が必要だった。

(2) 「図工」(単元名:「私のお気に入りの場所」)の指導計画等の状況

本事件が発生したのは、被害児童が所属する小学6年の「図工」において、「私のお気に入りの場所」という単元で学習活動が行われている最中であった。この単元は本来の指導計画では全体で8時間として予定されていた。

しかし、担任教諭の判断により8時間延長され、本事件の発生した時間は単元として14時間目であった。したがって、仮に本来の指導計画通りこの単元が終了していたのであれば、本事件は発生していなかったことになる。よって、担任教諭がこの単元の時間延長(「図工」の指導計画の変更)を担任教諭の独断で行ったことも本事件が起きた大きな要因の一つである。

そこで、以下では、指導計画の変更等の事実や背景について確認、検討する。

①単元「私のお気に入りの場所」の時間の延長(「図工」の指導計画の変更)の判断

担任教諭によれば、この単元について、児童たちへの事前指導の中で、小学校生活の思い出づくりの一環としての位置づけを説明したり、単元のねらいに添った指示を行ったりして、授業に意欲的に取り組ませようとしていたという。また、単元を開始した平成26年(2014年)9月11日より、児童たちへの意識づけを図ったり、絵の構図や彩色等について技術的な指導を行っていたりしていたという。

ところが、担任教諭は回を重ねるごとに、多くの児童たちが意欲をもって絵の制作に取り組んでいないという意識が強くなっていった。そこで、本単元の6時間目の終了後、担任教諭は「納得のいく作品を仕上げしてほしい」という思いから、児童たちに対してあらためて指導を行った。指導の結果、本気で取り組もうという児童たちの決意を感じたので、それ相応の時間の保証が必要だと考え、この単元の時間の延長を判断した。

②指導計画の変更(単元の時間延長)の管理

前述の通り、担任教諭の判断にもとづき、「図工」の指導計画が変更(単元の時間が延長)され、結果的に本事件の発生に至ってしまったのであるが、指導計画の変更が担任教諭の判断で容易にできたことは、学習指導要領にもとづく教育課程の管理という観点からは問題となる。換言すれば、学校の管理職(校長や教頭)がこのような状況について把握し、指導や助言をしていたのかという点である。

多くの学校では、学習指導要領にもとづく教育課程の管理という観点から、校長が、毎週金曜日もしくは月曜日の授業前に翌週(または、その週)の各学級の授業内容(指導計画)を「週案」として担任教諭に提出を求め、校長がその内容を確認し、時には指導・助言を行っている。

この点につき、当該学校では毎週金曜日もしくは月曜日の授業前に、それぞれの教諭が担当する授業時間割を含めた指導計画について、校長に「週案」として書面で提出していた。そして、校長がそれに目を通し、時には助言的なコメントを付して返却していた。

そこで、本事件に係る担任教諭の「週案」を確認したところ、本事件の発生前は、ほとんどの授業について単元のみ記載で、活動の詳細までは記載されていなかったり、一部空欄があったりした。このような状況の週案について、校長は、「週案」への記載等の状況は学校や教諭によって異なること、記載については教諭に労力的な負担があることから、具体的な記述がなくてもやむをえないと認識し、「週案はさっと見る程度で、詳細を確認せず、図工の時間については、完全に見落としていた」という。本委員会で「週案」を確認したところ、校長による確認済みを示す

校長印についても、未記入欄があるにもかかわらず押印している週もあった。このような状況について、校長は週案の内容を通じた教育課程の管理が十分にできていなかったことを認めている。

以上の状況から、教育課程の管理について、担任教諭に実質的な裁量が委ねられる状況となり、結果的に本事件の発生した「凶工」の指導計画の変更（単元の時間延長）が担任教諭の独断により、容易に行われてしまったものといえる。なお、この背景には、当該学校が小規模学校で、被害児童の在籍していた第6学年も1学級しかなく、他学級との調整や配慮の必要性がなく、担任教諭による裁量の余地が広がったことが考えられる。

【見解・所見】

□本事件の発生した「凶工」の時間（単元名：「私のお気に入りの場所」）について、担任教諭は児童たちが意欲的に授業に取り組むよう、意識づけや技術的な指導をしていたつもりだったが、結果として、児童たちへのこの単元の学習に対する意識づけにはつながっていなかった。担任教諭が6時間目の終了後に再度指導をしたことで児童たちが意欲的に作品作りに取り組んだことを考えると、単元に入る際に6時間目の終了後に行ったような指導をしていれば、時間を延長せずに担任教諭も児童たちも納得のできる作品が完成したと考えられる。また、担任教諭は、自身の指導力の至らなさが根本にあると述べているが、担任教諭に指導力がないとすれば、6時間目の終了後に再度指導をしても、児童たちの学習意欲にはつながらないと考えられることから、担任教諭の単元に関する教材研究や事前指導の工夫等の準備が不足していたといえる。

□担任教諭は、児童たちの意欲の有無については、その状況を「関心・意欲・態度」として評価し、指導計画の変更（単元の時間の延長）をせずに、指導計画の時間内に完成した作品を総合的に評価すべきであった。この点については、担任教諭の児童たちの思いを大切にしたいという気持ちの強さが「児童たちとの近すぎる人間関係」を生み、「指導が徹底しない状況」や「安全管理より児童たちの思いを優先した判断」を生んでいた可能性がある。

□校長は担任教諭から提出された指導計画を含む「週案」の確認を十分にしておらず、担任教諭の労力的負担の軽減を優先してしまう等、「週案」提出の目的や教育課程の管理の重要性に対する意識を欠いていた。校長もしくは教頭は「週案」等を通して教育課程を管理すべきであり、各教科等の指導内容や評価、配慮事項等について示す当該学校の実態に応じた教育課程（例：凶工の時間に校外から見た風景を描きたいという児童がいた場合には、安全面に配慮しデジタルカメラで撮影した画像を参考に教室で作品を完成させる。）を作成しておくべきだった。

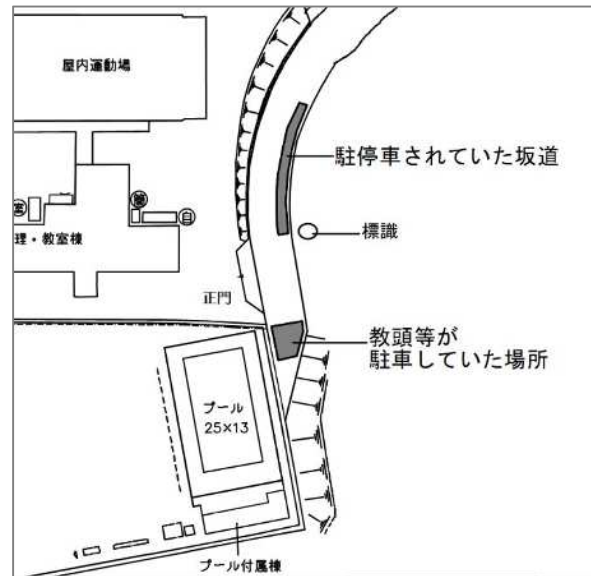
□校長や教頭による「週案」の点検等を通じた教育課程の管理の不十分さが、担任教諭の独断で容易に授業（単元）の計画時間を延長できる状況を生じさせ、結果的に本事件の発生に至ってしまったことをふまえると、本事件の重大な背景的要因である。

2. 当該学校の交通環境と安全管理

前述の通り、被害児童が活動をしていた正門前の校地外の捉え方が管理職を含む教職員の間で認識に差があり、「校地内」か「校地外」であるかの認識も曖昧だった。そのことを物語るかのように、当該学校の正門を背にして、校地外の右側のスペースには、本事件の発生前より発生時に至るまで、右図の通り、教頭と校務作業員の自家用車が日常的に駐車されていた。

このような状況が、管理職を含む教職員の校地内外の認識の曖昧さや、ひいては保護者や地域住民の自家用車による来校と駐車に対する意識にも影響したものと考えられる。当該学校の入口交差点から正門外までの道路（坂道）は事実上学校専用の道路であるから、駐停車して差し支えない場所であるという誤った認識である。換言すれば、そのような当該学校の校地外の交通環境に対する認識が、被害児童が加害者の自家用車に轢かれるという本事件を誘引した可能性が高い。

このような問題意識にたち、以下では、当該学校の校地内外を含む交通環境について問題点を整理するとともに、これに係る事実や背景を確認、検討する。



(1) 教職員の自家用車の校地外駐車の実態

まず、校地外（当該学校正門を出て右側のスペース）に教頭と校務作業員の自家用車が日常的に駐車されていた点について述べる。

教頭の自家用車が駐車されていた理由について、校長は、主に緊急時に児童を病院へ連れて行くために使用するためだと認識していた。そして、教頭は校務の関係上、特に昼休み等に自家用車で外出する機会が多かったことから、校地内の教職員用の駐車場に駐車しておくよりも、児童の安全に配慮できるものと認識していた。

次に、校務作業員の自家用車が駐車されていた理由について、校長は、校務で給食費の管理等のために金融機関に行く機会が多かったためと認識していた。他方、教頭は、校務作業員は個人的な理由で早退する機会が多かったためと認識していた。

そして、校地外に管理職や教職員の自家用車2台を駐車するという状況は、前任の教頭時代からの慣行であったことが本委員会の調査では確認された。自家用車で通勤していない校長が着任する前までは、前任校長が駐車していたこともあった。ただし、このような駐車は校長が特別に許可したのではなく、事実上駐車が継続され黙認されていたものであった。

以上のような経過からすれば、校地外の2台の駐車については、校長と教頭でも認識が統一されておらず、前任の校長や教頭から、問題意識なく引き継ぎ、検討もなされていなかったことが推定される。

【見解・所見】

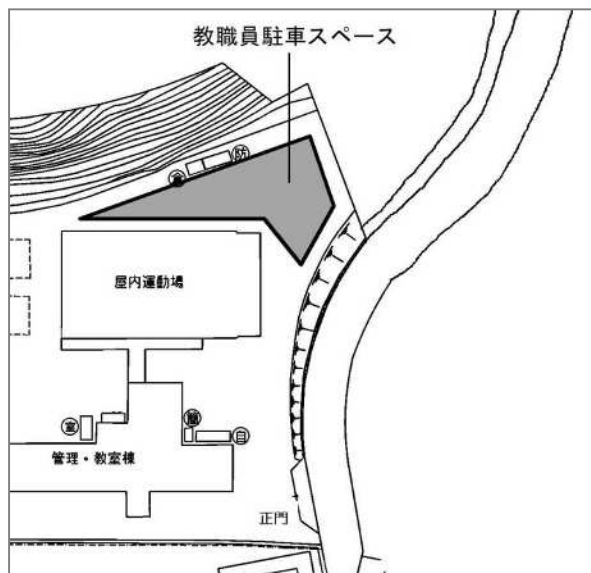
□教頭や校務作業員の自家用車が校地外に駐車されていたことは、道路交通法上、「駐車禁止」の場所には該当していないことから、直ちに違法とまでは言えない。しかしながら、同法が予定している「駐車」の趣旨から考えると、このような日中を通して駐車するというような実態的に駐車スペースとしての利用までも許容しているとは考えがたい。近隣の大学から借りていた駐車スペースと、校地内で駐車することを許可されていた駐車スペースから、通勤している職員分の駐車スペースは十分に確保されていたのであるから、正門外の道路上の駐車を正当化する余地は全くなく、同駐車は極めて不当かつ不適切な行為であった。

□学校関係者の自家用車が2台も校地外の正門横のスペースに駐車されていることで、正門外の付近の道路とスペースが「駐停車して良い場所」という保護者等の認識につながった可能性があり、重大な問題である。

(2) 教職員の自家用車通勤の状況

前述の通り、教頭と校務作業員の自家用車が校地外に駐車されていた。当該学校における教職員の自家用車による通勤はどのような程度、日常的だったのか。また、自家用車による通勤があった場合、その自家用車はどこに駐車していたのか。

教職員の自家用車による通勤の状況は、バス通勤であった校長を除き、教頭を含むその他の教職員はそのほとんどが自家用車、一部は自動二輪車（バイク）で通勤していた。そして、それらの自家用車やバイクは前述の教頭と校務作業員を除き、右図のように、校地内の駐車場に駐車していた。これに加えて、近隣の大学と契約して、3台分の駐車場が確保されていた。



なお、市教委から発出されている平成17年（2005年）11月21日日付教育長通知「学校内における教職員の自家用車駐車について」によれば、単なる通勤手段としての自家用車の校内駐車については、行政財産の目的外使用として、原則として認めない旨が確認されている。この例外として、教育活動を行う上で特に必要な場合として、9学級以下の小学校では9台まで許可されるとされており、7学級である当該学校では8台許可されていた。また、この他に、週に数日しか出勤しない3名の非常勤職員の3台も校長により例外的に許可されていた。上述した3台の近隣の大学駐車場と合わせて、15名の教職員が車により実質通勤していたことが確認できた。

当該学校における本事件の発生当時の教職員数は18名であるところ、当該学校のほとんどの教職員が自家用車等による通勤をしていた。また、校地内に駐車する場合に、児童の安全を確保するための明確なルール等は設けられていなかったものの、教職員の自主的な判断で、担任教諭によれば児童が学校の登校する午前8時5分から20分くらいの時間帯を避けて出勤していた。

(3) 保護者や地域住民等の自家用車による来校と駐停車の状況

①保護者の自家用車による送迎や来校

当該学校としては、年に一度「児童の通学について(お願い)」<資料5の通り>という書面を保護者宛に配布し、自家用車による児童の送迎をする場合には「事前に、或いはその時点で」学級担任に申し出るよう通知していた。この書面では、登校が原則集団登校であり、下校が自由下校であることが述べられているだけで、自家用車での送迎について原則は認めないという記載や、必ず事前に連絡するようという記載はなかった。また、事前に連絡した際に、どのように子どもを送迎するかについて具体的なルールは何も定められていなかった。

保護者の自家用車による児童の送迎については、校長は、日常的には多くはなく、子どもの預かり合いをしている保護者が、事前連絡をして迎えに来ることがあったが、毎日ではなく時々だったと認識していた。また、送迎について事前連絡をしてきていたのは1人で月1~2回程度であり、保護者が迎えに来た場合には、まず道路突き当たりの教頭及び校務作業員車両の横スペースに駐停車し、同スペースが空いていなければ「坂道」に駐停車していた旨述べている。

なお、保護者から送迎の事前連絡があった場合には、事務職員が該当児童の在籍する学級担任へ直接連絡するのみで、特に記録等は残されていない。教頭によれば、本事件の発生日、加害者からも事前に送迎をするという連絡はなかったという。

担任教諭は遠足や林間学校等の通常の登下校時刻とは違う場合や、荒天の場合には、比較的保護者が自家用車で送迎しにきていたと記憶している。また、PTAの会合等の場合には、「坂道」の近隣の大学のフェンス側に沿って、自家用車が駐車されていたことも記憶している。教頭はこの点について、本事件前には5、6台の軽自動車が見たことあるとし、その場合には標識のある場所より奥に駐停車しているのは見たことがないと記憶している。加えて、教頭は本事件の発生日後、ある保護者から本事件が発生した年度は、保護者による自家用車での送迎が異常に多かったという状況を聞いて初めて知ったとしている。

このような関係者の記憶や認識にもとづく供述によれば、保護者の送迎車がどの程度日常的に学校に来ていたかは、関係者もあまり把握しておらず判然としない面もあるものの、少なくとも本事件発生の直前期については、保護者同士で児童を預け合っている保護者の自家用車の送迎があったこと、他の保護者の自家用車も含めて複数台の「坂道」等における駐停車の車両が増加していたことから、下校時刻ころに保護者車両等が正門外に複数台駐停車されている状況が常態化しつつあったことは伺われる。

なお、授業参観や学校行事等が行われ、保護者が多数来校することがあった場合には、近隣の大学の駐車場を借用して対応していた。

②地域住民や業者等の自家用車による来校

地域住民や業者が車で来校することについて、少なくとも本事件前には、学校側からルールを提示して依頼をするようなことはしていなかった。

校長の認識によれば、地域住民が自家用車で来校する場合には「坂道」に自家用車を駐停車していることが多かった。また、校長は当該学校への赴任前に「この学校は坂道に停めれば大丈夫」というようなことを耳にしたことがあったと記憶している。

このようなことから、地域住民については、学校へ自家用車で来校する際には、「坂道」の標識より下のところに縦列で停めるのが慣例になっていたものと推定できる。

また、保護者や地域住民以外の自家用車については、学校に用事のある学校給食の配膳車や業者等の車両を除いては往来というほどの交通量はなかった。当該学校の立地的特色として、正門前付近は教頭と校務作業員が自家用車を駐車していたスペースで行き止まりとなっており、そこに至るまでの「坂道」から下って「当該学校入口」の交差点までは分岐する道路もないことから当然といえる。

③上記の状況に対する当該学校の対応・対策

各学級の担任は下校に際し昇降口までは児童に付き添って見送りにきていたものの、正門までは見送りにきていなかった。また校長は、登校指導時と出張時以外には、正門付近を日常的に巡回していなかった。これらの事実からすれば、管理職を含め教職員は、少なくとも下校時における正門前の交通環境（保護者の自家用車の送迎や駐車状況）については日常的に把握できていなかったと推定できる。

そして、当該学校は、上記のように保護者が何らかの理由によって自家用車で来校する場合のあることや「坂道」等において時により複数台の駐停車があることを認識していながらも、正門前付近やそこにつづく「坂道」における交通環境の日常的な状況について、安全管理上の問題として十分に意識していなかったといえる。

なお、以上に関連して、正門の門扉の開閉については、校務作業員が児童の登校が終了してから閉めることになっていた。また、校長によれば、学校給食の運搬車等が校地内へ入る場合には、運転手もしくは校務作業員が開閉を行っていた。そして、日常的には、校務作業員が午前7時30分頃に正門を解錠の上、門扉を開いていた。

【見解・所見】

□管理職を含む教職員は、正門前付近や「坂道」における自家用車の往来や駐停車の状況等を含めた交通環境に対する問題意識と安全管理の意識が極めて希薄だった。そのため、日常的な駐停車状況の把握もなされず、改善しなければならない状況があることも看過する結果となった。

□市街地の小学校等とは異なる当該学校の立地的特色（正門前付近が行き止まり、校舍近くの門が正門のみの一箇所等）をふまえ、交通安全の観点のみならず、生活安全（不審者や危険箇所の発見・点検等）の観点からも状況把握を行い、児童の安全確保をする上で支障となるかどうかの判断を行い、何らかの対応や対策を講じるべきであった。特に、校長や教頭は巡回や登下校指導を通して、当該学校の正門前付近と「坂道」を含めた周辺の状況を把握しておくべきであった。

□保護者や地域住民が自家用車で来校する際には、「坂道」に駐停車していたことが慣行になっていたが、同場所は道路交通法上も駐車禁止場所であったのであるから、その点からも同場所での駐車について学校として「黙認」していたことは極めて重大な問題である。

□保護者に対して、自家用車による児童の送迎ルールを定めていたものの、年度当初の1回のみ通知を事務的に発出しているだけであり、実際の状況を組織的に、あるいは管理職個人として、問題意識をもって把握している様子は見られなかった。また、送迎のルールについて具体的な定めがなかったことから、事前連絡しても教職員に会うことなく子どもを送迎していたと推定さ

れ、事前連絡をする意味を保護者が認識していなかった可能性も高く、さらに事前連絡なしの送迎を助長した側面も否定できない。

□当該学校が本事件の発生直前に至るまでの保護者等の自家用車による送迎の増加状況や、「坂道」等における駐停車状況について組織的に把握せず、それらの危険性も意識しなかったこと、そして、送迎ルールの徹底等も含め何らかの対応や対策も講じずに放置したことは、加害者が安易に児童を自家用車で迎えにきて正門前まで進入してくるような状況を生み出した。このような**当該学校の交通環境に対する安全管理の瑕疵は、本事件を発生させた根本的要因である。**

(4) 当該学校の安全管理の状況

前述の通り、当該学校は正門付近について日常的な安全管理ができていなかったが、この他の安全管理の取組状況について確認しておく。

市教委は学校保健安全法第 27 条及び第 29 条に規定される「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）の作成については、「平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）（風水害編）（不審者対策編）」の 3 種類を作成し、市内の小中学校（園）に周知していた。その上で、各校（園）に対しては「学校防災安全計画」を策定するよう通知するとともに、市教委（教育総務課）へ提出させるようにしていた。

以上について、当該学校は、学校保健安全法第 27 条に規定される「学校安全計画」を年度当初に作成し、それにもとづき、地震・火災・不審者対応の訓練や交通安全指導等、児童たちへの安全教育を実施するとともに、教職員への研修として、不審者対応の訓練を実施していた。また、同法第 27 条、同法施行規則第 28 条及び第 29 条において求められる学校施設・設備の「安全点検」についても、2 か月に 1 回程度のペースで実施していた。

ところが、当該学校が安全点検を行ったことを示す「安全点検表」については、本事件の発生した平成 26 年度（2014 年度）に限り、当該学校では保管されておらず、本委員会の調査ではその証跡を確認できなかった。保管されていない理由についても不明である。なお、当該学校を含め市内の小中学校（園）における安全点検の結果については、市教委への報告も義務づけられていなかったため、市教委も把握していない。

【見解・所見】

□当該学校は学校保健安全法や同法施行規則に規定される「学校安全計画」の策定と実施、施設・設備の安全点検の実施等について、一定の責務を果たしていたものと考えられる。しかし、本事件の発生した年度に限り、施設・設備の安全点検に関する証跡が確認できず（安全点検表は所在不明）、安全管理上はおろか、公文書の管理上からも問題である。

□安全点検に関する証跡がないこと（理由は不明、実質的には紛失）からみても、校長には管理職としての「安全管理」に対する意識が欠けており、当該学校としての危機管理体制が不十分だったと言わざるを得ない。

□市教委は学校保健安全法にもとづく一定の責務を果たしていたものの、市内の小中学校で行われた施設・設備の安全点検の結果報告について、適切な把握と点検ができておらず、設置者の安全管理体制としては不十分である。

3. 本事件発生時と当該学校の初期対応について

本事件の発生時における「図工」の実施状況と、発生直後（本事件発生当日）の学校の初期対応に関する事実や問題点を確認、整理するとともに、本委員会としての見解や所見を示す。

（1）本事件発生時の「図工」の授業等の実施状況

前述の通り、本事件は平成26年（2014年）10月17日、当該学校の第6学年の「図工」一単元名「私のお気に入りの場所」一の実施中に発生した。当該授業は第5校時（午後1時45分頃）から開始され、第6校時目も継続して実施されていた。

市教委報告書によれば、第5校時目の冒頭に担任教諭が児童全体に対して指導を行い、その後、児童たちがそれぞれの場所に移動し、学習活動を開始し実施していた。市教委報告書の記述から整理すると、本事件の発生直前における児童たちの活動場所は下表及び<資料4>の通りである。

	活動場所	活動児童数
校地外	正門の前	1名（被害児童）
校地内	体育館	4名
	渡り廊下（校舎外）	1名
	ランチルーム	3名
	東階段下	1名
	図書室	1名
	西門外階段（校舎外）	1名
	体育館付近・畑付近（校舎外）	2名

①担任教諭の指導と本事件発生直前の状況

以上の通り、本事件の発生した「図工」の授業開始時の担任教諭による全体指導後、児童たちは校舎内外、校地内外に点在して学習活動を実施していた。このような状況に対して、担任教諭はどのような指導を行っていたのか。

この点について、市教委報告書によれば、担任教諭がそれぞれの活動場所に出向き、児童に対して指導を行っていた。校外に出る3名の児童たちに対しては、校外へ出る前ではなく、個々に巡回した際に「もし、車が来た場合は、脇に移動して車を通すように」というような安全指導を行っていた。また、本事件の発生直前には、唯一、校地外の正門前で活動している被害児童に対しても、5校時が開始した15分後の午後2時頃に出向き、被害児童に対して「車に気をつけるように」という言葉をかけながらも、正門付近の道路に自家用車が複数台駐車されていたことには意識が向いていなかったとされている。

そして、本事件が発生した第6校時目、時刻は午後2時50分頃、担任教諭は教室で児童たちからの相談を待ちながら、「関心・意欲・態度」に関する評価記録（メモ程度）をまとめていた（市教委調査報告書3頁）。この理由について、担任教諭は、自身が常に巡回をしていると、児童たちが相談や報告する際にすれ違ってしまう場合があるため、時間的なロスを防ぐ意味で教室を拠点にしていたと説明している。

さて、担任教諭は本事件発生直前に、なぜ評価記録をまとめる必要があったのか。この点については、教員の多忙化といわれる勤務時間の超過との関係が注目される。この点につき、市教委は、当該教諭の超過勤務や持ち帰り仕事の実態を把握していたものの、超過勤務は本事件発生の要因としては捉えていない。そして、管理職によれば、多忙の状況はどこの小学校も同じであるとした上で、担任教諭が体育主任や研究主任をしていた状況や、小規模校特有の課題のため忙しさはあったにしても要領よく校務をこなし、用事があるときには早めに帰宅していたので、担任教諭が特別に忙しかったわけではないと認識している。他方、担任教諭は、日常的に勤務時間に校務を終えるという時間的余裕はなかったとしているものの、本事件発生直前に教室で評価記録をまとめていたことについては、他の校務との関係から時間的にひっ迫して行っていたわけではないとしている。

②本事件発生直前の状況と管理職の所在

本事件の発生直前、当該学校では小学5年生を対象とした「菊づくり」の授業（総合的な学習の時間）が行われており、校長と教頭はこの授業に参加し、立ち会っていた。

この授業は当該学校の毎年恒例のもので、この授業のために地域住民やボランティアの方が多数来校していた。この際には、資材を積んでくるため、事前に校内に入る車は何台か確認し、該当者に対しては校務作業員が誘導していた。それ以外のボランティアの車は、前述の慣例で当該学校の正門前につづく道路の「駐車禁止」の「標識」のある場所より下ったところ、近隣の大学側フェンスに沿って縦列駐車していた。本事件の発生当日、校長は資材の運搬のため、校地内に入ってくる自家用車等が2、3台あるため、こちらばかりに気を配っていた。

本事件の発生直前には、＜資料6＞の通り、「標識」より奥の正門前付近には「菊づくり」のための軽トラック1台と、保護者の自家用車3台が駐停車されていた。そのため、加害者の自家用車は本事件の発生した正門の前に進入し、被害児童が活動していたすぐ側に駐停車することになった。

【見解・所見】

□本事件発生直前に担任教諭が教室で評価記録をまとめ、巡回指導を行っていなかったのは、児童たちの安全配慮に対する意識が欠如していたためであり、本事件発生と担任教諭の超過勤務の実態との因果関係は認められない。

□担任教諭は児童たちが校地内外に点在して学習活動をしている場合には、児童たちの質問等に答えるための時間のロスがあったとしても、児童たちの安全配慮と安全確保を最優先として、教室に待機せず常に巡回指導を行うべきである。

□当該学校の授業（菊づくり）に協力するための車両が校地外に駐停車されていたことは問題である。当該学校には校地内に十分な駐車スペースもあることから、校地内に駐車させるべきであった。前述の保護者による自家用車による児童の送迎や、校地外における駐停車の捉え方を含め、当該学校の交通環境に対する安全管理の瑕疵や決定的な認識不足は、本事件の根本的要因といえる。

(2) 本事件の発生と救急要請・対応

以上の状況の中、本事件は午後 2 時 50 分頃に発生した。本事件の発見者は、別に小学 1 年の児童を自家用車で迎えにきた保護者である。当該保護者は、迎えにきた児童とともに本事件を目撃した。

当該保護者の検察官に対する供述調書によれば、当該保護者は本事件発生直前に、被害児童の学習活動を見て「よく描けているね」等と声をかけ、被害児童等とやりとりしていた。その後、当該保護者が自身の児童を自家用車に乗せて帰ろうとしたところ、加害者の自家用車が被害児童を轢くのを目撃した。また、当該保護者の児童も自家用車の中から「どうして（加害車の自家用車が被害児童を）2 回も踏むの」と言っていることから目撃していたものと推認できる。この他の児童については、教頭の記憶によれば、本事件の発生を直接目撃したものはいなかったと思われる。

そして、当該保護者が学校の事務室に掛け込み、本事件を知らせるとともに救急要請を行い、職員室にいた教諭が救急車の要請を行った。救急隊による「救急活動記録票」によれば、救急車要請の第一報（入電）は午後 2 時 53 分となっている。

他方、加害者も直後に救急へ通報したというが、本委員会は加害者に対するヒアリング調査等を実施できなかったため確認できていない。

なお、本事件後の検察官に対する担任教諭の供述調書（平成 27 年（2015 年）7 月 2 日付）によれば、加害者は本事件の発生現場で携帯電話をもちながら座りこんでいた様子だった。

本事件について、担任教諭は、被害児童と同じ学級の児童が、学習活動の場所であった図書室の窓から本事件が発生した様子を発見し、「大変」と叫びながらそのことを伝えたことにより知った。それを聞いた担任教諭は図書室の窓から本事件の発生場所の状況を確認するとともに、すぐに本事件発生場所へと駆けつけた。

そして、正門の前に倒れていた、まだ意識のある被害児童の頭を自身の膝の上に乗せ励ましながら介抱し、周囲にいた職員に「救急車は？」と救急要請の有無を確認したところ、この職員から既に対応済みであることを伝えられた。その後、担任教諭は救急車の到着まで、校務作業員により本事件発生を伝えられ発生現場へ駆けつけた養護教諭とともに、被害児童の足を持ち上げ三角に膝を立てて、頭に血が行くようにする等の介抱を行った。

他方、体育館で「菊づくり」の授業に立ち会っていた校長と教頭は、事務室にいた事務職員から本事件発生を伝えられ、発生現場へと駆けつけるとともに、校長は別の教諭に 110 番通報の指示を行っている。

その後、教頭は本事件を目撃した保護者に対して、自家用車を方向転換させて帰らせたり、他の教職員は下校し始めていた他学年の児童に対して、拡声器を用いて誘導したりしていた。

なお、本事件を目撃した保護者を帰らせたことについては、同日に行われた警察による現場検証に目撃者が立ち会わない状況を生んでしまった。

以上のような状況下で、結果的に、前出の救急隊の記録によれば、救急車の現場到着は午後 3 時 2 分と記録されており、救急車の要請は速やかに行われたものといえる。

そして、救急車が到着し、救急隊員が被害児童に問診したのに対して、被害児童にはまだ意識があり、丁寧な言葉で応答した。その後、救急隊の記録によれば午後 3 時 14 分頃、救急車は搬送先の病院へと出発した。救急車には担任教諭と後述するように被害児童の祖母が同乗した。

【見解・所見】

□救急車要請及び救急対応については、速やかに行われており問題は認められない。ただし、本事件発生を最初に目撃した保護者がいなければ救急要請が遅れた可能性もあり、このような意味でも児童たちが校地内外で点在して学習活動を行う場合には、担任教諭等による巡回指導はもちろんのこと、必要があれば他の教職員やボランティア等の協力を得て、複数体制で取り組むべきであった。

□学校における児童の死亡等の重大な事件・事故等が発生した場合、児童等の避難誘導、必要に応じた救急要請等が速やかに求められる。一方で、警察の捜査を含め事件・事故等の事実確認や原因究明を確実にを行うためには、目撃者や発見者を待機させたり、物的な証拠を保全したりすることが必要であり、本事件の場合、目撃者をそのまま帰宅させた点は課題の残る対応である。

（３）被害児童の保護者（遺族）への連絡

本事件の発生を受けて、当該学校は被害児童の保護者（遺族）への連絡については、職員室にいた教諭が、＜資料 7＞の「児童票」に記載されている「連絡方法（自宅）」欄にある被害児童の自宅電話番号へ連絡した。そうしたところ、被害児童の祖母が応答し、祖母は救急車が到着した直後に自家用車で現場に到着し、担任教諭とともに救急車に同乗した。

そして、被害児童の遺族（母親）に対しては、祖母が学校に到着した直後に、職員室にいた同じ教諭が「児童票」の「緊急時の連絡先 自宅が留守の時」欄にある母親の携帯電話の電話番号に連絡したところ、母親は自宅に帰宅したばかりの状況だった。同教諭は本事件発生について知らせるとともに、すぐに本事件現場へ来るよう要請した。

その後、救急車が発車後、再度、母親に連絡し、被害児童が病院へ搬送される旨を伝え、病院へ向かうように要請した。この連絡を受けた母親は午後 3 時 40 分頃、勤務先にいる被害児童の父親へ連絡するとともに、自身の実家にも連絡している。

このように、「児童票」の「連絡先」に示されている「自宅」電話番号へと連絡し、被害児童の祖母への連絡は速やかに行われたが、被害児童の保護者である両親には連絡が二次的なものとなってしまった。被害児童の意識のある間に本事件の発生現場へと駆けつけられなかった点は、被害児童の両親にとって大きな後悔の一つとなっている。

結果として、両親は被害児童の搬送先である病院で合流した。

【見解・所見】

□事件・事故等により児童への救急対応が必要な場合の緊急連絡について改善する必要がある。特に、被害児童の「保護者」（両親等）に一次的に必ず連絡すべきである。携帯電話・スマートフォンが普及した今日的状況をふまえれば、緊急時の連絡先として保護者への連絡を最優先にできるよう、「児童票」において緊急時連絡の優先順位を示す等の改善と工夫が求められる。

(4) 救急車発車以降の当該学校の対応

前述の通り、午後3時14分頃、救急車が被害児童の祖母と担任教諭を同乗して病院へと発車した。これに対して、校長は養護教諭の自家用車で同教諭とともに、救急車を追走するかたちで同病院へと向かった。その後、当該学校では次のような対応を行った。

① 被害児童の同級児童・保護者等への対応

被害児童と同じ学級の児童たちに対しては、校長から「落ち着いて片付けをさせて帰りの会をさせてください」等と指示を受けた教諭が全員を教室に待機させた後、児童たちに対して、本事件発生や被害児童が病院へ搬送されたこと等の指導をした後、下校させた。

なお、同級児童への保護者への連絡は「児童たちが家庭で話をするだろう」と考え、行われなかった。

他方、本事件発生時に「菊づくり」を行っていた5年生の児童に対しては、本事件発生の異変に気づけなかったため、そのまま下校させた。

② 警察及びマスコミ等への対応

午後3時20分頃、当該学校へは警察が現場検証に訪れ、教頭が対応にあたった。そして、本事件発生を知ったマスコミからの問い合わせは事件発生当日がほとんどで、職員室の電話や本事件発生現場への取材がマスコミ9社から20件あった。これに対しては教頭や市教委から派遣された当該学校待機の指導主事が協力しながら対応した。

これとは別に、後日、当該学校の在籍児童の保護者が来校し、教頭が対応した。その保護者によれば、正門前の自動車の駐車状況について以前から気になっており、そのことを学校に伝えられなかったことを後悔していた。この他に、関西地方在住と思われる者から電話による問い合わせが1件あった。

③ 市教委への連絡や情報共有等

市教委が本事件発生の一報を受けたのは、平塚市消防本部情報指令課からで、当該学校からは特に連絡がなかった。情報指令課から市教委（教育指導課）へは、市内の学校で事件・事故等が発生した場合には、連絡が入るようになっていた。

そして、市教委はその一報を受け、当該学校に連絡し状況を確認するとともに、指導主事2名を被害児童の搬送された病院と、その後、同様に指導主事2名を当該学校に派遣した。

なお、市教委の当該学校との連絡・協力体制や、本事件に対する対応についてはあらためて後述する。

【見解・所見】

□本事件発生と被害児童の被害を断片的に知っていた同級児童の心的な動揺は相当なものであり、精神状態は不安定なものであったと考えられる。これについて、当該学校が簡単に指導を行い、十分なケアをせず、そのまま下校をさせた点は同級児童への心理面への配慮に欠けるものとも捉えることができる。また、帰宅後、同級児童から本事件を聞いた保護者の動揺や当該学校に対する不信を招く可能性も考えられる。そこで、同級児童の保護者に連絡して、本事件発生の状況を限定的に知らせるとともに、児童たちへの接し方等についてお願いしたり、

迎えにきてもらったりする等の配慮があっても良かった。

□当該学校は本事件の発生について、設置管理者である市教委への報告を速やかに直接行い、直面する対応について協力や支援を求めるべきだった。

□事件・事故等の緊急事態の発生時における学校の適切な対応の在り方について、全市的に管理職や教職員の知識が不足しているものと考えられ、今後、内容を検討した上で明らかにしておく必要がある。特に、児童への指導やケア、被害児童の保護者以外の保護者への連絡、マスク等への対応、市教委への報告・連絡等が課題である。

4. 被害児童の死亡後の当該学校の対応について

被害児童は病院で被害児童の家族（両親、弟、祖母）が見守る中、治療を受けたが、平成 26 年（2014 年）年 10 月 17 日の午後 7 時 30 分過ぎに死亡した。そのことを、同病院にいた校長は午後 9 時 53 分頃、父親から伝えられた。

以下では、被害児童の死亡後の当該学校の対応について、本事件に関する保護者説明会に関する対応と、心理的支援に関する対応を中心に見ていく。

（1）保護者説明会の延期と実施

本事件の重大な問題点を考える際には、遺族への対応があげられる。遺族が当該学校に対して不信や憤怒の念を抱いた一つの要因（発端ともいえる）として、本事件に関する「保護者説明会」の開催があげられる。そこで、以下では、被害児童の死亡後の当該学校の対応について、「保護者説明会」を中心に事実経過を確認するとともに、課題を整理する。

①本事件発生後翌日（10月18日）の動向

本事件の発生当日の深夜の時点（10月18日午前1時30分頃）で、校長は教育指導課長と相談しており、「葬儀や通夜等の日程によっては、保護者説明会等の日程の変更も検討する」等と記録されていることから、校長は当該学校として、保護者説明会の開催を検討していたことが伺える。校長によれば、すぐにでも全児童の保護者へ本事件について伝えなければいけないという思いが強かったという。

そして、同日午前 11 時の時点で、当該学校待機の指導主事から市教委に対して、教務主任が保護者説明会開催通知案を作成すると報告され、午後 3 時 10 分には当該学校待機の指導主事を通じて市教委に対して、保護者説明会の開催通知文書の確認を求めている。

そして、午後 5 時 50 分時点の当該学校待機の指導主事の市教委への連絡によれば、校長を含む教職員の打ち合わせの中で、明日以降の当該学校の対応として、「告别式以降保護者説明会を行うこと」が確認されたことが記録に残っている。

その後、午後 6 時 45 分には、校長と教頭、指導主事が話し合い、保護者向けの 3 通の通知文書

(①葬儀のお知らせ、②月曜日のお知らせ、③保護者説明会のお知らせ)を確認し、明日の午前中に市教委(教育指導課)に確認をしてもらった上で、午後には各担任が家庭訪問を行い通知文書を配布することを決定した。また、保護者説明会の段取りについても、同日午後8時前には決定していた。

②本事件発生後2日目(10月19日)の動向

校長は、10月18日に当該学校に来校したPTA本部役員から本事件について報道を知った保護者が説明を求めている状況があることを伝えられた。これを受け、校長はますます保護者への説明、保護者説明会の開催の実施に向けて焦る思いだったという。

こうして午後1時30分頃には、校長が保護者説明会等の通知文書の確認のために遺族の自宅を訪問し、午後1時41分には校長から当該学校へ、それら通知文書について被害児童の両親(以下、遺族)に「確認」してもらったとの連絡が入り、当該学校待機の指導主事からも市教委へその旨が報告されている。この時の状況について、校長によれば、遺族が通夜までの間に見る時間はあると考えて文書を持参したという。

しかしながら、後述する通り、遺族は大切なわが子を喪った直後で深い悲しみの中にあり、保護者説明会の開催文書について「確認」できるような精神状態には到底なく、その開催日や内容等については「同意」もしていなかった。この詳細については、校長や当該学校の遺族対応の上で極めて問題であるため、あらためて後述する。

なお、当該学校が当初計画し、遺族の「同意」を得ていたものと誤認した保護者説明会の開催通知文書においては、その開催日時について「平成26年10月22日(水)19:00~20:00」等と示されている。結果的にこの日は被害児童の葬儀と同日であった。

この日程決定にあたっては、前述の通り、10月18日の深夜時点で校長と教育指導課長とが「葬儀や通夜等の日程によっては、保護者説明会等の日程の変更も検討する」「告別式以降保護者説明会を行うこと」等と確認していたにも関わらず同日となった。このような開催日の決定にあたり、校長は被害児童の通夜や葬儀の日程が決まり次第、可能な限り早期に保護者説明会を開催したいとの考えがあったとし、この開催日の決定については教頭や市教委から特に助言や指摘等はなかったという。

他方で、市教委としては、被害児童の葬儀が同日に行われることから実施にあたり懸念を抱いていたが、前述した通り、特に当該学校に対して助言や指摘等は行わなかった。

そして、このような案で保護者説明会の開催に向けて準備が着々と進められた。同日午後2時30分頃には当該学校待機の指導主事から市教委へ「保護者配布文書の確定版を送付」し、午後2時55分時点には「保護者説明会時の教頭原稿」を確認のため送付と記録されている。そして、同日午後5時30分頃までには、全学級担任が各家庭訪問を行い、その際に、<資料8>の保護者説明会開催の通知文書を持参した。

③本事件発生後3日目(10月20日)の動向

午前9時35分頃に当該学校待機の指導主事から市教委へ、保護者説明会について、PTA本部や学校評議員の他に、自治会や公民館等へも案内することが報告されている。そして、午後3時33分頃には、教頭からの確認として、市教委に対して保護者説明会で使用する校長や教頭等の説明文書について、同日夜に開催するPTA本部説明会でも使用するため、急いで確認してほしい旨の

連絡があった。そして、午後 6 時以降に、市教委（教育指導課）は校長と教頭の説明原稿についてそれぞれ助言するとともに、担任教諭の原稿については間に合わなかったため、後ほど確認するとした。

なお、この日の夜に行われた PTA 本部会では、校長より本事件の経緯説明とともに、自家用車による来校禁止や保護者説明会の開催について意向を伝えた。参加者はおおむね当該学校に協力するという雰囲気だったものの、学校の正常化への要望の他に、自家用車の来校禁止について批判的な意見、そして、本事件に関する情報を提供してほしい等の要望があった。

④本事件発生後 4 日目（10 月 21 日）の動向

保護者説明会の開催に向けて、午前 8 時 20 分頃、市教委では教育指導課長が教育長や教育指導担当部長に対して、保護者説明会の原稿（校長・教頭・担任教諭）の報告を行った。また、保護者説明会の開催にあたっての体制についても相談、確認するとともに、その後、教育指導担当部長が教育研究所や子ども教育相談センターにも応援を依頼し、指導主事 2 名が協力することになった。

午前 10 時前に、校長が遺族の自宅を訪問し、保護者説明会の内容（原稿）について文書の確認依頼をした。しかしながら、遺族は、被害児童の通夜の当日でもあることから、十分に確認や判断できる精神状態にはなく、保護者説明会の延期を求めた。

これを受け、午前 10 時過ぎには、校長から報告を受けた当該学校待機の指導主事が市教委へ報告し保護者説明会の延期を決定するとともに、市教委は関係機関へ連絡を行った。また、午前 10 時 30 分頃には、当該学校に待機する指導主事が、保護者あてにメール配信、児童にお知らせの文書を配布という保護者説明会延期についての通知手段とその内容について市教委に確認を行った。

これを受け、当該学校は保護者説明会延期のお知らせの文書を配布したものの、保護者へのメールを配信していなかった。結果的に、メールが届いていない家庭があると当該学校に連絡があったことで、教頭と教務主任が確認したところ、メールの未送信が判明したため、10 月 23 日に連絡の遅れとメール配信の不手際についてお詫びの文書を配布し、その旨をメールで配信した。

⑤保護者説明会の再検討に向けた動向（10 月 22 日以降）

10 月 22 日、PTA 会長から校長に対して保護者説明会の延期理由について問い合わせが多数あり困っていると連絡があり、校長は問い合わせがあった場合には「察してほしい」と回答してほしいこと、それでもなお質問された場合は、「学校に連絡するよう伝えてほしい」と回答している。

10 月 23 日には、校長から当該学校待機の指導主事を通じて、保護者説明会における市教委の関わり方を相談し、市教委は「オブザーバーとして参加する」旨が伝えられている。そして、同日、校長から遺族に連絡し、被害児童の初七日であることから弔問してよいかを尋ねたところ、そっとしておいてほしいという様子が感じられたため弔問は控えることにしたとの報告が、当該学校待機の指導主事から市教委にあった。

10 月 27 日の午後、校長は遺族の自宅へ訪問し、保護者説明会における校長や教頭、担任教諭の説明原稿文書を持参し手渡した。その際に内容について意見を伺いたい旨を伝えるとともに、遺族と相談した上で保護者説明会を 10 月 31 日に実施することになったことを市教委（教育指導課長）へ報告している。校長から教育指導課長に連絡し、保護者説明会時の校長原稿について物足りなさを感じている旨の相談をし、後日、教育指導課長より後ほど助言すると応じられている。

10月28日の午前中、在籍児童の保護者から当該学校へ保護者説明会の延期理由について問い合わせる電話があった。これに対して、電話に出た事務職員が、遺族の了解を得ていないにもかかわらず「御遺族の意向もあって」との回答を行った。

その後、校長は教務主任と遺族の自宅を訪問した。この時、遺族からは、前日に持参した原稿文書をふまえ、「全然反省していないのではないか」「(当該学校の) 保身が感じられる」等をはじめ、文書内の表現(言い方や言い回し等)を含む意見が数多く出された。これに加えて、今までの遺族とのやりとりの中で、校長に失言があったこと、対応が「上から目線」であること等の不満が告げられている。遺族によれば、校長の言葉は事務的に感じられたという。

他方、この日の夕方には、10月31日に開催されることになった保護者説明会の開催通知文書が全児童配布していなかったことがわかり、翌日、児童へ文書を配布することを保護者にメールで配信した。

そして、保護者説明会の開催当日の10月31日の正午ごろ、校長と教頭は遺族の自宅を訪問し、遺族からは、被害児童に非がないことや正門の前は車道で本来学習活動をすべきではなかったこと、そして、端的に本事件のことを話してほしいこと、担任教諭が率直に話す場面を入れてほしいこと等が要望されている。

【見解・所見】

□本事件後の遺族に対する当該学校の対応は、校長の早期に保護者説明会を開催したいという学校の都合を優先し、被害児童の家族(遺族)の心情に全く配慮していないものである。

□本事件の場合、被害児童の通夜や葬儀等が執り行われていないことや、当該学校や市教委として本事件の事実や原因に関する把握が不十分だったことをふまえると、この時点では保護者説明会を開催するよりも、本事件に対する謝罪を第一として、客観的な事実、当面の緊急の安全確保策のみに関する情報を継続的に提供すべきだった。その上で、保護者説明会については、校長のみならず全教職員、市教委が遺族の意向を十分確認して、日程や内容等についてあらためて検討の上、設定し、遺族の了解のもとで開催するという姿勢を示すべきだった。

□児童の死亡等の事件が発生した場合には、学校は保護者等への説明責任は当然に求められることになるが、被害児童とその家族の心情を最優先に考えるべきである。特に、被害児童が死亡に至った場合には、遺族の心情は察してあまりあるものであり、被害児童の喪に服すことや、遺族の心情に対する配慮と理解を最優先に考えるべきである。

□保護者説明会の計画段階において、市教委と当該学校(特に校長、教頭等)との組織的な協力体制が十分ではなかった。市教委は当初の保護者説明会の開催が被害児童の葬儀と重なることに懸念をもちながらも校長へ助言しなかった。また、当該学校の対応について、保護者説明会の延期に関するメール配信や、再設定した保護者説明会の開催通知文書の配布をできていなかった点を見ると、当該学校内部における組織的対応(役割分担や相互チェック)も不十分だったといえる。

□当該学校及び市教委の組織的な体制・対応の不十分さは、校長による保護者説明会を含めた遺

族対応の抱え込みにつながり、後述する通り、校長の極めて不適切な対応によって遺族の心情を著しく傷つけ、精神的苦痛を与える状況を生み出した背景的要因である。

(2) 保護者説明会の実施

以上のような経緯があり、延期された「保護者説明会」は結果的に2回開催されることになる。以下では、2回の保護者説明会について事実を確認するとともに課題を整理する。

①第1回保護者説明会

最初の保護者説明会は以上の経緯から、本事件の発生後、2週間を経た平成26年(2014年)10月31日に開催された。内容としては、校長の謝罪のあいさつ、教頭の本事件発生当日の経過説明、担任教諭の謝罪、市教委(教育指導課長)の謝罪と対応についての説明後、出席者からの質疑応答が行われた。

そして、出席した保護者からは被害児童が正門前で絵を描いていたことを知らなかったのか、他学年で水泳の授業中に事故があったにも関わらず教職員が安全に配慮できていなかったのか、教職員の勤務状況に問題があるのではないかなどの批判的な意見や質問が出た。また、保護者説明会の開催の遅れも含め、本事件後の学校の対応について質問や、学校が隠し事をしているのではないかなどという批判があった。なかには感情的になる保護者もいた。

以上の意見や質問等に対して、当該学校は十分な回答ができなかった。特に、保護者説明会の延期については、当該学校が遺族に配慮したという内容の回答を行い、理由についても「お察しください」と曖昧にした。

②第2回保護者説明会

第2回保護者説明会は平成27年(2015年)1月16日に実施された。当該保護者説明会の発言記録を見ると、PTA会長が校長より先に挨拶しており、その開催や実施にあたり、PTAが全面的に関わっていることが伺える。また、それはPTAの各学年委員から保護者の意見や質問が出された後、校長や教頭、担任教諭等が応答する形で行われていることから伺える。

第2回保護者説明会の開催については、校長がPTA本部会・運営委員会と相談し決定した。この背景には、校長によれば、本事件の発生後に実施予定であったPTAとの共催行事である「りんどう祭」の実施や、音楽の授業の一環として参加予定の「平塚市立小学校音楽会」への参加に対する賛否について、保護者間で意見の対立ないし齟齬があったためだとしている。そこで、校長としては、本事件に関するものと、今後の当該学校の各種行事等への対応を含めたものとして、第2回保護者説明会の開催を決定した。校長としては「説明会」というよりは、PTAの保護者同士の調整を図るための懇談会のような形を考えていたという。

開催決定後はPTA運営委員会が実施に向けた準備を進めた。具体的には、実施に先立って、アンケートにより保護者には質問を出してもらい、PTAの学年委員会がそれを整理し、当該学校が回答を検討準備するという形で進めた。PTAの学年委員によるアンケートを整理した文書が開催の数日前(最終は前日)に提出されたため、開催前日に全教職員で回答を協議し、開催当日に回答内容について市教委に助言を求めた。市教委から学校には開催直前に助言、修正されたものが届いた。そのため、当該学校は遺族への確認を行えないばかりか、市教委から助言されたものに

対して校長が十分に理解できない部分もあった。

このような中、第2回保護者説明会が開催された。この中では、担任教諭は校務分掌である遊具の遊び方等について説明した。また、遺族訪問に児童を連れて行った際の児童の安全面への配慮（解散や帰宅方法等）について謝罪した。この他には、第1回保護者説明会の延期理由については、当該学校は、市教委の助言にもとづき遺族に配慮したというように説明した結果、出席していた保護者からは、逆に遺族に配慮していなかったから延期になったのではないかと批判があった。

なお、結果的に、「りんどう祭」は実施できる状況にないことから、当該学校がPTAに申し入れ中止となったが、「平塚市立小学校音楽会」へは当該学校として参加した。参加を判断した背景には、授業の一環であるという理由に加え、当該学校（代表児童）に割り振られていた役割があったため、直前に参加を辞退すると、急遽、他校が代役を立てなければならなくなるということがあった。一方で、被害児童の喪に服すべきであるという保護者の児童は参加しなかった。

【見解・所見】

□校長をはじめ当該学校として、本事件の事実や要因等の究明も行われていない状況や、本事件に関する意識や見解等について十分に共有化が図られていない状況で、第1回保護者説明会が実施された。そのため、当該学校は説明会に出席した保護者からの質問や意見等に対して十分な回答ができなかった。当初の保護者説明会の延期についても、被害児童の遺族の心情への配慮よりも当該学校の考えや都合を優先した結果であるにも関わらず曖昧にした。保護者説明会における当該学校の準備不足と曖昧な姿勢、誠意の感じられない態度等が、遺族のみならず他の保護者の不信を増幅させた要因である。

□遺族の心情への配慮を最優先に考えた上で、当該学校と設置管理者である市教委は、本事件の事実や要因、当面の緊急安全確保策（再発防止策）等について検討し、一定の共有化と確認をした上で、保護者説明会を実施すべきだった。

□第2回保護者説明会については、当該学校や市教委の緊急対応に対する意識や知識、組織体制が不十分だったために、PTAに依存したかたちで進められた。そのため、当該学校が本事件について説明するというよりも、主に保護者の質問や意見等へ回答するというような受動的な機会になってしまい、当該学校が主体的に実施すべき本事件に関する説明会にならなかった。この背景には、本事件発生後に当該学校で実施予定の各種行事の実施等をめぐる保護者間の意見相違等があったものと推察できるが、それは本事件とは別次元の問題である。

□PTAとの共催行事である「りんどう祭」の実施可否は当該学校の代表者である校長とPTA本部会・運営委員会とが検討、決定すべき事項であり、授業の一環である「平塚市立小学校音楽会」への参加可否は校長をはじめ当該学校として検討、決定すべき事項である。よって、それらは、本事件に関する保護者説明会の内容としては適当ではない。なお、当日、被害児童の喪に服すために欠席した児童が複数いたことを考えると、「平塚市立小学校音楽会」への参加については、学校の正常化による児童への心理的影響や状態をふまえて、参加児童の保護者への説明等を十分にする等、慎重な対応が必要だったと考えられる。

□学校における事件・事故等が発生した場合の説明会としては、学校とその設置管理者である市教委が謝罪をはじめとし、事件・事故等の事実や要因、当面の緊急安全確保策（再発防止）等について説明し、その上で、出席者からの意見や質問等に応答する機会であると考えられる。したがって、説明会開催の前提としては、遺族の心情を配慮することを最優先にしつつ、学校もしくは市教委が協力して、事件・事故等を調査しその事実や要因等を明らかにしておくこと、この結果をふまえて当面の緊急安全確保策（再発防止）等を明らかにしておくことがあげられる。また、学校の正常化（学校・地域行事、授業再開等）についても、学校は保護者等の意見をふまえる必要性はありながらも、校長や全教職員が検討し、学校としての見解を準備しておくべきである。

□説明会の開催前後については、当然ながら被害当事者へ十分に説明するとともに、被害当事者の求める情報についても可能な範囲内で提供することが必要である。

（３）学校再開と心理的支援

本事件の発生と被害児童の死亡を受けて、遺族は当然ながら、同級児童や他の児童、教職員の心理的な動揺や不安等は相当のものであったと考えられる。

学校保健安全法（昭和 33 年（1958 年）法律第 56 号）の第 29 条第 3 項においては、学校における事件・事故等により、「心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする」ことが、学校及び学校設置者の責務として定められている。

そこで、以下では、本事件発生後の児童や教職員に対する心理的支援に関する対応について見ていく。なお、遺族への対応については後述する。

①学校再開

本事件発生と被害児童死亡を受けて、翌日 10 月 18 日の早い時点では、当該学校は週が明けた 10 月 20 日については「臨時休業」を検討していた。これに対して、同日午前 11 時に市教委（教育指導課長）は子ども教育相談センター所長に電話連絡し、臨時休業について見解と確認を求めている。そして、同センター所長からの助言をもとに、市教委（同）はすぐに当該学校待機の指導主事に対して、「学校は、臨時休業はせず、日常を取り戻すことを優先に考えていただく」ことを伝えている。その後、教育長も同様の見解を市教委（教育指導担当部長）に電話で伝えている。

このような経緯で、10 月 20 日からの「学校再開」が決定した。

②児童への心理的支援と児童の心理的状況

10 月 20 日に、全教職員と全児童、後述のスクールカウンセラー（以下、SC）が参加して、全校集会（朝会・午前 8 時 40 分頃）が行われた。そこで、校長が全児童に対して、本事件が発生して被害児童が事故で亡くなったことをはじめ、あってはならない事故であることや、校長として責任を感じていること、そして、教職員は二度と事故を起こさないようにする責任があるということ話をした。また、SC を紹介して、不安なことがあれば SC や学級担任に言って欲しいことを伝えた。これに対して、児童は静かに聞いており大きな混乱はなかった。その後、全教職員と全

児童とで黙とうを行った。

児童への心理的支援については、本事件発生2日後の10月19日から開始された。具体的には、各学級担任が前出の保護者説明会開催(当初)に関する文書を配布するために家庭訪問した際に、SCからのお知らせ「お子さんの関わり方」を配布し、ストレス下において心がけることやSCがいること等について伝えている。

なお、本事件発生の翌日には、当該学校に勤務するSCが当該学校に勤務日ではないものの駆けつけている。

そして、学校再開の10月20日にはSCが常駐することになった。具体的にはSC5名(当該学校に勤務1名・他校から派遣4名)と子ども教育相談センター指導主事1名が来校し、全校集会前にも管理職を含めて打ち合わせを行い、情報共有と対応について検討している。

SCは本事件発生から2週間(10/18~10/31)は毎日滞在を続けた。18日、19日は当該のSC(1名)が勤務し、20日から31日まで主に3人~5人の複数体制のローテーション、もしくはSCが1名で対応を続けた。SCは主に児童の見守りや教員からの児童の様子についての振り返りや助言等を中心に心理的支援を行った。これらのSCは緊急支援や被害者支援を専門とはしていないが、SCの連絡会や研修会等で緊急支援については知識を習得していた。

以上に加えて、10月28日の午前中には、神奈川県教育委員会(以下、県教委)より、指導主事2名とスーパーバイザー(以下、SV)が当該学校へと派遣され、必要な助言を行った。子ども教育相談センターとしては、学校支援を行っていくためにはSCが足りないという意見もあがり県教委からの支援を望んでいた。

このような体制の下、本事件を目撃した可能性のある児童(1~2年の低学年)の保護者からは児童が「夜うなされる」等のストレス反応について報告を受けたが、児童自身がSCのカウンセリングを受けたということは無かった。また、被害児童の弟の在籍する4年生の学級でも何人かストレス反応が起きている。

子ども教育相談センター所長によれば、本事件が発生して間もない時期には、本事件を目撃した可能性のある児童は帰宅後、精神的な不安定を表していた。また、一時的に児童が保護者に依存的になるような「退行」行動を表したり、悪夢等が続いたりした児童がいたことについて、当該学校の教員から報告されたとしている。このような児童に対しては、SCが学級担任からの報告を受けて、児童を見守りながら待機し、それらの保護者に対しては、基本的には各担任が対応した。このような現象は本事件の発生から1週間程度で、落ち着いてきた様子だった。

以上のような支援に加えて、全児童に対しては平成26年(2014年)12月(12日~19日)と平成27年(2015年)2月(13日~27日)に「こころとからだのアンケート」を実施している。この結果をもとに、学年ごとに心配な児童があげられたものの、これらの児童で個別にSCの面談を受けた子はおらず、できるだけ日常の状況を取り戻す中で、主に経過を観察するという方針で対応したところ徐々に落ち着いてきた。

なお、加害者の児童については、学校再開の10月20日には登校せず、そのまま転校の手続きを経て転校したため、特に心理的支援は行われていない。

③被害児童の学級の状況と児童への支援・指導

被害児童の在籍していた学級では、10月20日の全校集会後に担任教諭がSCと共に教室に入り、本事件について説明するというような「心理教育」を行うとともに謝罪した。その後、担任教諭

は SC と共に当該学級の児童への心理的な配慮や支援を継続した。当該学級の児童は当然にショックを受けていた。他方、学校生活の中ではパニックや不安等、明らかな心身の不調を訴えた児童はいなかったが、自宅で恐怖を感じたり、体調不良が生じたりしている児童もいた。

なお、被害児童のいた 6 年生では、8 人の児童にストレス反応があったと報告されている。

このような児童に対して、担任教諭は保護者と連絡を取り合いながら対応した。また、放課後には担任教諭と SC、養護教諭、指導主事等で情報共有（シェアリング）を行った。

他方で、日常的な学級運営やその様子としては、児童たちに「被害児童と一緒に学校生活を送る」、「（被害児童と）一緒に卒業したい」という強い願いと雰囲気につつまれていた。担任教諭はその思いを大切に、「一緒にいるってどのようなことなのか」ということを児童たちと考え、被害児童の机に授業時には勉強道具、給食時には給食を置いたり、修学旅行では被害児童分のお土産を買ってきたりする等というような日々を過ごしていた。

このような中、担任教諭は被害児童の四十九日の翌日、同級児童たちが弔問に行きたいということで遺族の自宅へ連れて行った。また、修学旅行のお土産を持って行こうということになり、修学旅行当日に当該学校への帰着後の夕方に、一旦解散して行くことのできる児童たちと持って行った。しかし、このような担任教諭の判断と行動はいずれも、同級児童たちの保護者から、同級児童たちの帰宅方法について、危険にさらしており配慮が不足している等と安全面から指摘を受けた。

以上から、被害児童の学級では、「被害児童と一緒に」という考え方が担任教諭と同級児童たちとの間で共有されながら運営されていたものと推認できる一方で、その過程においては、担任教諭が同級児童たちの思いを優先して、同級児童たちを危険にさらすような対応があった。

なお、子ども教育相談センター所長によれば、これらの同級児童たちが中学入学後に県の SC を利用したことはなく、特に心理的な問題を抱えている状況も把握していない。

④教職員への心理的状況と支援

本事件の発生と被害児童の死亡により、校長を含む教職員も心身ともに疲弊していた状況は容易に想像できる。前出の学校保健安全法第 29 条 3 項の規定では、教職員も心理的支援の対象とされているので、ここでも教職員への心理的状況と支援についても確認しておく。

まず、担任教諭については、自身のメンタルケアについては必要性を感じておらず、特に SC に相談したり、心療内科に通院したりしていない。担任教諭は、市教委の職員から気遣ってもらったり、養護教諭や他の教員に相談してもらったりして助かったと回想している。

他方で、校長については、当人によれば、児童たちのことが優先で、自分たちがすごく疲れているとか相談しようということを考える余裕はなく、カウンセリングを受けに一度だけ病院に行ったとし、この他は SC と児童たちの振り返りをする際に話しをすること自体が自身のメンタルケアになっていたと回想している。

そして、教職員全体としては、平成 26 年（2014 年）12 月に産業医の訪問があり、ストレスチェックを受け、6 名の教員が産業医との面談を受けている。校長によれば、市教委からは教職員に心理専門の面談を受けてみるようにという勧めはなかったという。

以上をふまえると、当該学校へ派遣された SC により、校長を含めた教職員に対するメンタルケアのための個別面談や心理教育等は行われておらず、教職員に対する心理的支援は不十分だったものと推認できる。

⑤県教委との協力・連携

市教委は本事件の発生当日に、県教委の中教育事務所に対して本事件を報告している。その後、10月23日に「緊急支援チーム」の派遣を依頼した。そして、実際に同チームとSVが当該学校へ来校したのは本事件の発生から10日以上を経た10月28日であり、来校回数はその日の午前のみであった。

その際の学校緊急支援チームおよびSVのアセスメントや助言の内容は、本事件の本質的な実態に即しておらず、不十分であったと言わざるを得ない。学校緊急支援チームが滞在した際、本来必要であった個別の教職員との面談および教職員全体へ働きかける心理教育は実施されなかった。

【見解・所見】

□市のSCが早めに本事件直後から早めに派遣され、複数体制で児童のケアに当たったのは、迅速かつ手厚い対応で、このような体制を本事件の発生後速やかに整え、SCを配置したのは、迅速かつ丁寧な対応である。

□他方で、当該学校で勤務していたSCは本事件発生後の10月18日・19日に自主的に出勤し、さらには週明けしばらくまで常駐し、過剰な勤務体制ということは否定できない。当該学校SCは本事件に近い位置にあることもふまえると、当該学校以外のSCや県からの緊急支援チームのSV等が前面で活動するべきだった。当該学校SCは後方支援に回り、緊急支援体制後の中長期支援を役割として担当し、主に継続的な対応が必要な児童を支援していく方が望ましい。

□本事件発生後、教職員が各児童の家庭を訪問して、心のケアに関してお知らせを配布し対応したのは、適切丁寧な対応だと言える。また、本事件発生後の学校再開初日の全校朝会における校長の話について、内容面で不適切なところはなく、SCを同席させたのは適切な対応である。

□被害児童の在籍していた学級において、担任教諭が本事件について話し、SCからも児童に対して話し、心理教育を行うことは、緊急支援の対応として適切である。ただし、その後の「被害児童といつでも一緒に」という考え方を含む学級運営は、「グリーンワーク」の観点から考えると、児童たちが被害児童と精神的に別離できず、死亡したことを自然に受け止めることを妨げるリスクが高まる可能性—喪失的なPTSDが生じる可能性—があるので注意すべき点である。

□担任教諭の本事件後の学級運営について、児童たちが被害児童のことを忘れたくないという強い感情と、担任教諭自身の自責の念や遺族の感情を汲んでいきたいという必死の思いに駆られていた状況をふまえると、一概に批判的な評価はできない。ただし、担任教諭については、メンタル面の支援だけでなく、同級児童たちの遺族の自宅への訪問をはじめとする同級児童たちの思いを優先し、安全面の配慮にかける判断をしてしまう傾向について、校長や市教委がきちんと指導、監督するべきだった。また、担任教諭は学級運営を抱えこむのではなく、SCや県教委のSV等へアドバイスを求めながら、喪失体験をした児童たちにとって有効なストレスケアと健全な成長を促す対応を視野に入れた学級経営を行うべきだった。

□全児童を対象とする「こころとからだのアンケート」の実施時期については、1か月経過後に行うべきである。1か月経過後の頃にも強くストレス反応が表れている場合には、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の可能性があるため、アンケートによってスクリーニングを行ない、そういった児童がいた場合には継続的なケアをしていく必要がある。また、アンケートを実施する場合には、小学生（児童）の場合にはストレス症状が現れていても認識や自覚に限界があるため、児童のみならず保護者にも記入をお願いする必要がある。

□加害者の子どもも大きなダメージを受けた可能性が高い。今後の成長過程でどのようになっていくか、大いに懸念される。できる範囲で、転居先の学校と前所属校とで、情報を共有し、加害者の子どもが、転居先での学校で安全に適応できるように配慮していく必要がある。

□緊急時において、当事者となる管理職を含む教職員は児童と同様、メンタルケアを受けるべきである。特に、本事件のような学校管理下における事案については教職員のストレスが大きくなるため、心理の専門家と複数回、個別面談を受けることが適切である。なお、これに関して、特に校長については体調面、精神面の不調が表れ始めたときから、心理面における専門的な面談をはじめとするメンタルケアを継続的に受けるべきだったし、市教委も校長に対して積極的に勧めるべきだった。市教委は、管理職を含む教職員への緊急時におけるメンタルケアについて、派遣されたSCや県教委のチームのSV等による心理的な面談や心理教育等を受けるといったような指針や方針を確認しておくべきである。

□本事件のような事件・事故等が発生した緊急時における被害児童をはじめその家族、そして、他の児童や教職員に対するストレスケアやSC派遣の体制について、市教委は独自のマニュアルを作成し整えるとともに、研鑽を行うべきである。

□緊急性や関係者のストレスの強さをふまえると、県教委の緊急支援チームやSVの訪問やサポートは速やかに行われるべきであり、1日だけではなく継続的な支援を要請すべきだった。本事件の発生直後から県教委からの緊急支援チームと市教委が協働した学校支援体制が整えられ、かつ継続的な支援体制があれば、当該学校や市教委の遺族に対する支援を含めた対応を的確に進められた可能性は否定できない。

□本事件の重大性をふまえると、派遣されたSVによる教職員への心理教育も必要であったと考えられる。教職員への心理教育は、教職員自身のメンタルケアのみならず児童へのかかわり方、遺族の支援について理解を得る大切な機会となりうる。また、惨事ストレスや対応について情報共有ができ、教職員全体の事件・事故等に関する統一した認識が生まれる可能性が高い。

(4) 当面の安全対策の実施

当該学校では、本事件の発生から2日後の10月19日、当面の安全対策について検討していた。その対策については、「児童は小門で出入りし、カラーコーンを立てる」ことや「迎への連絡は連絡帳で行う」こと、そして「登下校時、正門に人をつける」ことや「教職員の車の出入りは児童の登校時刻をずらす」こと等だった。また、10月22日には保護者あてに「児童の安全確保について」とする通知を発出し、当該学校としての対策を説明するとともに、「保護者の送迎」については、「正門周辺での児童の送迎は、どうしても必要な場合のみとし、事前に連絡帳等で申し出るか、緊急な場合は必ず電話連絡をしてください」等と協力を要請している。そして、この通知における安全対策については10月31日に開催された第1回保護者説明会においても、校長が説明を行った。その際に、参加者からはそれらの安全対策が継続的に行われていくことになるのか(1年が立ったら元通りになるのではないか)、これまでの正門前の車両の日常的な駐車状況や、校地内の昇降口前の駐車状況について懸念を指摘する質問や意見等があった。

また、11月5日には、当該学校と警察や市教委、市の関連部署等とが、校地外の「歩道と車道を分離するためのガードレールの設置」や、正門から坂道の「空きスペース(市道上)に車が駐車しないように車止めを設けて車が入らないようにする」こと等が協議された。

そして、平成27年(2015年)1月19日には、再度、保護者へ「児童の送迎及び引き取りについてのお願い」とする通知が発出され、この中で、「正門前付近での迎への禁止」等が示された。

【見解・所見】

□本事件後の当該学校の当面の安全対策は早い段階で検討され、実施された。しかし、その内容は本事件のような類似事件を防止するための「交通安全」に係る対策が中心で、本事件の事実や要因等をふまえた根本的な解決を図るものではなく、表面的なものだった。

5. 遺族への対応について

以下では、本事件発生後の学校等の遺族への対応について、特に不適切かつ不十分だったと考えられる事実等について確認するとともに、検討していく。

(1) 遺族への説明・報告等について

①本事件の事実や原因等について

10月17日に被害児童が死亡し、翌日の10月18日には被害児童の遺族や親族は当該学校を訪問、本事件の発生現場を弔問する中で、本事件に関する事実や原因等の究明と説明を学校等に求めている。

具体的には、本事件発生後の翌日の10月18日の午前中には、遺族(両親)は当該学校へ来校し、被害児童の荷物を片付けた後、校長と教頭に面談する中で、「なぜ、被害児童が亡くなったかについては、明らかにしてほしい」と要請している。この他に、被害児童の親類(おじとおば)が弔問のために、本事件の発生現場(正門前)に来た際には、校務作業員に対して正門の前(学

校外)で活動していなければ本事件は発生していなかったのではないかと尋ねたり、本事件は「学校の責任ですよ」と何度も言ったりしていたことも明らかになっている。これに対して、校長は「警察が確認中なので、詳細が分かったら、保護者説明会で説明する」と回答していた。

ところが、当該学校が本事件の事実や原因等について明らかにし、遺族に説明したという証跡は全く見当たらない。それよりもむしろ、前述の通り、学校等は遺族以外の保護者に対する説明会の開催を優先したかのように考えられる。

この点について、校長は本事件の事実等に関する調査について、本事件の責任当事者であること、小規模校で教職員も少人数であること等から、学校として事実・原因に関する調査はできないと認識していた。また、校長は本事件を振り返った現在、本事件に対して旗振り役として、対応の青写真を描く力が自身にはなかったこと、そのような精神状態になかったことを認めている。その上で、最初から手順がわかっていたら、全くできない状態ではなかった可能性もあることや、自身のような管理職の場合にはサポートが必要であると認識している。

他方、担任教諭は本事件を振り返り、本事件の直後から全教職員がその原因や再発防止策を検討していくことが必要だと考えていたがその取組は不十分だった。現在は、遺族に誠意ある態度で謝罪し続けることや原因究明を約束して、迅速に進めていくことが必要だったと認識している。

結局のところ、本事件の発生した翌月 11 月に入り、調査は市教委が行うという伝聞もあったため、当該学校としては調査を実施しなかった。なお、当該学校からの市教委（教育長）への「事故報告書」は平成 26 年（2014 年）12 月 1 日付で提出されている。

②保護者説明会の開催と実施報告

保護者説明会の開催については、10 月 18 日に被害児童の遺体が自宅に戻ってきた際に、校長と担任教諭、被害児童弟の学級担任が自宅を訪問し、遺族に話している。

そして、10 月 19 日の午後 1 時 30 分頃、校長と担任教諭が謝罪と弔問を兼ねて遺族の自宅を訪問した際に、保護者説明会開催の通知文書等を持参した。校長によれば、通夜が開催される 10 月 21 日までに遺族には確認する時間があると考えていた。

他方、遺族は通夜・葬儀がすんでいない状況で、文書を受け取りはしたものの、大切なわが子が死亡した直後で深い悲しみの中にあり、保護者説明会の開催文書について「確認」できるような精神状態には到底なく、その開催日や内容等については明確な「同意」もしていなかった。ところが、午後 1 時 41 分には校長から当該学校へ、それら通知文書について被害児童の両親に「確認」してもらったとの連絡が入り、その後すぐに当該学校待機の指導主事からも市教委へその旨が報告されている。

以上をふまえると、当初の保護者説明会の開催については遺族の明確な同意がとれていなかった。このような慎重さと丁寧さを欠いた姿勢の下、被害児童の通夜が実施される 10 月 21 日の午前 10 時前に、校長が再度、遺族の自宅を訪問し、保護者説明会の内容（原稿）文書について遺族に確認を依頼した。遺族は少し目を通したものの、保護者説明会の開催に同意していなかったか、大切なわが子を喪った悲しみはもとより通夜当日ということで当然ながら確認できる精神状態にはなかったため、校長に対して保護者説明会の延期を求めた。このような遺族の求めに対して、校長は「うん、うん、そうだよ」とか「そうは言っても、日程は決まっているし」等と、遺族の心情を著しく害するような不適切な言動を繰り返しながら応じた。加えて、校長は、保護者説明会の延期の理由について、遺族の名前を出してもよいかとの質問もした。このような校長の言動

も含めた遺族の心情に配慮のない対応について、遺族は激しい憤りを感じた。

以上のような校長の遺族に対する慎重さと丁寧さを著しく欠いた対応の結果、当初 10 月 22 日に開催予定であった第 1 回保護者説明会は前述の通り、延期されることになり、最終的には 2 回開催されることになった。

なお、これら保護者説明会の開催後の会議記録等の情報提供については、遺族は不十分だったと感じている。

【見解・所見】

□学校において児童の死亡等の事件・事故等が発生した場合には、被害児童の関係者（遺族等）への説明が優先的に求められる。その前提としては、学校や学校設置者（市教委）が事件・事故等について可能な範囲内で調査を実施し、その原因や背景、再発防止等について説明できるよう、一定の見解を持っておくことが求められる。

□校長に児童の死亡事件に対する対応について知識と意識がなかった。今後は文部科学省（以下、文科省）の「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年（2016 年）3 月 31 日公表）をもとに、学校管理下における死亡事件をはじめとする重大事故については、その事実や原因等を明らかにするために、学校・市教委による「基本調査」を実施するとともに、必要に応じて第三者委員会による「詳細調査」を実施するべきである。そのために、市教委は「学校事故対応に関する指針」をふまえ、市教委として独自に「危機管理マニュアル」等を作成し、基本調査に関する手順等について具体的に明らかにした上で、すくなくとも学校管理職に対してはそれらに関する知識の獲得と意識づけを図るための研修を実施すべきである。

□当初、保護者説明会の開催について被害児童の葬儀の日（10 月 22 日）に設定したことや、校長が大切なわが子を喪った遺族の心情等を十分に推し量り理解しないままに、遺族宅への訪問時に保護者説明会の開催の意向を伝えたり、文書等を手渡したりした経緯等をもって遺族の「同意」がとれたものと解釈し開催の準備を進めたことは、慎重さと丁寧さを欠いた対応であり、これは結果的に校長の「誤認」であったといえる。

□被害児童の通夜当日に保護者説明会の内容（原稿）文書について遺族に確認依頼を求めたこと、遺族の開催延期の求めに対して校長が「うん、うん、そうだよな」や「日程は決まっているし」等と他方的かつ事務的、非情かつ非礼とも捉えられかねない言動で応じたことは、遺族の悲しみをはじめとする心情を全く考慮していない、極めて不適切な対応である。このような対応に対して、遺族が激しい憤りや不信感をもつのは客観的にみても極めて当然である。このような対応が遺族の学校等に対する不信感を生じさせ増幅させる契機となった。

□本件のような児童の死亡という重大な事件の発生後は、被害児童の冥福を祈ることと、被害児童の遺族の心情を慎重に受け止め、配慮することを最優先に考えるべきである。前述の通り、保護者説明会については別途、遺族の心情に配慮したり、遺族と相談したりしながら、開催日や内容等について慎重に決定すべきである。

(2) 校長の遺族に対する不適切な対応

前述の通り、校長の不適切な言動は遺族の憤りばかりか、不信感を生じさせる契機となった。このことは、被害児童の担任教諭が毎週金曜日に、被害児童の弔問や学校の対応報告等のために遺族の自宅を訪問した際にも、遺族からも表明されていた。すなわち、遺族は担任教諭に対して、特に校長の言動や態度の他、事務的に進めている印象について疑問をもっているとか不快な気持ちや不信感を伝えていた。

しかし、担任教諭はこのことについて、校長には直接いえず教頭には少し報告した記憶がある。また、教頭は校長と遺族とのやりとりで同席した際に、「～だよ」のような言葉遣いや、遺族に対して「私も夢でうなされている」というような内容面でふさわしくない発言が節々にあったと記憶している。

このような遺族の憤りや不信感が決定的なものとなったのは、12月22日の校長らによる遺族の自宅訪問の際のやりとりである。遺族から本事件について「学校は現時点で把握していることも、調査の方針についても説明しない」「学校は息子が亡くなったことに対して本当に悪いと思っ

ているのか」と問われたことに対して、**校長は声を荒げて、「学校の責任は一部です」という趣旨の発言**※と、「運転手（加害者）もいる」という発言で応じ、遺族の意向のみならず、本事件の本質をまったく理解していなかった。

※上記のゴシック部分については、遺族の当該学校等への不信感が決定的になったものとして、重大な行為であることから強調表示している。

なお、これらの発言に関して遺族が謝罪文を要求した。これに対して、後日、校長は市教委とも相談した上で謝罪文を準備したが、最終的に遺族はそれを受け取らなかった。

このような発言には、当時の校長の認識として、学校管理下で起きたことではあるが被害児童を自動車で轢いた加害者の責任もあるというような考えがあったためである。この点については、前述の市教委への「事故報告書」の事故の名称等について「正門前 交通事故」と記入されていることから推測できる。また、校長はこの時に本事件への対応から心身が疲弊し、支障をきたしていたことから、十分な判断と対応を行える状況になかったことによる影響も否定できない。

校長の以上の発言に対して、遺族は「酷い」等と憤りを感じるとともに、校長に対して極めて激しく抗議した。また、教頭にはこのような校長の発言に関する証人になるよう求めた。これにより、遺族の校長に対する不信感は決定的となり、その後、遺族の代理人弁護士は校長に対して遺族の心情を傷つける可能性があるため対応しないようにとの意向を伝えている。

以上のような校長の不適切な対応について、法令（学校教育法第37条7項）上、「校長を助け」とされる教頭から校長に意見等をすることはほとんどなかった。

なお、教頭に関しても、第2回保護者説明会において、正門前付近における自家用車での送迎を禁止にする理由として、「これも御遺族の意向である」と発言する等遺族への不適切な対応が多々あったことが確認されている。

【見解・所見】

□校長は、保護者説明会の早期実施の決定をはじめ、遺族への配慮を欠いた対応や自身の言動等が遺族の心理的感情を害し、自身に対する不信感を募らせていることを途中から認識した。校長をはじめ当該学校は初期対応の時点から遺族に寄り添い、配慮する必要があった。このような遺族に対する基本的な配慮や意識の欠如が、その後の学校や市教委の対応の誤りも相ま

て、本事件の事実や原因等の究明、遺族の心理的、社会的回復等の遅延を招いた。

□校長は本事件について、加害者が運転する自動車により被害児童を轢いたことが直接的な原因であり「交通事故」であると捉えていたため、「**学校の責任は一部です**」という趣旨の発言に至った。この言動は、本事件が明らかに学校の管理下の事件であるという基本的な認識と理解を欠いた、極めて不適切なものである。学校の管理下の事件・事故等の責任の所在について、学校の管理職を含め全教職員に研修等を通じて、知識と意識の徹底を図る必要がある。

□校長の不適切な言動を含む対応は、校長の心身の支障の影響も考えられ、市教委による積極的な支援が必要だった。また、学校教育法上、「校務をつかさどる」（同法第 37 条 4 項）校長と、「校長を助け、校務を整理する」（同法第 37 条 7 項）教頭は学校運営に中心的な責任と役割を担っており、学校の事件対応にあたっては両者の協力は必要不可欠である。そこで、校長には積極的に教頭に役割を分担し、必要に応じて協力や助言を求め、逆に教頭には校長の決定や判断にあたり必要だと思われることは積極的に意見を述べていくことが求められる。

（3）卒業式（卒業証書授与式）の実施と対応

以上の経緯があり、それ以後の遺族に対する対応は、主に教頭と担任教諭が対応にあたることになった。そのため、本来であれば被害児童も出席するはずであった卒業式（卒業証書授与式）についても、担任教諭が毎週金曜日に自宅訪問をしていることから、その都度、遺族の意見を汲み取りながら、当該学校における卒業準備委員会（担任教諭、管理職、教務主任）で検討し進めていった。そして、卒業準備委員会では、遺族の出席と被害児童の遺影を持参してもらうこと、卒業証書を遺族が遺影とともに授与する等の流れは確認していたが、式当日の遺族への対応については特に話し合われていなかった。また、卒業式における式辞についても、市教委には指導、助言をあおいだものの、遺族には確認をしなかった。

平成 27 年（2015 年）3 月 20 日の卒業式当日、遺族の来校時には教頭と教務主任が昇降口で挨拶をした。その後、遺族は被害児童の遺影を被害児童の在籍していた学級の教室へと持って行った。

校長は職員室で遺族が来校したことを知ってはいたものの、遺族に挨拶はしなかった。

卒業式が終わり、担任教諭は児童の下校後、遺族と話しをしていなかったのも急いで遺族に声をかけたが、遺族は担任教諭に対して、被害児童の遺影をもちながら、一旦、正門の外へ出るのを見届けさせた後に校地内へ戻り、校長からの謝罪や挨拶がないこと等について不満や憤りを訴えた。この時に担任教諭は校長から遺族に対して、一言も挨拶がなかったことを知り、校長、教頭と教務主任とともに PTA 会議室で謝罪した。この際には、遺族から、来校の際や式前後に校長や担任教諭から一言の謝罪もなかったこと、また、式辞において本事件がふれられたが誠意ある謝罪には聞こえなかったこと等について抗議を受けた。

遺族が帰宅した後、校長は遺族の自宅へ電話をし、あらためて謝罪に行きたい旨を伝えたが、遺族は訪問を断った。このことを校長は勝手な解釈で、その場にいた担任教諭に「遺族はお疲れだから、今日は自宅に来ないでほしい」とのことを伝えた。その上で、担任教諭は遺族の自宅へあらためて謝罪に伺いたい旨の電話をした。この中で、担任教諭は、遺族がお疲れだと校長から

聞いたと伝えたところ、遺族は怒りを伝えて電話を切った。このような出来事も含め、卒業式に関する対応についても、校長の言動は遺族の心情への配慮どころか、遺族の感情を逆なでするような不適切なものだった。

これについて、本委員会のヒアリング調査において、校長は、遺族に叱られようが、一つ一つ遺族の意向を確認することが必要だったと反省を述べている。

【見解・所見】

□校長は、遺族から接触をさけられるほどの自身に対する不信感や憤りをふまえながらも、卒業式という節目であることから、学校の代表者と本事件の当事者であるという立場を自覚し、遺族に対して謝罪も含めた直接的・個別的な対応があつて然るべきだった。校長は判断に悩んだり迷ったりした際には、教頭を含む教職員や市教委等に、積極的な助言や支援を求めるべきである。他方で、市教委や教頭、教職員も校長に対して、当事者として率直に助言し、支援することが必要である。

(4) 責任の捉え方と訴訟への発展

結果的に、本事件は遺族により民事訴訟を提起されるに至っている。ただし、遺族は当初、被害児童が当該学校のことを大好きだったこともあり、訴訟を考えてはいなかった。

ところが、以上のような校長の不適切な対応や言動を受け、遺族は平成 26 年（2014 年）11 月の時点で、警察のすすめもあり、本事件について刑事裁判の観点から神奈川県弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属する弁護士（以下、代理人弁護士）に相談し、同年 12 月頃からは遺族は代理人弁護士に、学校の対応の不手際についても相談した。

そして、遺族は被害児童の死を無駄にしたくない、二度と同じような事故を起こしてもらいたくないという思いと、本事件の事実を明らかにしたいという思いから訴訟を決断し、平成 28 年（2016 年）7 月 26 日に民事訴訟を提起するに至った。

これについて、校長は、自身の対応がうまくできなかったことが訴訟に至った発端だと考えている。学校管理下の事故であり、自身も加害者であることから、訴訟になることはあり得るとも考えていた。ただ、遺族の思いを聞くと、遺族からすれば自身の失礼な態度や冷たい仕打ちを含め遺族に寄り添えなかったことが訴訟に至った原因であると考えている。

【見解・所見】

□当該学校と市教委による遺族への不適切、不誠実な対応（特に遺族の心情に全く配慮していなかった校長の言動等）が、本事件が訴訟へと発展した根本的要因である。本事件の発生後、校長をはじめ当該学校は謝罪を含めて、誠実かつ慎重、丁寧に説明や対応をしていくべきだった。特に、本事件に係る事実や原因等の究明を求める遺族の要望に対して、当該学校は市教委に相談しながら速やかに応じていくべきだった。

□市教委及び当該学校を含めた各校（園）には、今後、文科省の「学校事故対応に関する指針」をふまえた「基本調査」に係る知識と理解が求められる。市教委は「危機管理マニュアル」の作成や改善等を進めるとともに、各校（園）における管理職を含む教職員への研修等を行うことが

求められる。

□学校の管理下における事件・事故等について、教育公務員としての行政上、民事上、刑事上の法的責任を含めて、それら事件・事故等の防止の観点からも、学校の管理職を含め全教職員に研修等を通じて、知識と意識の徹底を図る必要がある。

□本事件については、学校管理下で起きた事件であることから、当該学校（校長）として法的責任を負うことは免れない。しかし、そのこととは別に、朝元気に登校した被害児童を元気に下校させることができなかつたことについての道義的な責任が問われる。かけがえのない命を喪失したことへの責任、遺族の心情の理解、ともに悲しみを共有しながら事後の対応に当たる姿勢をしっかりと示すことが、何より大切だったと考える。**本事件では、校長をはじめ教職員、市教委関係者に人としての倫理的・道義的な責任への意識や姿勢が、遺族には全く感じられなかつた。**

（５）遺族への心理的なケア

①遺族への心理的なケアの失敗と遺族の苦悩

被害児童の遺族は子どもの命が突然奪われてしまったことにより、大きな精神的なショックを受けるとともに喪失感に苛まれた。ましてや、被害児童の小学校卒業を目の前にした本事件の発生であり、遺族の悲しみは相当のものだった。また、本事件の発生後における当該学校の不適切な対応により、遺族は多くの不信感、憤りを募らせるとともに、精神的苦痛を受けた。

当該学校の、遺族への対応の不適切さは枚挙に暇がない。前述の通り、本事件の発生時に当該学校から遺族（両親）へ最初に連絡がいかなくつたことから端を発し、当該学校により一方的に計画された保護者説明会の内容確認のために、校長が本事件の発生後わずか 2 日経過後の 10 月 19 日午前に遺族宅へ押しかけたり、10 月 22 日の被害児童の通夜当日の午前にも同じことを繰り返したりしたこと等があげられる。当該学校は、遺族が被害児童を喪つて混乱を極めていゝなか、遺族の心情へ配慮しない行為を続けていたのである。この他にも、前述の通り、保護者説明会の再調整や卒業式に係る対応でも著しい不備不足があり、遺族の心情を傷つけている。

遺族にとって印象に残っている校長を含む教職員の言葉には、誠意のある感情的な言葉がけよりもむしろ校長の「事務的なこと」という言葉に象徴されるように、遺族から明らかに反発を買う言葉の内容や言葉の使い方が多くみられている。

以上の通り、当該学校の姿勢や対応は、最も優先されるべき遺族への誠意ある対応や心理的なケアとはほど遠いものになってしまつていた。本事件の発生に係る事実経過を遺族に丁寧に報告し説明したり、本事件の事実や要因等について解明したりすることや、本事件の責任を認め誠実に謝罪を行うこと、そして迅速な改善指針を示すことをはじめ、本事件後に本質的かつ基本的に求められることが、当該学校の対応、姿勢には著しく欠如してゐた。

これらの本質的かつ基本的な対応が丁寧になされていれば、対応そのものが遺族への支援やケアへと有機的に繋がつていゝたはずであるが、全くなされなかつたことにより、遺族と当該学校との信頼関係は日を迫うごとに崩れていゝた。結果的に、遺族は被害児童が死亡したことで強い喪失感と悲嘆をすでに抱えていることに加えて、当該学校の配慮の欠如した姿勢によって、精神的に追い詰められ苦悩し、当該学校への強い疑念と不満を持つことになつていゝた。

②被害児童の弟への対応について

被害児童の弟は、本事件の発生後も「兄と一緒にいるんだ」という強い意志で何とか自分を保ち、当該学校へ登校し、卒業するまで過ごしていたが、頭痛や蕁麻疹等の体調不良により欠席することもあった。

このような被害児童の弟に対して、当該学校では被害児童の弟の学級担任がケアも含めた対応をしていたが、SCや外部カウンセラー等、心理の専門家によるケアについて、当該学校や市教委等からの特別な支援はなく、私的につながりのあった病院に相談をしていた。

以上をふまえると、被害児童の弟には相当精神的な負荷がかかっていたように推察できる。当時小学4年生だった弟にとっては、たった一人の兄が亡くなったという事実を受け止めることは実に困難であったということは想像に難くないが、小学校在籍時には、「両親のためにも自分が頑張らなくては」という必死の気持ちを持ちながら、学校では頑張っていた。

【見解・所見】

□本事件の発生後における市教委及び当該学校の遺族への不適切な対応は遺族の二次的な心理的被害をもたらすとともに、心理的、社会的回復を遅らせた。市教委及び当該学校は本事件の発生後から速やかに遺族への配慮を最優先することは当然ながら、遺族への心理的ケアを積極的に提供すべきであった。

□当該学校は、本事件が教育活動中に発生した事件であることをしっかりと受け止め、本事件の当事者としての責任を十分に認めながら謝罪し、遺族の思い、要望等に誠実に応えられるように、一つ一つを丁寧に対応していく必要があった。また、遺族の心情や生活状況、時間帯や仕事の状況等を十分に配慮しながら、訪問や連絡を継続していく必要があった。このような常に遺族に寄り添うことを念頭に置いた対応を粛々と続けていく努力をしていれば、大きな悲嘆と喪失感を抱えてしまった遺族の心理的ケアや回復につながっていった可能性が高い。

□学校保健安全法第29条3項では、学校における事故、加害行為、災害等により「心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする」とされていることから、被害児童生徒やその保護者等への心理的ケアは学校設置者や学校の責務である。

□学校の事件等により子どもを喪った遺族にとっては、心理的な過程について理解し対応する心理の専門家としてのカウンセラーが必要とされる。特に、遺族に児童がいる場合には、言語的能力が途上段階なので、心の整理に時間が掛かり、なかには自然な感情が抑圧されることから、児童には事件等の発生後速やかに心理の専門家の継続的な対応が必要とされる。具体的には、児童のペースで自然な感情を自由に表現できるようなサポートや、安全感を確保する対応を続け、惨事ストレスや喪失感が、その後の成長を妨げないような手厚い関わりが必要となる。特に、被害児童の弟が思春期に差し掛かった頃に、兄を亡くしたことによる喪失感がどのように影響を及ぼすかを考えると、早期の心理的ケアが必要だったと考えられる。

□市教委は子ども教育相談センターを中心に、危機管理マニュアルとは別に、上記のような対応を含む緊急支援マニュアル等を整備することを通じて、学校における事件等が発生した場合の被害児童生徒やその保護者等の心理的ケアの手順や体制を整えておくことが必要である。

6. 市教委の対応について

(1) 当該学校への指導、助言、支援

①当該学校への指導主事の派遣

市教委（教育指導課）は本事件の発生当日の10月17日には、当該学校へ指導主事2名を派遣している。

そして、派遣された指導主事は、本事件発生当日には教頭とともにマスコミへの対応にあたったほか、それ以降は主に当該学校の対応に係る記録をまとめる役割や、市教委（教育指導課長）への報告・連絡や情報共有を図る役割等を担っていた。また、市教委（教育指導課）は当該学校からの求めに応じて、基本的には学校長名で発出する文書について点検し、これに関して指導、助言を行っていた。市教委の記録によると、当該学校待機の指導主事から市教委（教育指導課）への連絡、市教委から当該学校への連絡が頻繁に行われていたことが伺える。

そして、市教委の教育指導課長は、当該学校待機の指導主事より報告を受け、課題があれば教育長や教育指導担当部長に報告・相談するという立場にあった。

②第1回保護者説明会に関する指導、助言等

前述の通り、遺族の当該学校等への不信感を募らせる結果となった第1回保護者説明会については、市教委としては、本事件発生翌日の10月18日の午前中には当該学校待機の指導主事から、当該学校が保護者説明会の開催を検討し、その通知文を作成することや、同日午後には校長が遺族に文書を持参し確認することになった旨の報告を受けている。その後、当該学校から市教委に対して、保護者説明会の開催通知文書等の確認依頼があった。その際には、市教委（教育指導課長、指導主事）は保護者説明会が葬儀の日程と重なることについて懸念していたが、10月19日に校長が遺族に文書を見せ確認してもらったとの報告が当該学校待機の指導主事からあったため、遺族の了解がとれたものと受け取った。

前述の通り、市教委の保護者説明会の関わり方については、保護者説明会の開催を再検討する中で、10月23日には、校長から当該学校待機の指導主事を通じて、保護者説明会における市教委の関わり方を相談した際には、市教委は「オブザーバーとして参加する」旨が伝えられている。また、10月29日に市教委（教育指導課長）は校長に対して、保護者説明会における席は校長、教頭と並んで市教委（教育指導課長、同課長代理）が座ること、保護者からの質疑応答の前に、学校設置者である市教委として本事件について責任を重く受け止めていること等を伝える旨を指導助言している。

③校長への指導、助言等

前述の通り、本事件の発生後、当初は市教委（教育指導課長）と当該学校待機の指導主事との連絡は頻繁に行われていた。その一方で、市教委による本事件に係る記録によれば、市教委から校長への直接的な助言ややりとり等は本事件の発生した1か月後の平成26年（2014年）11月中下旬以降は頻繁に行われるようになったが、それまでは比較的少ないように見受けられる。

そして、校長と教頭は、遺族対応の不手際から遺族の当該学校への不信が募る中、平成26年（2014年）12月と平成27年（2015年）1月に市教委を訪問する等を通して、当該学校だけでは対応が厳しい旨の相談を行った。

平成27年（2015年）1月21日には、市教委から校長に対して、「学校と市教委は一体ではない」「学校長は一国一城の主なので主体的な判断を大切にしてほしい」旨のやりとりがあった。

そして、平成27年（2015年）1月27日に市教委を訪問した際、教育長、教育指導担当部長、教育指導課長等が対応した中では、市教委は遺族に対しても中立公正という立場を明らかにするために、市教委と当該学校とは一定の距離を置き、当該学校が独自に判断を行うことというような考えが市教委から示されたという。

校長としては、市教委に頼っていた部分もあったが、以上のように市教委から学校と市教委は別物である、「一枚岩」ではないとの言い方もされたことや、保護者説明会の開催後等の対応について相談した際には、勝手に実施して相談されても困るというような市教委の反応があり、相談しづらくなってしまったという。

【見解・所見】

□市教委は当該学校待機の指導主事を通じて、保護者説明会に関する当該学校の動向を把握しており、当該学校からの求めに応じて文書の点検、修正等を含めた指導や助言を行っていたものの、基本的には校長の判断に依拠して、開催日も含め保護者説明会の決定が行われた。結果的に、当初予定していた第1回保護者説明会の実施日が被害児童の葬儀と重なった上、被害児童の通夜が行われるその前日に、校長が遺族に説明会における文書案の確認を求めたこと等により、遺族の心情を著しく害し、当該学校等への不信感を募らせる契機となった。

□市教委の教育指導課は本事件の発生以後、各方面に対応する役割を担っていた。また、当該学校には指導主事を待機させ、当該学校の対応状況を把握しつつ、校長等からの要請に応じて特に学校発出の文書に関する点検や助言をしていたものの、校長の判断を重んじるあまり、積極的な指導、助言はできていなかった。

□校長は市教委に積極的な支援を望んでいたが、市教委からは校長の判断を尊重する等といわれ、校長が望むような回答が得られなかった。また、校長と教頭が平成27年（2015年）1月に市教委を訪問した中では、今後の遺族対応を円滑に進めるという観点から、市教委は学校とは一定の距離を置き中立公正のような立場をとることを伝えられたことから、校長は市教委に相談しづらいような雰囲気が醸成されていた。

□市教委は設置者管理主義の観点から、本事件の対応に積極的に介入すべきであった。特に、本事件の場合には校長が、校長職として初任であることや、小規模校で教職員数が少ないことをふ

まえると、より積極的な支援、むしろ指導的役割を果たすべきだったと考えられる。今後は、文科省の「学校事故対応に関する指針」をもとに、「危機管理マニュアル」の検討を行う中で、学校における重大事件が発生した際に、校長と市教委が基本的にどのような役割分担をし、支援すべきかについて検討すべきである。

(2) 市教委としての本事件への対応

① マスコミ対応と市教委としての説明や謝罪

前述の通り、本事件に係るマスコミ対応については、本事件の発生日に当該学校に問い合わせがあったものについては、教頭と学校派遣の指導主事とが協力して対応した。また、発生日の夜には、市の情報指令課より市教委（教育指導課長）に対して、被害児童が死亡したのかという問い合わせが殺到しているとの連絡があり、市教委は秘書広報課と連携して情報提供を行ったものの、その後は連携ができていなかった。また、市教委として記者会見を開くということは考えていなかった。

なお、当該学校が紆余曲折の上で開催した第1回保護者説明会（平成26年（2014年）10月31日）では、市教委の教育指導課長と同課長代理が出席し、出席した保護者に対して謝罪を行っている。

② 教育委員会会議における報告

市教委（教育指導課長）は、本事件が発生した10月17日の夕方には、教育委員長（当時）や教育委員に対して本事件発生の報告を行っていた。そして、教育委員会の定例会では、教育長報告の中で教育指導課長から報告、説明した。その際に、教育委員長からは「大変痛ましいもので、二度とこのようなことがあってはならない」と意見があったが、それ以後の定例会では議題ではなく、事前事後の打ち合わせの中で適宜報告を行っており、教育委員からは特に意見はなかったという。

③ 法的責任に係る対応と捉え方

本事件の発生後、市教委は市の行政総務課を通じて、数度にわたり顧問弁護士に法律相談をしている。平成26年（2014年）10月27日の相談では、顧問弁護士より「基本的に学校として責任がある」とし、賠償金の負担割合について助言が示されていた。また、同年11月6日に市教委（教育指導課長）は市の顧問弁護士に再度法律相談をした。相談内容は、本事件について「担任は、管理職に校地外で活動することを報告せず、安全指導も不十分であった」「学校の危機管理の意識不足も感じられる」とした上で、「学校の過失責任はどの程度問われるか」というものだった。

これに対して、顧問弁護士からは、当該学校は本事件が「学校事故」であるのでその対象となること、学校としての責任は免れないこと、そして、市としては積極的に動くというよりも、体制を整えておくこと等の助言を受けている。なお、遺族の要求にどこまで応える必要があるのかについても相談し、顧問弁護士からは保護者説明会は1回でよいのではないかとの見解も示されていたことがうかがえる。

以上の他に、平成27年（2015年）1月21日には、市教委は顧問弁護士に相談し、この中では顧問弁護士から当該学校の責任については「免れないだろう」とし、賠償金の負担割合について独自の見解として、加害者が8割、当該学校（市）は2割ということが示された。

以上の法律相談を受けた後、市教委の認識には、本事件は学校事故である他方で「交通事故」というような捉え方も生じてしまった。

なお、この法律相談の件は校長にも伝えていた。

④遺族への対応

前述の通り、遺族への対応については基本的には当該学校（校長、教頭、担任教諭）が担っていた。市教委と遺族との関りについては、平成26年（2014年）10月21日に教育長（当時）が市長とともに被害児童の通夜に参列したこと、同年11月4日に教育長が遺族宅を弔問したことがあげられる。なお、この際には、遺族は教育長に対して保護者説明会の対応に納得がいかないこと、本事件の発生原因を説明してほしいこと、また本事件に係る教職員の処分について事前に報告がほしいことを伝え、これに対して、教育長は承知した旨の回答を行っている。

以上の他には、平成27年（2015年）2月に遺族や代理人弁護士との「協議の場」の設定に向けた対応までは具体的な対応は見られない。

その後、「協議の場」は市教委の対応の下手際もあり結果的に設定できなかったが、市教委では教育総務課が窓口となり、遺族の代理人弁護士からファックス等が届き次第、関係部署と共有するとともに教育長や幹部等と回答の検討を行い、遺族の代理人弁護士へ返信する等の対応をしていた。

なお、このような市教委による対応の中には、遺族への弔問に関する電話連絡があった際に背後で笑い声があったこと（遺族の留守番電話に記録されている）や、教育長の遺族への接し方について横柄に感じられたこと等があり、遺族は不快感、不信感を覚えた。

⑤教育長通知及びメッセージについて

本事件の発生から1年が経過しようとしていた平成27年（2015年）10月2日、遺族は代理人弁護士とともに協議を行い、市教委に対して「1年が過ぎようとしているが、市として何らかの取組を考えているのか」と質問したところ、市教委は一定の回答をしたが、まったく納得のいくものではなかった。このため、遺族と代理人弁護士は、本事件をふまえた何らかの取組をする場合には、事前に相談してほしい旨を伝えた。

しかし、市教委は事前に遺族の了解を得ないままに、平成27年（2015年）10月7日付で学校（園）長に対して「教育活動における万全の安全対策の徹底について（通知）」と、小中学校（園）全教職員に向けた「教育長メッセージ」を発出した。内容としては、校地内外における児童生徒等の安全に配慮した教育活動の徹底と、自家用車による保護者の送迎時のルールを徹底を中心とするものだった。これらは、本事件から1年が経ち、風化させてはならないということ、教職員全員の安全意識を高揚させること、痛ましい事件を二度と繰り返してはならないという目的で作成し、発出したものである。

遺族がこれらの文書の発出を知ったのは、発出翌日の10月8日の市教委との協議の際であった。遺族や代理人弁護士はこの日の協議で、市教委の取組について一緒に検討するものと考えていた。そこで、遺族はこれらの文書の発出により遺族に対していわれのない非難（インターネットにお

ける誹謗中傷等) が向けられるのではないか等の懸念や、代理人弁護士は事前の協議も行っていない中で発出されたものであり、一般常識に照らすと不合理である旨を市教委に伝えるとともに、それら文書の撤回と回収を求めた。

これに対して、市教委は二度と事故を繰り返さないためにも、教職員の安全意識の高揚を図っていくという目的であること、教職員のみへの発信であることを理由に文書の撤回と回収には応じなかった。ところが、市内の別の小学校の学校だよりにおいて、これらの文書をふまえた本事件に関する内容が記載されてしまい、遺族も知人からそのことを知ることになった。

以上のような遺族の心情への配慮に欠けた対応により、当該学校のみならず市教委に対しても遺族の不信感を強めることになってしまった。

【見解・所見】

□学校における事件・事故等が発生した場合において、マスコミ等への対応について、情報が錯そうし混乱をきたさないためにも情報の提供や収集に関する窓口について、一本化しておくことが求められる。そのためには、事前に教委と自治体の関係部署とが事前に検討し、危機管理マニュアル等で明確にした上で、学校に周知しておくことが求められる。

□市教委は、記者会見を開くことは考えていなかったが、本事件が学校管理下であることが明らかであったことや、本事件後に SNS を含むインターネット上の書き込み等により被害児童や遺族に対する事実無根の誹謗中傷等の二次被害があったことをふまえると、記者会見を早期に開き、謝罪を行うとともに、本事件の客観的な事実と当該学校と市教委の責任について明らかにしておくべきだった。

□市教委は本事件発生後の早い段階で、本事件は「学校事故」であり、当該学校とその設置者としての市教委の法的責任について認識していた。他方で、顧問弁護士への法律相談を通じて、損害賠償責任の負担割合に対する誤解もあり、加害者による「交通事故」であるとの認識ももつに至った。この件については、市教委は校長に伝えていたことから、校長の遺族に対する「学校の責任は一部」という旨の不適切な発言につながった可能性も否定できない。

□学校における事件・事故等における責任を考える場合に、一般的な損害賠償等の民事責任のみならず、学校教育の制度的特質をふまえた社会的責任が強く求められることから、市教委は市の顧問弁護士のみならず、学校における事件・事故等に精通する弁護士や有識者（教育法学、教育行政・経営学の大学教員等）に助言を求めることも必要である。

□本事件は当該学校の授業中に発生した事件であり、学校の管理下の事件であることは紛れもない事実であり、損害賠償責任の負担割合はともかくも、市教委や当該学校は本事件について法的責任はもちろん、倫理的・道義的な責任について強く認識すべきであった。

□市教委が本事件の発生から1年を目前にした平成27年(2015年)10月に、遺族の事前の了解を得ず、教育長の考えと市教委の判断を優先し、学校(園)長あてに安全対策の徹底と教職員の安全意識の向上を目的とした文書等を発出したことは不適切な対応であり、教育長をはじめ市教

委の職員が遺族への対応にあたり謙虚かつ慎重な姿勢がなかった。文書の内容や目的は妥当であるにしても、当該学校による対応が遺族に精神的苦痛を与え、不信感を募らせてきた経緯をふまれば、遺族への配慮は最優先事項であった。結果的に、遺族が市教委にも、より一層の不信感をもつ契機になったものと考えられる。

(3) 本事件に係る調査と第三者調査委員会の設置について

①本事件に係る市教委の調査

前述の通り、遺族は本事件発生翌日には当該学校に対して本事件の原因等に関する調査を求めていた。また、市教委にも平成26年(2014年)11月4日に教育長が遺族宅を弔問した際に同様の要望を伝えていた。そして、遺族は、その後も数度にわたり当該学校や市教委に要望していた。

しかしながら、市教委は本事件後間もない頃から、関係者への聴き取り、報告・記録等の提出要請等を行っていたものの、本事件の原因究明や遺族等への説明責任をはたすことを目的とした組織的な調査を行っていなかった。この点については、当該学校による「事故報告書」が本事件発生後の1ヶ月半後に提出されたことや、本事件の発生した現場の状況について、当該学校も市教委も写真撮影等を通して記録・保全していなかったこと(市教委報告書には本事件発生より2年7ヵ月を経過した写真が掲載)からも推測できる。

結果的に、市教委は平成27年(2015年)2月に市教委事務局職員から構成される「事件検証・安全対策検討委員会」(以下、検討委員会)を設置した。

そして、検討委員会は市教委が本事件発生後から行ってきた聴き取り調査等をもとに、遺族への説明や確認も行いながら、最終的に、平成29年(2017年)9月29日に市教委報告書をまとめている。

なお、市教委報告書を含めた調査結果については、教育長、学校教育部長、教育指導担当部長、教育総務課長、教育指導課長等が遺族に対して説明や確認を行った。

②第三者委員会の設置について

第三者委員会については、平成27年(2015年)1月29日に遺族の代理人弁護士から市教委に電話連絡があり、その設置を要望することを伝えられている。これを受けて、市教委はすぐに市の行政総務課法制担当に相談している。相談の結果、第三者委員会を設置する場合には、平塚市の附属機関設置条例の改正や委員報酬の予算化等の手続きが必要となること、そのための市議会3月定例会への議案提出はすでに締め切られていること等から難しいとの助言を受けた。また、県教委にも相談と問い合わせを行ったところ、県教委からは県内の他市町で本事件のような事件はなく、第三者委員会の設置もあまり聞いたことがない旨の回答を得ている。

この他にも委員会の名称や構成等について遺族に確認が必要であることや、議会に諮ることで本事件が再度公になってしまい、市民に想起させることで新たな問題(インターネット上の書き込み等)を引き起こす可能性も考えていたという。

このような事情から、市教委はこの時点では、市教委内部による調査を実施し、報告書を作成するという方向性を見出し、それが第三者調査委員会の設置に代替できると考えていたという。

そして、第三者委員会の設置については難しい旨について、市教委は2月9日に遺族とその代理人弁護士に対して伝えている。

しかしながら、その後、平成27年度（2015年度）から平成28年度（2016年度）にかけて、遺族は、市教委に対して、数度にわたり第三者委員会の設置を強く要望したことと、平成28年（2016年）3月には文科省から「学校事故対応に関する指針」が示されたこともあり、市教委は第三者委員会の設置を判断した。そして、平成28年（2016年）9月に平塚市議会9月定例会において、第三者委員会の設置に必要な平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例が可決され、それ以降、遺族と協議しながら、第三者委員会の設置に向けて、委員の人選等をはじめとする具体的な検討が開始された。

なお、平成29年（2017年）5月に、県教委は市教委に対して、文科省から市教委と連携をとるよう指導されたことを伝えるとともに、遺族に寄り添い、「第三者委員会」による調査を含めて真摯に対応するよう指導した。

以上の経緯があり、本事件の発生から約3年を経過した平成29年（2017年）9月23日に本委員会（平塚市立学校事故・事件等調査委員会）が設置されることになった。

【見解・所見】

□本事件の当該学校や市教委の対応について、遺族が不信を抱いていることが明らかであった状況や、社会的にいじめを含め学校における事件・事故等の事実や原因究明にあたり第三者委員会の必要性が提起されていた状況をふまえば、市教委は第三者委員会の設置について早期に判断すべきだった。もとより、当該学校や市教委は遺族に対して説明責任をはたすために、早期に調査と報告書をまとめておくことが必要だった。

□今後は文科省の「学校事故対応に関する指針」にもとづき、学校における児童生徒の死亡や障害等の重大な事故が発生した場合には、被害関係者への配慮を最優先にしながら、各校（園）及び市教委は「基本調査」を行うとともに、必要に応じて「詳細調査」を行うための第三者組織を速やかに設置していくことが望まれる。そのために、市教委の事務局職員や学校の教職員に対して、研修等を通じてこの指針に対する理解や意識を高めていくことと、危機管理マニュアルや市教委独自の指針等の整備を通じて、相互の具体的な役割分担を含めた組織体制を整えておくことが求められる。

（４）校長や担任教諭の人事異動と研修について

①本事件に係る学校関係者の人事異動

本事件の発生した平成26年度（2014年度）末に、本事件の学校関係者の定期的人事異動が行われた。この中で、当該学校の校長は市内の別の市立小学校へ校長として異動となった。また、担任教諭も市内の別の市立小学校へと異動した。

なお、教頭は定年のため退職するとともに再任用され、市内の市立小学校の初任者研修拠点校指導教員として勤務することになった。

結果的に校長は当該学校に着任して1年の異動であるが、これは、平塚市の教職員の人事異動の指針にしたがえば、通常、「市教委への出向」等がなければ着任後1年での異動はなく、今回の

ケースは特別な事情によるものだった。市教委としては、校長の支障をきたしていた心身への配慮とその状態で学校経営を正常に行っているのかという2点を中心に議論した結果、異動させることになった。また、担任教諭についても着任5年目で、平塚市の指針において通常の異動満期は7年であることからすると例外的であった。市教委としては、担任教諭についても心身の状態と、当該学校が小規模校であり、次年度も学級担任をせざるをえない中で、学級経営・児童指導をすることは難しいと判断したため異動させた。

②本事件に係る学校関係者への処分と研修

前述の通り、本事件に直接的に関わった校長や担任教諭の人事異動が行われたが、それらへの処分や研修は特に行われていなかった。

それら関係者への処分については、校長も担任教諭も市町村立学校職員給与負担法にもとづく「県費負担教職員」であり、それらの任命権や処分権は、地教行法上、県教委にあることから（同法第37条及び第43条3項・4項）、市教委は関係教職員の処分を求めるために県教委へ報告する準備について、本事件の発生後1ヵ月を経過した頃から進めていた。また、10月29日の時点では、平塚市立学校音楽会で会った際に、教育指導課長から校長に対して校長と担任教諭の処分等については、今後、教育総務課教職員担当が事情聴取等を行い県教委へ報告する旨を伝えている。

具体的には、市教委は県教委への提出資料となる文書（「学校管理下における児童死亡事故に関する報告書」平成27年（2015年）3月23日付）の作成を行い、平成27年（2015年）3月に県教委へ提出しようとしたが、県教委から本事件が刑事事件や民事事件となっていることをふまえ、それらの結果が明らかになってから受け取るということで保留となった。

なお、県教委への報告書では、校長と担任教諭について「安全上の管理義務」や「指導上の安全が確保できていなかった」等とし、「厳粛に処分を受け止めるべきものとする」と市教委の見解が示されている。

なお、関係者への処分については、遺族は、平成26年（2014年）11月に市教委の教育長が訪問した際に、処分についても報告してほしい旨を要望していることである。市教委（教育長）としては、遺族より市教委作成の報告書を提示してほしい旨の要望があった際に、県教委へ提出次第、速やかに提示すると回答していた。ところが、県教委が本事件に係る刑事訴訟が結審していないこと等を理由に、本事件の全容が解明されるまでは上記の報告書を受け取らないとしたため、市教委は提出することができずに、遺族に提示することもできなかった。

そして、第三者調査委員会として本委員会の設置が決定されたことを受け、本委員会としても遺族に確認を行ったところ、本委員会の報告を待ってから県教委へ提出するという事になった。

現時点で県教委へは未提出であり、県教委による関係者への処分も行われていない。

他方、それら関係者への研修については、市教委としては県教委による「処分」が出ていない以上、「改善研修」は行えないという判断で行わなかった。

【見解・所見】

□校長と担任教諭については、平塚市の教職員異動の指針にもとづけば、在職期間的には例外的な異動であり、校長や担任教諭に対して市教委として研修等を行わずに異動させた点は問題である。

□遺族への配慮はさることながら、一般的な組織論における責任に対する対応からみても、本事件の関係者に対しては、何らかの行政上の処分や研修等をはじめとする制裁的、指導的措置があった上で異動させるべきだった。市教委は学校関係者への処分については、法的に県教委の権限（任免権）であると捉えていたことは正しいものの、法令上の服務監督権者（地教行法）として、市教委独自の研修等の措置を行うべきだった。

（５）市教委と神奈川県教育委員会（県教委）との協力体制

①市教委から県教委への報告・連絡等

平成 26 年（2014 年）10 月 17 日の本事件発生後、市教委の教育指導課長代理が午後 5 時の時点で県教委事務局の出先機関であり、平塚市に所在する中教育事務所へ連絡を入れた。その後、市教委は午後 8 時過ぎに被害児童が死亡したことや、教育指導課長より本事件の経緯・概要等を中教育事務所へ報告し、これに対して、中教育事務所は県教委事務局へ報告したことを市教委に伝えている。また、今後の対応については、県教委の考えとして、今後は市教委の教育指導課長と中教育事務所の指導課長とで連絡をとりあうことを伝えられた。

その後、10 月 20 日には市教委は経過報告を行い、10 月 21 日には中教育事務所から市教委に対して、担任教諭の日常的な安全指導の状況、本事件発生時における担任教諭の動向と指導状況、そして、保護者の送迎に関する当該学校の注意喚起の状況について報告を求める電話連絡があった。また、10 月 23 日には、中教育事務所より市教委に本事件について、県教委としても法律上の問題について相談する考えが伝えられた。

なお、市教委による記録上、10 月 27 日に中教育事務所から市教委に対して、その翌 28 日に当該学校へ県教委の指導主事と中教育事務所の指導主事、SV が訪問予定である旨を伝えた以降は、市教委と県教委とのやりとり等は確認できない。

②県教委から市教委への指導、助言等

市教委（教育指導課長）は 10 月 24 日に、中教育事務所に対して県教委の学校緊急支援チームの派遣を要請した。これを受け、中教育事務所は同日中に市教委に対して、平塚市内の学校における SC の活用状況をふまえ、当該学校の近隣の市立中学校に勤務する SC を派遣すること、費用は県で負担すること等を決定し、その旨を伝えている。

なお、市教委の子ども教育相談センターとしてはより多くの人的支援がほしいと考えていたが、結果的には 1 名の SC の派遣と、SV1 名の派遣にとどまった。

そして、10 月 28 日の午前中に SV 等が学校を訪問して以降は、県教委の本事件に係る対応はない。これについて、本委員会による照会では、県教委は「市から要請がない中で、県が積極的に助言するのは市教委の独自性という視点から適当ではない」との見解を示している。

③県教委の遺族への対応

県教委は、本事件について、平成 29 年（2017 年）3 月 3 日の時点で、文科省の「学校事故対応に関する指針」（2016 年 3 月）が出される前に発生したものであることから、文科省へ報告しないという見解を示していた。これは、遺族の求めによる市教委からの照会に対する回答だった。

これについて、遺族は同年 3 月 14 日に文科省へ確認したところ、文科省としては、県教委から

報告があれば受け取るとの回答だった。

そして、遺族から県教委の対応に納得できないとの指摘を受けた県教委が、同年3月16日に文科省へ問い合わせを行ったところ、同指針の公表前の事件でも報告があれば受け取る旨の見解が示された。その後、遺族が代理人弁護士らと同年3月30日に県教委を訪問した際、県教委は文科省の見解をふまえて回答をすべきであったとし、本事件について文科省へ報告する旨を伝えた。

なお、この際に、遺族は県教委の教育長と面会することもできず、教育長からの言葉がけもなかったことについて、遺族への配慮のなさを感じている。

以上の経緯があり、県教委は同年4月17日に本事件に関する報告書を文科省へ提出した。また、その1か月後には、文科省から県教委に対して、市教委と十分に連携をとるよう要請があり、県教委は市教委に対して、本事件について第三者委員会の調査も含め真摯に対応するよう、指導した。

【見解・所見】

□市教委は本事件の発生した当日には、県教委の出先機関である中教育事務所へ報告を行い、それ以降、10月下旬までは随時、連絡や報告を入れていた。また、市教委は早期に、学校緊急支援チームの派遣を県教委に要請していた。

□県教委は市教委の要請にもとづき緊急支援チームの派遣やSVを派遣したが、この他に指導、助言をしていたことは伺われない。県教委は、市教委から要請がない中で、積極的な指導や助言は市教委の独自性という視点をふまえると適当ではないとの判断で行わなかった。

□市教委は組織体制上の負担等の状況をふまえ、対応に苦慮していたのであれば、積極的に県教委に支援を要請すべきだった。また、県教委は、地教行法等の法令上、公立小・中学校の教職員の任免権者や給与負担者であることをふまえ、設置者管理主義の観点から市教委による対応を基本にすることはやむをえないとはいえ、本事件のように児童生徒が死亡するという重大な案件の場合には、市教委に積極的に働きかけや支援を行うべきであった。

□市教委は今後、学校における死亡等の重大な事件・事故等が発生した場合には、県教委や文科省へ一報を入れるとともに、文科省の「学校事故対応に関する指針」をもとに速やかに調査（基本調査、詳細調査）を実施することが必要である。また、その結果（報告書等）を速やかに県教委へ報告・提出するとともに、県教委を通じて文科省へも報告・提出できるようにすることが必要である。

IV 学校における事件等の再発防止と「学校安全」に向けた提言

本事件のように、学校教育において、被害児童のかけがえのない生命と未来を奪うようなことは絶対に許されないことである。換言すれば、学校の安全や学校における児童生徒の安心は、学校教育を成立させる根本的条件であるといえる。そのような「学校安全」に向けた環境整備は、教職員による専門性にもとづく知識と不断かつ積極的な努力はもとより、学校設置者である市教委等を含む教育行政の条件整備が必要不可欠である。

「学校安全」は平成20年（2008年）6月の学校保健法の一部改正（2009年4月施行）により、学校保健安全法において明確に位置づけられることになり、学校、学校設置者（地方公共団体と教育委員会）、国（文科省）についてそれぞれ法的責務が明記され、それらの実効的かつ着実な遂行が求められている。

そこで、本委員会は、遺族が二度と本事件のような学校における痛ましい事件や事故、災害（以下、事件等）を発生させてほしくないという思いもふまえつつ、本報告書で述べた本事件に関する見解・所見をもとにした教訓と「学校安全」に関する課題を整理するとともに、今後の学校における事件・事故等の再発防止策を含む「学校安全」の保障に向けた提言を以下に提示する。

1. 学校における事件等の防止に向けて —学校と市教委の使命感と法的責務の再認識

昨今、児童虐待やいじめ、想像を超えた殺人行為、不慮の事故として扱われている出来事によって、かけがえのない子どもたちの命が奪われる事件等が頻発し、大きな社会問題になっている。このような事件等の中には、学校の取組によって救えた命が多く存在していることも事実である。

学校は「子どもたちの命を守る」役割を担っており、管理職を含め教職員は「子どもたちの命を預かる仕事」であることをあらためて認識する必要がある。このことは、本報告書で述べた通り、学校保健安全法をはじめ児童虐待防止法やいじめ防止対策推進法等において、学校の法的責務として明らかになっている。特に学校は「安全管理」について、学校保健安全法にもとづき様々な取組（施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常における安全に関する指導等）を行っているが、その前提として「子どもたちの命を守る」という意識（使命感）を持っていることと、その意識をもちながらそれらの取組を行っているかが問われる。本事件については、当該学校が以上のような意識や取組等が不十分な中で、子どもたちの命を守るどころか、危険にさらしてしまい、結果的に被害児童のかけがえのない命を奪ってしまったものであるといえる。

本事件を契機に、本市のすべての学校の教職員、市教委職員等が、あらためて以上の使命感と法的責務を強く再認識した上で「学校安全」に取り組み、元気に登校した子どもたちが元気に下校できるような「学校安全」の環境を実現してほしい。

（1）「交通安全」に関する「安全管理」の徹底—本事件類似案件の防止に向けて

本事件の端緒は、当該学校の「図工」の授業中に、校地外で学習活動中の被害児童が加害者の自家用車により轢かれ、かけがえのない生命を奪われたことにある。

本報告書では、前述の通り、その事実やそれを引き起こした背景を含む要因等のひとつとして、担任教諭や校長を含む当該学校において、児童の安全への配慮や学校の「校地外」環境への管理について、著しい認識不足があったことを指摘したところである。特に、当該学校の実情としては、教職員の自家用車による通勤が通常だったことや教職員 2 名の自家用車が慣習的に本事件の発生場所付近の「校地外」に駐車されていたこと、さらに、保護者や地域住民が自家用車で来校する際には、「坂道」に駐停車していたことが慣行になっていたこと、本事件発生直前までの時期に、保護者による児童たちの送迎が増えていたこと等があげられる。また、学校の管理職が日常的に校舎内外を巡回点検しておらず、そのような状況を把握し、認識していなかったこともある。

元来、「学校安全」については、「生活安全」「災害安全」と並び、「交通安全」の領域から構成されており、それら 3 つの領域について、それぞれ「安全管理」と「安全教育」について、組織的、計画的に取り組んでいくことが求められている。特に、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日に学校保健安全法が施行されて以降は、当該学校や学校設置者（市教委等）に対して、法的責務として取り組んでいくことが求められている。

以上をふまえると、当該学校においては、上記の地域の実情をふまえた「交通安全」、特に交通環境に対する安全管理は必須だったといえる。具体的には、本事件の発生した正門前付近を含む校地周辺の交通環境の状況と課題を把握し、それに対する取組を行っておくべきだったといえる。そこで、本事件のような類似事件の発生を防ぐために、本委員会としては、以下の三点の再発防止・改善策について、市教委及び当該学校を含む市内の各校（園）において取り組むよう提言する。

①各校（園）における交通環境の再確認と日常的な「安全管理」の実施

□各校（園）において、教職員の自家用車による通勤と駐車状況について再度確認すること。

確認にあたっては、特に駐車場所については、児童生徒の安全への配慮ができていないか、違法もしくは違法的な場所に駐車していないかを確認すること。

□保護者の自家用車による児童生徒の送迎の状況とルールを再度確認すること。

確認にあたっては、ルールの有無はもとより、ルールの内容について、児童生徒の登下校のルールとの整合性をふまえ、「原則」や「例外」について検討し、明確にすること。なお、「原則」は、各校（園）の地域状況によるが、児童生徒の安全確保上や本事件のような類似事案を発生させないためには「禁止」とすることが望ましい。また、「例外」としては、「児童生徒の体調不良等」「事件・事故、災害等発生の緊急時」等が考えられるが慎重に検討すること。

その上で、「例外」で認める場合には、送迎時の保護者の自家用車等の駐車場所について、児童生徒の安全確保及び道路交通法上の観点から適切な場所となっているか、また保護者から各校（園）への事前連絡や事後報告等の必要有無、そして、ルールの保護者への周知徹底及び遵守の現状を把握すること。その上で、ルールの周知徹底の改善を図ること（本事件では年度開始の年 1 度だけでは不足）。

□地域住民や関係業者等の自家用車による来校に関するルールについて再度確認、検討すること。

確認にあたっては、来校時の駐車場所について、児童生徒の安全確保の観点から適切な場所となっているか等をはじめ、上記の保護者の状況と同様に行うこと。なお、学校給食等の関係業者の場合には、校地内へ車両を乗り入れることもあるため、来校時間帯と来校時における対応（門の開閉、教職員の立会等）について確認すること。

□校長や教頭等の管理職は、校務作業員等と役割分担をしながら、日常的に校地内の学校施設・設備のみならず、校地外の周辺の状況についても巡回し、安全点検すること。

本事件では、校長が日常的な校地内外の巡回点検をしておらず、校地外の交通環境の状況について把握と認識が不十分だった。

②各校（園）における交通環境の課題の把握と市教委への報告

□各校（園）においては、上記の状況を含めた各校（園）の「交通環境」について状況を確認した上で、その課題を把握するとともに、市教委へ報告すること。

状況の確認と課題の把握にあたっては、保護者や地域住民、関係業者等の自家用車による来校や校地内外における駐停車の状況のみならず、児童生徒の安全の確保の観点から、校地周辺の道路・交通環境上の課題（学校とは関係のない車両等が日常的に駐停車している、交通量が多い等）を含めて状況の確認と課題を把握し、市教委へ報告すること。

なお、学校保健安全法第28条においては、校長の責務として、学校の環境の安全確保に向けて、児童生徒の安全確保上、支障がある場合には改善を行うこと、各校（園）のみで改善が不可能な場合には市教委へ申し出ることが定められていることに留意されたい。

③市教委による各校（園）・地域における交通環境上の課題の把握と改善

□市教委は各校（園）における上記①②の状況確認と課題把握を促すとともに、必ず報告するよう求めること。それらを年度始めのみならず、定期的に行うようにすること。

□市教委は各校（園）の改善のみに依存するのではなく、市の交通政策課をはじめ関連部署、警察署等と連携、協力しながら、積極的に各校（園）と地域における交通環境の状況確認と課題把握を行うとともに、改善すること。

（2）教育課程の管理の重要性の再確認

本事件は、被害児童が受けていた「図工」の授業時間が、担任教諭の独断により当初計画されていた時間が延長された中で発生したものである。換言すれば、「図工」の授業時間が延長されていなければ、本事件が発生していなかった可能性があるともいえる。

本報告書では、本事件の発生の要因のひとつとして、担任教諭の独断により「図工」の授業時間が延長された背景等について、校長による「週案」の確認を通じた教育課程の管理が不十分だったことを指摘したところである。これに加え、本事件が発生した正門前の場所について、当該学校では、校地外であるか否かの認識が管理職、教職員で認識が統一されていなかったことから、「校外学習実施計画」が担任教諭から校長へ提出されていないこと等も問題として指摘した。

以上をふまえ、教育課程の管理の重要性を再確認するために、本委員会は以下の三点を再発防止・改善策として提言する。

①管理職の教育課程の管理に関する意識の向上

□市教委は研修を通じて、校長をはじめ管理職には、教育課程の管理について法的な権限と責務があることを再確認し、意識を向上させること。

□再確認と意識の向上にあたっては、教育課程の管理が、文部科学大臣告示として法的拘束力を

有するとされる学習指導要領にもとづく重要なものであることや、その権限と責任については、学校教育法第37条第4項及び市教委規則第6条にもとづき、校長にあることを強調する。

また、教頭については「校務を助け、校務を整理する」(学校教育法第37条第7項)、教務主任については「校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」(学校教育法施行規則第44条第4項)とされていることから、教育課程の管理について、校長以外の教職員も一定の責務と役割があること。

本事件では、担任教諭から「週案」の提出があり、校長の確認もあったものの、担任教諭の記載内容と校長の確認の面で不十分だった。研修等を通じて、各校(園)の管理職の教育課程の管理に関する意識の向上を図るとともに、各校(園)の教諭に対する教育課程の管理に関する意識の向上も重要である。

□市教委は研修を通じて、教育課程の管理の手段については、教諭からの「週案」の提出と、校長等による確認が必要であることをあらためて確認すること。

なお、学校設置者によっては「週案」の提出と確認が教育委員会規則上に位置づけられているところもあることをふまえ、各校(園)の校長の意識や状況に応じて、市教委規則の改正も検討すること。

②「校外学習」の手続きの再確認と危機管理

□各校(園)は「校外学習」について、学習活動の内容と場所・範囲等の観点から「定義」を捉え直すとともに、どのようなものが「校外学習」にあたるかについて「対象」を再確認すること。

その上で、「校外学習」を実施する際の計画や届け出(提出)や情報共有等の方法について検討し、教職員への周知徹底を図ること。

再確認と検討にあたっては、児童生徒の安全確保や危機管理の観点を中心に置くこと。特に、事件等の防止(安全確保の手立てや体制等)、事件等発生時の対応(救急連絡、緊急連絡の方法等)について必ず入れること。

□市教委は各校(園)の状況をふまえ、各校(園)における対応や検討が難しい場合には、市教委規則において、「校外学習」の定義と対象、手続き(届け出や書式)等について明らかにすること。なお、現行の市教委規則には第7条に「校外行事等」が規定されていることから、同条の改正により対応することが望ましい。

<参考>平塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

(校外行事等)

第7条 教育活動の一環として行う修学旅行等の校外行事等を実施するときは、特にその安全性、経費等を考慮するものとする。

2 校長は、教育委員会が別に定めるものを除き、市外及び宿泊を伴う校外行事等を実施するときは、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

③「校外学習」の安全確保に向けた体制の整備

□「校外学習」における児童生徒の安全確保では、教職員による立会と指導監督が前提条件であることを再確認すること。

□市教委は、各校(園)における教職員の立会と指導監督のみでは、児童生徒の安全確保上、不十分である状況があることもふまえ、各校(園)が保護者や地域住民等に協力を求める際の体制

の整備（組織化）に向けて、全国的に広がりつつある「学校支援地域本部」の設置や、それと関連する「学校運営協議会」（地教行法第 47 条の 6）制度（コミュニティ・スクール）の導入を検討すること。

④教室外の学習活動に関する「安全管理」の徹底と情報共有等

□教室外で児童生徒が点在して実施する学習活動について、「安全管理」の徹底を図ること。

そこで、徹底にあたっては、授業を担当する教職員の監督が届きにくいような状況の場合には、担当の教職員は常に巡回指導を行うとともに、教職員朝会や職員室の掲示等で他の教職員へその旨を情報提供するとともに児童生徒の安全配慮と安全確保について協力を呼びかけること。

特に、小学校については、本事件の「図工」における絵を描く活動の他に、生活科や理科における自然・生き物観察等、校地内であっても教室外で活動を行う機会が多いことや、児童の活発さ等をふまえて注意すること。

（3）管理職・教職員等への「研修」の実施と「学校安全」強化月間（10月）の設定

本事件のような学校における事件等を防ぐためには、市教委をはじめ教育行政による学校教育の人的、物的条件の整備はもちろんのこと、日常的に児童生徒と接し、学校教育活動を実質的に担っている管理職や教職員の知識と意識の向上が必要不可欠である。また、本事件を風化させず、「学校安全」の実現に向けた各校（園）及び市教委の関係者の意識的風土の形成と継承を図っていくことも求められる。

このような認識にたち、本委員会は以下の二点を提言する。

①本事件の教訓化に向けた研修の実施

□市教委は本事件のような痛ましい学校の事件・事故等を防ぐことと、本事件を風化させることのないように、本事件をもとにした「学校安全」に関する研修について、学校の管理職及び教職員、市教委職員を対象に毎年必ず、年度開始の早い時期に実施する。この中では、「学校安全」に対する姿勢と方策等を示す教育長講話を実施する。

特に、本事件を風化させないという観点にたつと、毎年度、各校（園）に新規採用された教職員（初任者研修等）、市教委職員、新規に学校の管理職として着任した者、この他に後述する市教委の「学校安全」担当職員、各校（園）の「学校安全」担当の教職員を対象とする研修は必要不可欠である。

□研修の内容としては、本事件の概要と問題点をふまえた上で、学校教育の活動の展開にあたって、児童生徒の安全確保が根本的条件であり最優先であることを基本とし、演習やシミュレーション等を通じて、以下の内容を実施することが考えられる。

- ・学校保健安全法等における「学校安全」に係る法令や学校の事件等に関する法的責任に関すること
- ・本事件を含めた学校における事件等の事例をもとにした安全管理や安全教育に関する知識や実践（危険予知能力向上のための訓練を含む）に関すること。

②「学校安全」強化月間（10月）の設定

□市教委は、本事件を風化させないという観点から、本事件の発生した「10月」を「学校安全」

強化月間として設定するとともに、市教委と各校（園）はそれぞれ「学校安全」の取組を必ず実施する。

□市教委においては、前述の研修を実施することや、各校（園）の「学校安全」の取組について法的に再点検・再確認する。

□各校（園）においては、全教職員をあげて校地内の学校施設・設備と、校地周辺の校地外の「安全点検」を実施することや、年度開始から10月に至るまでの半年間の「学校安全」の状況について、管理職と教職員が情報共有や意見交換を図り課題を抽出する等の自主研修を実施する。その上で、市教委へ改善の申し出を含めた報告を行うことが考えられる。

□なお、本事件を契機として、当該学校においては、10月17日を「償いと子どもたちを守る誓いの日」と名付け、毎年、全校児童が参加する集会を実施しているが、「償い」や「誓い」をする対象は当該学校（教職員）と市教委であることをふまえ、今後も全校児童が参加する集会を実施していく場合には、その名称や実施内容・方法等について、遺族の意向も確認しつつ見直すことが必要である。

（４）学校保健安全法にもとづく取組の徹底と改善

学校保健安全法においては、同法第26条から第30条にかけて、市教委と各校（園）で取り組むべき「学校安全」に係る事項が法的責務として明らかにされている。本事件を含めた学校における事件等の発生を防止する前提として、それらの法的責務を着実に遂行していくことが求められる。

具体的には、「学校安全計画」の策定と実施（同法第27条）、「危険等発生時対処要領」（以下、危機管理マニュアル）の作成（同法第29条1項）等である。これらについては、市内の各校（園）においてもすでに策定・作成済みであるが、本事件と本報告書をふまえ、改善を図っていくことが求められる。

本委員会はそれらの改善にあたり、以下の通り、留意点を含めて提言する。

①各校（園）における「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」の作成と改善

□各校（園）は「学校安全計画」について、「学校安全」に求められる生活安全、交通安全、災害安全の領域について、安全管理（安全点検を含む）と安全教育（安全学習・指導を含む）の両面からバランスよく含めて示されているかを確認した上で、作成と改善を図る。

確認と作成・改善にあたっては、本事件における問題点や前述の「学校安全」強化月間（10月）の設定をふまえた改善が求められる。具体的には、本計画において学校施設・設備を含む各校（園）の校地内外の「安全点検」と、管理職を含む教職員の研修を含むようにすること。内容については、各校（園）で従来行われてきた防犯や防災の訓練等に偏らないように留意すること。

□各校（園）は「危機管理マニュアル」について、各校（園）の「学校安全」に係る課題をふまえた実情に応じたものとなっているかについて再確認した上で改善を図る。

確認と作成・改善にあたっては、特に以下を確認した上で、内容として含まれるようにすること。

- ・ 事件等の発生後における被害児童生徒の保護者への緊急連絡の方法（連絡先と連絡方法等）や手順等の再確認とそれに合わせた緊急連絡票等の改善
- ・ 事件等の発生後の被害児童生徒とその保護者を含め、他の児童生徒とその保護者への対応（謝

罪、情報の提供、保護者説明会の開催、心理教育等の実施。

また、「災害安全」（防災）については、授業中の事件等の発生とは異なる対応（学校待機、児童生徒の引き渡し等）が求められるため留意すること。

なお、学校における事件等の発生から間もない「初期対応」（児童生徒の避難誘導、救急要請、保護者への緊急連絡等）とは別に、初期対応以降の「事後対応」については極めて重要であるのであらためて後述する。

②市教委による点検と指導、助言の実施

□市教委は各校（園）の「学校安全計画」と「危機管理マニュアル」について提出させ、必ず点検した上で、各校（園）に対して改善の必要があるか否かを含めた指導、助言を行う。

なお、上記①の各校（園）におけるそれらの改善にあたっては、市教委が書式等の事例や留意点を必ず示すものとする。また、点検にあたっては、地域の実情に応じたものとなるよう、市の災害対策課等の関連部署で作成されている「平塚市地域防災計画」や「平塚市津波ハザードマップ」等との整合性を勘案する。

□市教委は、各校（園）で事件等が発生した場合における市教委としての対応の方法や手順等を示す「危機管理マニュアル」を作成する。この点は各校（園）の事件等の「事後対応」と係わり極めて重要であるのであらためて後述する。

③文書管理の再確認

各校（園）及び市教委は「安全点検」をはじめ「学校安全」に係る市教委への報告等の文書について、「平塚市立学校行政文書取扱規程」にもとづき、公文書として記録（文書と写真等のデータ等）を厳重に保存しておくことが求められる。本事件では、本事件発生年度に限り、施設・設備の安全点検表が所在不明になっていることから、当該学校に対する信頼をいっそう貶めている。

（５）「学校安全」の取組の組織的担保—「学校安全」担当の創設

以上を含めた「学校安全」の取組を継続的なもの、かつ実効性あるものにしていくためには、組織的担保が必要である。そこで、本委員会は以下の通り、提言する。

①市教委事務局に「学校安全」担当を創設

□市教委は、前述のような「学校安全」に係る研修や各校（園）における学校安全計画や危機管理マニュアル等の点検、指導、助言等について着実に進めていくために、組織改正を通じて、事務局内に「学校安全」担当を創設し、担当する指導主事や事務職員等を配置する。

「学校安全」担当は、後述する各校（園）における児童生徒の死亡事件等の場合には、各校（園）及び市教委の調査についても主導的な役割を果たす。

□市教委は「学校安全」担当を中心に、市内（県内）外の学校における事件等に関する情報を収集するとともに、事件等の発生するたびに類似の事件等の各校（園）における発生を防止するために、各校（園）へ情報提供と注意喚起を行う。

②各校（園）における「学校安全」担当の再確認

□各校（園）においては、校務分掌上、「学校安全」担当の教職員を再確認するとともに、必要に応じて、担当教職員を増やし体制の充実を図る。なお、学校規模に応じて、「学校保健」担当と分けることが望ましい。

□各校（園）における「学校安全」担当の教職員は、各校（園）における「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」等をふまえ、各校（園）における事件等の防止（ヒヤリ・ハット事例等）に関する意見交換や情報共有、学校の事件等に関わる情報提供をはじめとする研修等の計画や実施について中心的な役割を果たす。

なお、「学校安全」に関する情報共有や意見交換は日常的に必要なものであるが、短時間でも良いので、週1回等と機会を設定し、実施していくようにすることが、管理職や教職員の「学校安全」に対する意識の向上を図る上で望ましい。

③研修の実施

□市教委は前記の「学校安全」担当職員と各校（園）の「学校安全」担当教職員に対する研修を毎年度、早い時期に必ず実施すること。

（6）「インターナショナルセーフスクール」認証に向けた検討

市教委は上記（1）～（5）の取組を着実に実施する中で、当該学校を含む各校（園）の中から、特に「学校安全」を進める上でモデル拠点となる学校（園）について、「インターナショナルセーフスクール」（以下、ISS）の認証に向けて検討を行うべきである。

ISSはWHO（世界保健機構）の地域学校安全推進協働センターが推進する学校（園）における安全推進を目的とした国際的認証活動である。これは、学校（園）の安全に向けた体制が整備され、機能していること等をもとに認証されるものであり、日本では、平成22年（2010年）3月に大阪教育大学附属池田小学校が初めて認証を受けて以降、国内では国公立21校（園）が認証を受けている。なお、神奈川県下でも厚木市の公立小・中学校3校が認証されている。

インターナショナルセーフスクールの認証を受けた学校（園）の存在は、本事件を風化させずに、平塚市と市教委、各校（園）とが「学校安全」にたえず取り組んでいく姿勢を継承していく役割が期待される。

2. 学校における事件等の「事後対応」に係る体制の整備

（1）各校（園）・市教委の「事後対応」の役割分担等の改善と明確化

—「危機管理マニュアル」の作成と改善

本事件では、本報告書で指摘している通り、本事件後の「事後対応」についても数多くの課題があった。

たとえば、前述の通り、本事件に係る保護者説明会について、遺族の了解が得られないままに当該学校と市教委により一方的に実施が検討されたこと、本事件に係る事実や原因等について調査されず説明がなかったこと等があげられる。また、遺族への心理教育を含めた心理的ケアが不

十分だったこともある。

他方、これらの当該学校の対応に係わって、市教委から当該学校（校長）に対する指導、助言も若干行われてはいたものの、不十分で機能しておらず、基本的には当該学校の対応に依存していた。また、市教委の対応としても、本事件に係る内部的・事務的な調査は行われていたものの、遺族への説明をはじめ社会的責任を果たす意味での調査は行われておらず、本事件の事実や原因の究明、第三者による調査等を求める遺族の要請にも長らく応じなかった。

以上のように、本事件の「事後対応」は結果的に遺族を長期間にわたり苦しめ、遺族の当該学校や市教委に対する不信感を募らせ、民事訴訟へと発展するばかりか、心理的回復や社会的復帰の遅延を招いてしまった。

このように、学校における事件等の「事後対応」は重要な課題である。なお、これは学校保健安全法第 29 条 3 項において、事件等の被害者を含めた学校関係者の「心身の健康を回復させるため」の「必要な支援を行う」とされている市教委及び各校（園）の責務と関連するものである。

以上をふまえ、本委員会は、学校における事件等の「事後対応」について、以下の通り、提言する。

①各校（園）における事件等の「事後対応」の明確化—危機管理マニュアルの作成・改善

□各校（園）は「危機管理マニュアル」の作成・改善にあたり、前述の通り、事件等が発生した直後の「初期対応」（児童生徒の避難誘導、救急要請、保護者への緊急連絡等）とは別に、それ以降の「事後対応」の手順や方法等について検討し、明示しておくことが必要である。

作成・改善にあたっては、特に以下の事項を十分に検討した上で、必ず含むようにすること。

- ・事件等の発生後の被害児童生徒とその保護者（場合により遺族）への謝罪を含めた対応
- ・他の児童生徒や保護者、マスコミ等への対応（謝罪、情報提供等）
- ・事件等の調査の実施
- ・保護者説明会の開催
- ・心理教育の実施

また、これらは、市教委との役割分担や連絡調整等が強く求められるため、後述する市教委による「危機管理マニュアル」との関連を図る。

②市教委の事件等の「事後対応」に係る役割の明確化

□市教委は、市教委としての「事後対応」に係る「危機管理マニュアル」を作成し、各校（園）に示す。

作成にあたっては、事件等の事後対応における市教委の役割を明確にするとともに、各校（園）との役割分担や各校（園）への指導、助言の観点について示す。

本事件を通じた課題をふまえると、各校（園）の対応のみに依存するのではなく、市教委としての対応も求められる。特に、遺族への謝罪を含めた対応、遺族以外の保護者を含む市民やマスコミへの対応を含めた情報提供（記者会見の実施を含む）、保護者説明会の実施、事件等の調査の実施をはじめとするそれらの在り方については、市教委としても十分に検討の上、市教委の役割を示すとともに、各校（園）との役割分担を明らかにしておくことが必要である。

なお、学校管理下の事件等の場合には、前述の通り、市教委は事件等の事実（現時点で知り得たもの、一報）の提供の他に、学校管理下の事件等は基本的には学校及び学校設置者に責任があ

ることから、記者会見等を通じて、謝罪の意を早期に表明しておくことが、遺族への二次被害の防止の観点からも求められる。

また、事件等の発生した学校の被害児童生徒とその保護者や、別の児童生徒とその保護者、教職員等の関係者への心理的支援等の体制について、後述するように、「学校緊急支援マニュアル」の作成等を通じて体制の充実を図っておくことが求められる。

③事件等の関係教職員の「研修」実施

□学校において事件等が発生した場合、市教委はそれに関係する管理職や教職員に対して、県教委による「処分」や「研修」とは別に、服務監督権の範囲内で、当面の再発防止等に向けた「研修」を必ず行い、それら教職員の課題整理と状況改善に努めること。

本事件では、本事件が裁判になったことや、本委員会による調査等が開始されたことを受けて、県教委が校長と担任教諭に対する「処分」を保留としたため、校長と担任教諭は研修を受けないままに他校へ異動となっている。

(2) 事件等の調査に係る調査・報告体制の整備

—文科省「学校事故対応に関する指針」をもとに

本報告書で述べた通り、本事件では、当該学校や市教委による事実や原因等を究明するための調査が速やかに実施されなかった。この背景には、当該学校や市教委にその必要性に関する認識が不十分だったことがある一方で、本事件の発生が文科省の「学校事故対応に関する指針」の公表前であったこともあり、当該学校や市教委の体制が不十分だったこともある。

このような事件等への調査の遅れは事件等の事実や原因等の認定にも大きく及ぼす。たとえば、時間が経過するにつれて、事件等の関係者の記憶が曖昧になったり、事件等に係る物的証拠が滅失・変化したりすること等である。

今後は、文科省の「学校事故対応に関する指針」をもとに、万が一、学校において児童生徒の死亡をはじめ重大な事件等が発生した場合には、速やかに当該学校と市教委による調査（指針上の「基本調査」）、必要に応じて本委員会のような第三者組織による調査（指針上の「詳細調査」）が実施されることが求められる。

本委員会はこれに係わって以下の通り提言する。

①「学校事故対応に関する指針」を周知徹底—各校（園）における「基本調査」の実施と市教委の支援

□市教委は各校（園）の管理職に対して、研修等を通じて、「学校事故対応に関する指針」を周知徹底するとともに、その意義について理解を深める。

周知にあたっては、指針では、**各校（園）は「死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故が起こった場合」には、市教委へ速やかに報告することと、原則3日以内に「基本調査」（教職員や児童生徒等への聴き取り等）を実施することが示されている**ことを徹底する。

また、各校（園）において、死亡事件等が発生した場合の「基本調査」を実施する担当者・担当組織等について、あらかじめ危機管理マニュアルや校務分掌組織において明らかにしておくように指導する。

□市教委は、「学校事故対応に関する指針」をふまえ、児童生徒の死亡した事件等が発生した場合には、各校（園）の「基本調査」の実施について指導、助言するとともに、積極的に支援する。

市教委は、各校（園）において死亡した事件等が発生した場合、各校（園）が前述の危機管理マニュアル（特に事後対応）にもとづき対応を進めていく中で、各校（園）の労力的、精神的負担により基本調査の実施が困難になる状況が十分に考えられるため、「基本調査」の実施を支援する指導主事等の職員を派遣すること。その旨を前述の市教委としての危機管理マニュアルに明示しておくとともに、前述の市教委事務局に創設される「学校安全」担当の所掌事務として位置づけておくこと。

②児童生徒の死亡事件等への「詳細調査」の実施

□市教委は、各校（園）の管理下において事件等により児童生徒の死亡した場合には、原則として「詳細調査」を実施すること。

文科省の指針では、第三者的な組織による「詳細調査」の実施（移行）の判断については、「基本調査の報告を受けた学校の設置者が行う」とされているが、市教委は本事件の教訓をふまえ、各校（園）において発生した死亡した事件等についてはすべて「詳細調査」を実施する。

なお、例外的な判断として、事件等の被害関係者（死亡した児童生徒の家族）が「詳細調査」を望まない場合については実施しないこととし、その前提として、各校（園）の「基本調査」の結果について被害関係者へ説明する中で、「詳細調査」の実施について同意するか否かを必ず確認すること。

□市教委は円滑に「詳細調査」を実施できるように体制を整備する。市教委規則や要綱等において、各校（園）において発生した死亡した事件等についてはすべて「詳細調査」を実施することを明らかにするとともに、それを実施する組織体制について、本委員会の役割や構成、活動等をふまえつつ、あらかじめ明らかにしておく。

③「詳細調査」の結果に係る報告

□市教委は「詳細調査」の結果（報告書等）について、被害関係者へ報告し説明する。また、説明責任と社会的責任を果たす観点から、被害関係者の同意にもとづいて、原則として記者会見やホームページ等を通じて公開・公表する。その上で、市教委は、広く社会における類似の学校における事件等の再発防止に活用する観点から、県教委及び文科省へ結果（報告書）を提出する。

なお、現時点では、文科省の指針においては、市教委は「都道府県教育委員会に報告書を提出し、都道府県教育委員会は国にも報告書を提出する」こととされ、県教委を通じて文科省へ報告することとされている。しかしながら、本事件については、本事件の重大性と今後の「学校安全」の実現に向けた社会的意義、そして、本事件に係る本委員会の設置と調査に向けた本事件以後のたゆまない遺族の努力と希望に対して敬意と謝意を表すためにも、本委員会としては、市教委は県教委のみならず、文科省へも直接、本報告書を提出することを提言する。

(3) 学校緊急事案における心理的支援の確認と体制整備

本事件のような児童生徒の死亡事件等の緊急事案が発生した場合、速やかに遺族や他の児童生徒、教職員等の心のケアを行う必要がある。そのため、市教委及び各校（園）は、以下のような心理的支援について確認するとともに、体制を整備しておくことが求められる。

①遺族への対応

□各校（園）及び市教委が遺族に対応するにあたっては、**何よりも誠実に行っていくことが必要である**。特に以下の点に留意する必要がある。

- ・ 事件等の内容について、その時点で知り得た事実経過や状況を詳細に伝えること
- ・ 学校管理下で発生した場合にはその事実を率直に認め、誠実な謝罪を続けていくこと
- ・ 事件等の発生原因の追究や再発防止等について約束するとともに、それらの手順や方法等について適宜、相談したり説明したりすること
- ・ 遺族の要望や疑問に一つ一つ丁寧に答えていく姿勢をもつこと
- ・ 遺族の心情や生活状況（時間帯や仕事の状況等）を十分に配慮しながら訪問や連絡を継続していくこと

以上のように、事件等の発生後に各校（園）と市教委が常に遺族に寄り添うことを念頭に置いた対応を粛々と続けていく努力をすることそのものが、大きな悲嘆と喪失感を抱えてしまった遺族の心情をいくぶんでも解きほぐし、各校（園）と市教委の姿勢に対して一定の理解を示していくものと考えられる。

□遺族の心のケアのためにはカウンセラー等の心理的専門家による心理的支援が必要である。特に、事件等により家族を突然喪った遺族は大きな悲嘆と喪失感をもつのは当然ながら、そのプロセスのなかには怒りや疑念、罪悪感などが強く体験される場合が多い。このような心理的過程を理解し対応するカウンセラー等への相談は必要不可欠である。特に、遺族に児童がいる場合には言語的能力が途上段階のこともあり、喪失体験をした心の整理に時間が掛かり、なかには自然な感情が抑圧されることもある。そこで、**特に児童については、事件等の発生後、早い段階から心理の専門家の継続的な対応が必要とされる**。

□各校（園）及び市教委は、遺族に対して、後述する SC や学校医（精神科医等）等への相談をすすめるとともに、必要に応じて紹介すべきであり、緊急支援を専門とするカウンセラー等の心理的専門家を把握する等の体制を整えておく。

以上のような遺族への対応と合わせる形で、前述した学校や市教委の危機管理マニュアルに示される事件等の「事後対応」を行っていくことが求められる。

②事件等発生後の SC の派遣

□学校内外で、児童生徒の死亡事件等の緊急事案が発生してから、速やかに児童の心のケアのため SC が派遣されることが必要である。

派遣にあたっては、緊急事案の規模の大小により、臨機応変に SC を配備することが求められる。本事件のような学校内の活動中における死亡事案は、事件等の現場を目撃した児童生徒もいることから、緊急性、重大性が高く、学校全体のストレスの規模は甚大である。このような場合には、複数体制の SC を事件等の発生した学校については、一定期間継続的に配置させることが必要である。

□事件等の発生した学校は、SCに児童生徒や教職員への心理教育の実施、学級内の見守り、個別の面接など必要な対応を求める。

③臨時全校集会の開催と「心理教育」の必要性

□事件等の発生後、臨時全校集会等を実施し、管理職が事件等の内容を簡潔に説明し、黙とうをささげるなど、被害児童の死を悼む時間を作ることが求められる。

実施にあたっては、このような機会にSCを同席させ、集団に対して「心理教育」を行うことが必要である。「心理教育」は心理の専門家であるSCが児童に分かりやすくストレスや心の反応、さらには生活の過ごし方について説明を行うことで、児童の不安や緊張を緩和させる効果がある。

このような心理教育の実施は、全校集会、学年集会、学級（クラス）など児童のストレスの強さをアセスメントしながら実施する集団単位を検討することが望ましい。なお、実施方法については、全児童生徒と全教職員が一同に会して実施する方法の他に、事件等とその後の児童生徒の心理的状态に応じて、「校内放送」を通じて実施する等の方法もあり、専門家の助言をもとに適切な方法を選択することが望ましい。

また、SCが死亡した児童生徒の在籍していた学級に入ることも重要であり、心理的動揺が顕著であったり、落ち着かなかつたりする等の注意を要する児童生徒を発見し、個別対応に導くことも求められる。

④指導等における児童生徒のグリーフワーク（喪の作業）の視点の必要性

□事件等で児童生徒が死亡した場合には、児童生徒たちの「喪失感と悲嘆反応」について十分な理解と対応を心掛けていく必要がある。その一つとして「グリーフワーク（喪の作業）」の考え方は重要である。

被害児童生徒の同級生、友達であった周囲の児童生徒は、大きな喪失感と悲嘆反応が起きる。この強い感情を乗り越えていくためには、以下のようなプロセスが重要である。

- ・被害児童生徒の死亡した事実を受け止めていくこと
- ・喪失感、悲嘆の感情を安全な場で表現し、喪失感や悲嘆する感情を受け容れること
- ・無理のない範囲で日常生活に戻っていくこと

⑤緊急時における教職員のメンタルケア・心理教育の必要性

□学校における事件等で児童生徒が死亡した場合には、当事者となる管理職を含む教職員は児童生徒と同様、メンタルケアを受けることが必要である。特に、学校の管理下における死亡事件等の場合には、教職員の動揺とストレスが大きくなるため、心理の専門家による心理教育および個別面談を受けることが適切である。

□管理職を含む教職員への緊急時におけるメンタルケアについては、派遣されたSCや県教委のチームのSV等による心理的な面談や心理教育等を受けるといような方針を確認しておくべきである。

□事件後、SCやSVなど心理の専門家が教職員に対しても心理教育を実施する必要がある。事件後の臨時職員会議など教職員が一堂に会する場において、SCやSVが同席し、心理教育を実施することが望ましい。教職員への心理教育を実施する目的や意義については以下の通りである。

- ・教職員自身の不安を緩和させ、事件後の学級運営や児童生徒対応など、できるだけ心理的な

バランスを保ちながら職務に当たることができる。

- ・事件後に生じる急性ストレス反応やトラウマ、PTSD など様々な心理的反応や症状について、適切な理解と対応方法の知識を得ることができる。
- ・上記を通じて、教職員が事件後、中長期に渡って不安の強い児童や保護者に対して効果的な対応をすることができる。

⑥緊急支援体制の整備と学校緊急支援マニュアルの作成

□前述のような緊急支援を実施するためには、県教委の緊急支援チームによる早期のサポートが必要不可欠であり、市教委は早期かつ継続的に支援を要請すべきである。

学校における死亡事件等の緊急事案が発生した場合には、市教委は県教委の緊急支援チームと学校支援本部を設置し協働しながら、各校（園）への適切な指導、助言と援助や、状況により遺族への対応にあたっていくことが望ましい。そのため、市教委で独自の緊急支援チームを設置したり、SVを設置したりすること等も視野に入れつつ、緊急支援のための体制を整備する。

□市教委は前述した緊急支援の内容や体制等について、独自の学校緊急支援のマニュアルを作成する。これをもとにした各校（園）の管理職や教職員への研修を継続的に実施して、研鑽を行っていくことが望ましい。

なお、学校緊急支援マニュアルは、主な内容は緊急事案後の学校運営の正常化、児童や教職員のストレスケア、遺族への対応等であるが、具体的には以下を必須項目として明示しておくことが望ましい。

- ・緊急支援チームの編成（組織的な対応）、学校教職員と派遣された SC、市教委、県教委の連携
- ・事案の状況把握（情報の収集と確認）および対応方針の明確化
- ・報道機関への対応
- ・臨時職員会議の開催検討
- ・被害児童生徒の保護者（遺族）への対応（寄り添いを中心に）
- ・臨時全校（学年）集会の開催検討
- ・臨時保護者会の開催検討
- ・心のケアを要する児童・生徒・保護者の把握と対応
- ・関係機関（警察、医療、行政）の支援要請
- ・心のケアを要する教職員の把握と対応
- ・再発防止への対応
- ・市教委への迅速な報告、支援要請
- ・児童生徒、教職員への心理教育 等

3. 学校における事件等に関わる法体制の改善

(1) 国への提言—学校の事件等に関する調査等の改善と法制化

①「学校事故対応に関する指針」の改善

今後、「学校事故対応に関する指針」にもとづく学校における事件等の調査を含む対応が行われていくことが予想される。

国は学校保健安全法第3条第1項にもとづき、「学校安全」に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、「学校安全」に関する最新の知見及び事例をふまえつつ、財政を含む必要な措置を行うことが責務として規定されている。また、同法第3条第2項にもとづく「学校安全推進計画」（第2次、平成29年3月24日閣議決定）においては、同指針について「いまだ学校における認知度が低いことや、学校設置者において同指針の趣旨に沿った適切な対応がなされていないことなどの課題が指摘されている」等と課題を示している。

以上の課題をふまえ、国には、全国の学校の事件等に関わる「詳細調査」等の報告書について、ホームページ等を通じて統合的に公開・公表し、学校の設置者をはじめ学校教育関係者や「学校安全」に係る研究者や市民等が参考、活用できるポータルサイトの開設等を提言したい。

また、これとは別に、「詳細調査」の事例の蓄積をふまえ、「学校事故対応に関する指針」の改善に向けた検討を求めたい。特に、事件等の発生した学校と学校の設置者の支援による「基本調査」が3日以内に体制的に実施可能なかどうかや、外部の第三者による「詳細調査」を「基本調査」よりも先行して実施することの可能性（利点等）については検討課題として考えられる。

②学校保健安全法の改正—学校における事件等の調査・説明等に関する責務の法定化

前出の国の計画では「事故対応指針については、いまだ学校における認知度が低いことや、学校設置者において同指針の趣旨に沿った適切な対応がなされていないことなどの課題が指摘されている」等と示されている。これに対して、計画では具体的方策として「学校及び学校設置者等が、同指針の周知・研修を推進することが必要」と示されている点は、本委員会の考えとしても同様である。しかし、このような課題をふまえると、学校における事件等の対応が国（文科省）による「指針」のみを根拠にし、学校や学校設置者による善意的判断に頼っていることは心もとない。

そこで、前述した指針にもとづく対応事例の蓄積と指針の改善を検討する中で、学校保健安全法の一部改正により、学校に関する事故等の事実・原因究明に係る調査や説明・報告等について、学校や学校設置者の責務として、明確に法定化しておくことを提言する。なお、学校における「いじめ」に関する調査等については、いじめ防止対策推進法において規定されていることから妥当であると考えられる。

(2) 県教委への提言—市町村教委等との協力関係の改善

①事件等の「事後対応」における市教委への積極的支援

□県教委は、市町村における学校において事件等が発生した場合に、市町村教委や学校法人等の学校設置者からの事件等の発生の報告をふまえ、学校における事件等の事後対応について、学校の設置者管理主義に依拠するだけではなく、県教委としての指導や助言、援助を積極的に行う。

指導や助言、援助にあたっては、文科省の「学校事故対応に関する指針」にもとづきつつ、市町村の教委からの求めの有無に関わらず、必要と判断した場合には、積極的に指導、助言をす
るとともに、指導主事等の派遣を通じて援助すべきである。

本事件では、当該学校と市教委が本事件の事後対応が不十分で遺族の不信感を募らせている状況で、市教委は県教委に対して特に援助を求めることはせず、他方、県教委は市教委の求めがなかったため援助しなかったとしている。このような考え方については、確かに学校の設置者管理主義（学校教育法第5条）にもとづけば妥当とはいえるが、政令指定都市を除く市町村教委が設置する公立学校については、その管理職や教職員（いずれも県費負担教職員の場合）の任免（人事）権や給与負担の権限や責務は県教委にあることをふまえると、学校における事件等への事後対応の中では、管理職や教職員の処分等も関わってくることから、設置者管理主義のみに依拠することは妥当ではない。

□県教委は、市町村教委に対して、学校における事件等の事後対応について、指導主事等職員の派遣や、有識者の紹介等について援助を求めることができることについて、より積極的に伝えることが必要である。

なお、県教委の市町村教委に対する支援については、文科省の指針では、以下のように示されている。

<参考>文科省「学校事故対応に関する指針」11頁より抜粋

○ 人口規模の小さな地方公共団体や都道府県等担当課において、事故対応の知見を有する職員を含む必要な派遣人員を確保することが難しい場合等には、都道府県教育委員会は、市区町村立学校の事案や私立・株式会社立学校の事案に対しても、市区町村教育委員会や都道府県等担当課の求めに応じ、必要な人員の派遣や助言等の支援を行うことが望まれる。

指針にはこのように示されているものの、市町村教委においても、設置者管理主義の考えが浸透している中で、県教委に対して指導や助言、支援を求めにくいような状況が十分に予想される。

このことは地教行法上においても、都道府県教委から市区町村教委に対する指導や助言、援助を行う旨の規定はあるものの（同法第48条）、市町村教委から都道府県教委に対して、指導や助言、援助を求める旨の規定はないことからもやむをえない。そこで、県教委は市町村教委に対して、特に学校における事件等の事後対応について援助を求めることができる旨を、より積極的に伝えることが求められる。

②市町村立学校における事件等の報告と情報提供

□県教委は、文科省に指針にもとづき、市町村立学校における事件等に関する「詳細調査」の結果の報告（報告書の提出）を受け、それを国（文科省）へ必ず報告する。その上で、県教委と市教委との役割分担、連絡調整の上でホームページに公開・公表する。

□県教委は、前記の報告書の公開・公表について、類似の事件等の発生を防止するために、県下の市町村教委や学校法人等の学校設置者に対して情報提供を行い、「学校安全」の重要性について注意喚起を行う。

4. その他

本報告書における上記の学校における事件等の防止、「学校安全」に向けた提言について、特に当該学校や市教委等が法令上の権限と責任の範囲内で取り組むことのできるもの（特に「1. 学校における事件等の防止に向けて」と「2. 学校における事件等の「事後対応」に係る体制の整備」に掲げられる事項）については、遺族を含む市民との信頼関係上、真摯かつ計画的に取り組むことが期待される。

そこで、本報告書の提出から3年程度を目処に、市教委はその取組状況を点検、評価すること。

資料編

- ＜資料 1＞ 委員名簿
- ＜資料 2＞ 調査委員会開催経過
- ＜資料 3＞ 被害児童等の活動場所
- ＜資料 4＞ 事件発生時における被害児童及び他の児童の活動場所
- ＜資料 5＞ 児童の通学について（年度当初通知）
- ＜資料 6＞ 事件発生直前の正門前付近の駐車状況
- ＜資料 7＞ 児童票
- ＜資料 8＞ 平成 26 年 10 月 19 日付保護者説明会開催通知
- ＜資料 9＞ 文部科学省「学校事故対応に関する指針」（抜粋）
- ＜資料 10＞ 学校保健安全法等（抜粋）
- ＜資料 11＞ 平塚市附属機関設置条例（抜粋）
- ＜資料 12＞ 平塚市立学校事故・事件等調査委員会規則

<資料1>

氏名	所属	備考
石野 百合子	新百合ヶ丘総合法律事務所	弁護士
影山 秀人	影山法律事務所	弁護士
児玉 政徳	横浜市教育委員会事務局北部学校教育事務所	学識経験者（副委員長）
堀井 雅道	国士舘大学	学識経験者（委員長）
丸山 茂人	カウンセリンググループ「ぶどうの木」	学識経験者

<資料 2>

≪調査委員会開催経過≫

第 1 回調査委員会

- ・期 日 平成 29 年（2017 年）9 月 29 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 710 会議室
- ・内 容 委員委嘱状交付、委員長および副委員長選出、諮問書手交 等

第 2 回調査委員会

- ・期 日 平成 29 年（2017 年）11 月 13 日（月）
- ・場 所 平塚市中央公民館 4 階小ホール
- ・内 容 御遺族からの意見申出 等

第 3 回調査委員会

- ・期 日 平成 29 年（2017 年）12 月 26（火）
- ・場 所 平塚市立土屋小学校
- ・内 容 現地調査、関係教職員からの意見申出 等

第 4 回調査委員会

- ・期 日 平成 30 年（2018 年）1 月 26 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 720 会議室（2）
- ・内 容 関係教職員、元市教委事務局職員への聴き取り内容について調整・協議 等

第 5 回調査委員会

- ・期 日 平成 30 年（2018 年）2 月 9 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 706 会議室（1）
- ・内 容 関係教職員、元市教委事務局職員への聴き取り内容について調整・協議 等

第 6 回調査委員会

- ・期 日 平成 30 年（2018 年）3 月 16 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 706 会議室（1）
- ・内 容 関係教職員、元市教委事務局職員への聴き取り内容について調整・協議 等

第 7 回調査委員会

- ・期 日 平成 30 年（2018 年）4 月 13 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 706 会議室（1）
- ・内 容 関係教職員への聴き取り 等

第 8 回調査委員会

- ・期 日 平成 30 年（2018 年）5 月 18 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 706 会議室（1）
- ・内 容 関係教職員の聴き取り 等

第 9 回調査委員会

- ・期 日 平成 30 年（2018 年）6 月 29 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 706 会議室（2）
- ・内 容 関係教職員への聴き取り 等

第10回調査委員会

- ・期 日 平成30年(2018年)7月27日(金)
- ・場 所 平塚市役所本館7階706会議室(1)
- ・内 容 関係教職員への聴き取り 等

第11回調査委員会

- ・期 日 平成30年(2018年)8月24日(金)
- ・場 所 平塚市役所本館7階706会議室(1)
- ・内 容 関係教職員への聴き取り 等

第12回調査委員会

- ・期 日 平成30年(2018年)10月5日(金)
- ・場 所 平塚市役所本館7階706会議室(1)
- ・内 容 元市教委事務局職員への聴き取り 等

第13回調査委員会

- ・期 日 平成30年(2018年)10月26日(金)
- ・場 所 平塚市役所本館7階706会議室(1)
- ・内 容 元市教委事務局職員への聴き取り 等

第14回調査委員会

- ・期 日 平成30年(2018年)11月16日(金)
- ・場 所 平塚市役所本館7階706会議室(2)
- ・内 容 今後の補充調査について 等

第15回調査委員会

- ・期 日 平成30年(2018年)12月25日(火)
- ・場 所 平塚市役所本館7階706会議室(1)
- ・内 容 ヒアリング調査結果の整理と事実・背景の認定 等

第16回調査委員会

- ・期 日 平成31年(2019年)1月25日(金)
- ・場 所 平塚市役所本館7階706会議室(2)
- ・内 容 ヒアリング調査結果の整理と事実・背景の認定 等

第17回調査委員会

- ・期 日 平成31年(2019年)2月15日(金)
- ・場 所 平塚市役所本館7階706会議室(1)
- ・内 容 ヒアリング調査結果の整理と事実・背景の認定 等

第18回調査委員会

- ・期 日 平成31年(2019年)3月22日(金)
- ・場 所 平塚市教育会館2階中会議室
- ・内 容 御遺族への聴き取り 等

第19回調査委員会

- ・期 日 平成31年(2019年)4月26日(金)
- ・場 所 平塚市役所本館7階706会議室(1)
- ・内 容 ヒアリング調査結果の整理と事実・背景の認定 等

第 20 回調査委員会

- ・期 日 令和元年（2019 年）5 月 31 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 706 会議室（1）
- ・内 容 ヒアリング調査結果の整理と事実・背景の認定 等

第 21 回調査委員会

- ・期 日 令和元年（2019 年）6 月 28 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 706 会議室（1）
- ・内 容 ヒアリング調査結果の整理と事実・背景の認定 等

第 22 回調査委員会

- ・期 日 令和元年（2019 年）7 月 22 日（月）
- ・場 所 教育長室
- ・内 容 検証報告書案の検討 等

第 23 回調査委員会

- ・期 日 令和元年（2019 年）8 月 21 日（水）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 720 会議室（1）
- ・内 容 検証報告書案の検討 等

第 24 回調査委員会

- ・期 日 令和元年（2019 年）9 月 20 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 706 会議室（2）
- ・内 容 検証報告書案の検討 等

第 25 回調査委員会

- ・期 日 令和元年（2019 年）9 月 30 日（月）
- ・場 所 平塚市役所本館 7 階 706 会議室（1）
- ・内 容 答申及び検証報告書の検討 等

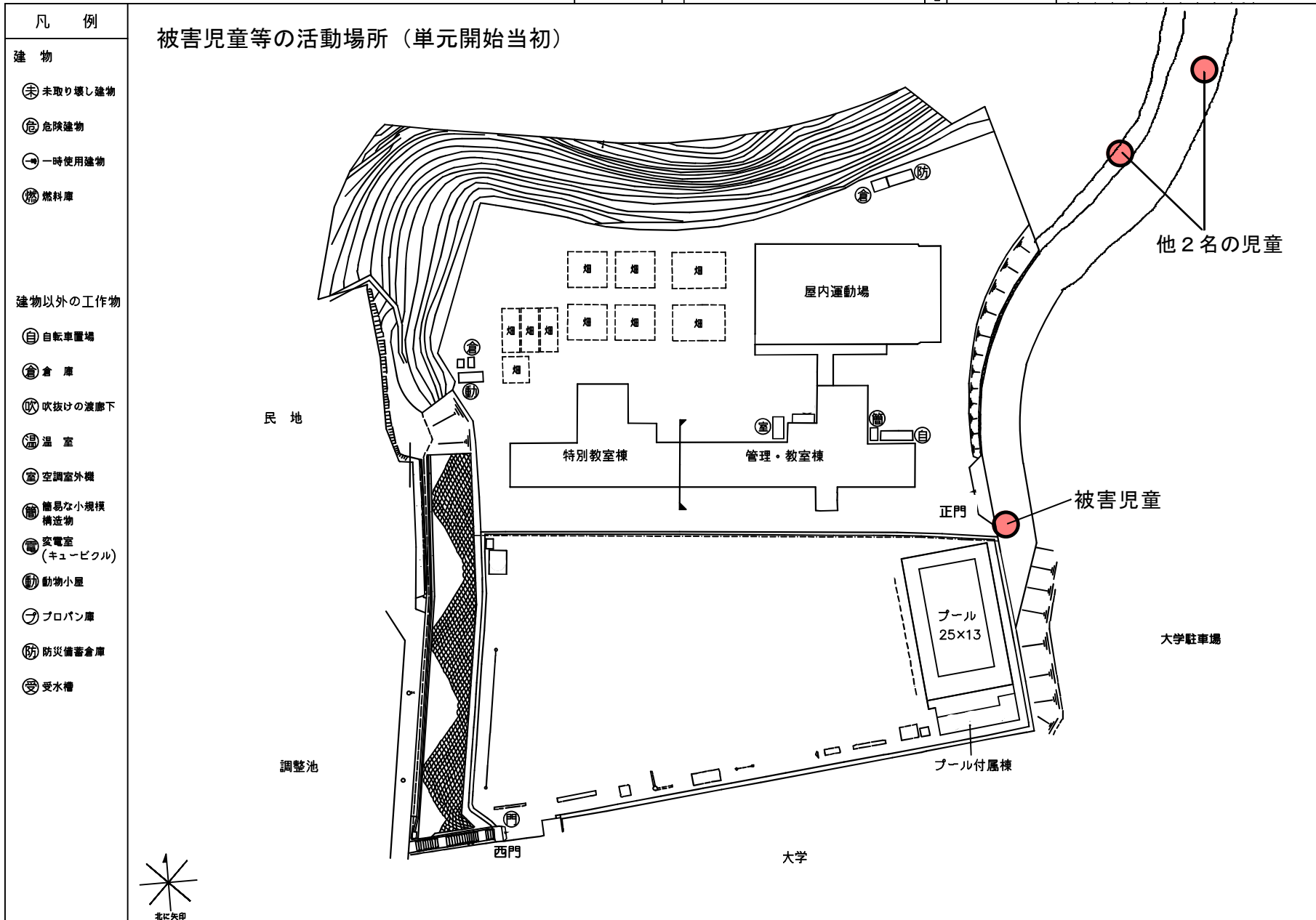
第 26 回調査委員会

- ・期 日 令和元年（2019 年）10 月 11 日（金）
- ・場 所 平塚市役所本館 3 階 303・304 会議室
- ・内 容 答申及び検証報告書の最終確認 等

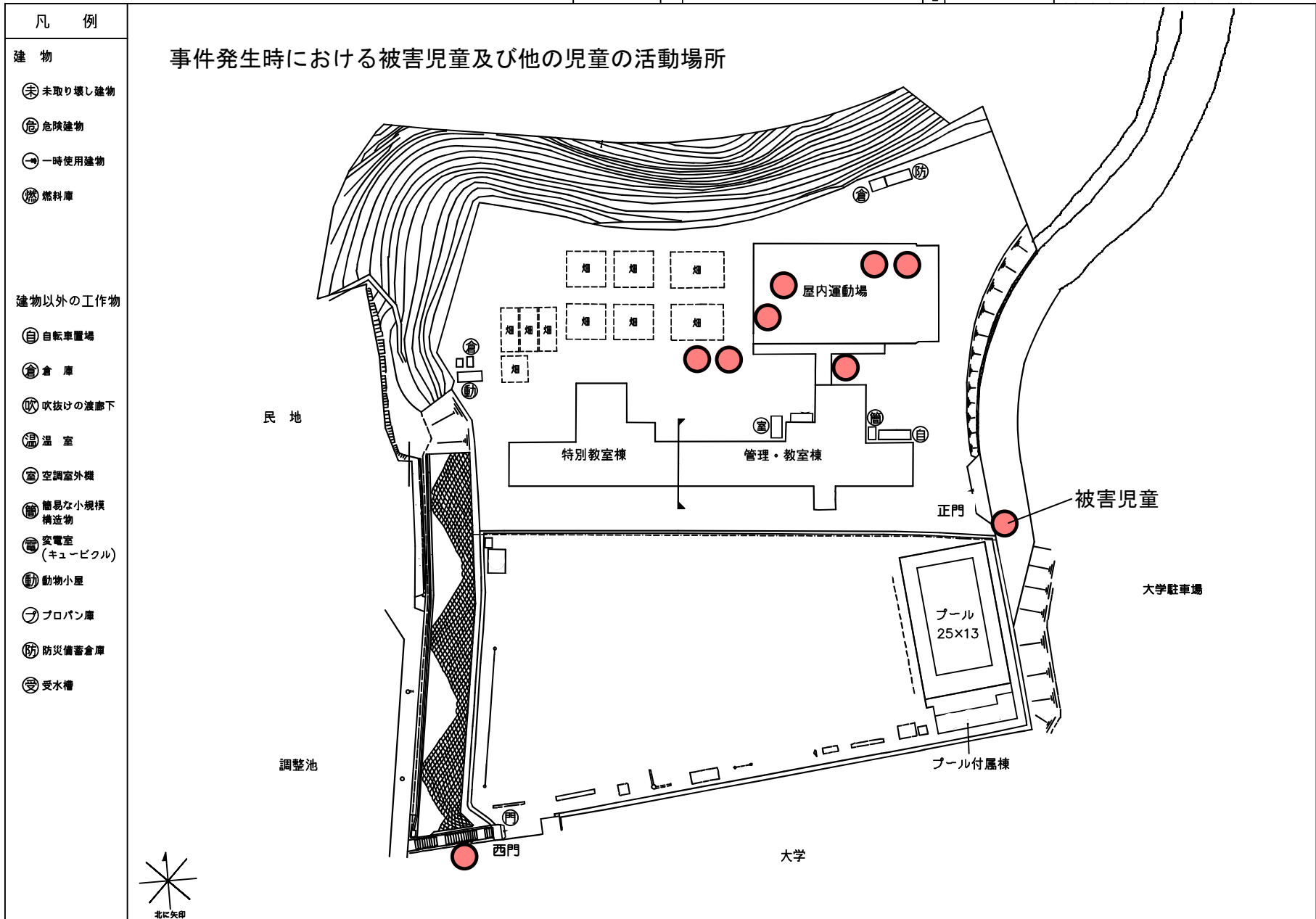
《遺族への対応》

- ・平成 29 年（2017 年）9 月 29 日（金）、調査委員会終了後、事件現場で被害児童父から当時の状況を聞く。その後、調査委員会委員全員で弔問する。
- ・平成 30 年（2018 年）3 月 23 日（金）、堀井委員長及び児玉副委員長から被害児童父母等に対して、平成 29 年度の活動状況と今後の取組について経過報告する。
- ・平成 30 年（2018 年）10 月 26 日（金）、堀井委員長及び児玉副委員長から被害児童父母等に対して、平成 30 年度上半期の活動状況と今後の取組について経過報告する。
- ・令和元年（2019 年）9 月 9 日（月）、堀井委員長及び児玉副委員長から被害児童父母等に対して、検証報告書（素案）について説明し、意見交換する。
- ・令和元年（2019 年）10 月 4 日（金）、堀井委員長及び児玉副委員長から被害児童父母等に対して、検証報告書（案）について説明し、意見交換する。

施設の配置図	縮尺	1/1200 (A4)	m	学校名
		0 10 20 30 40 50		T小学校



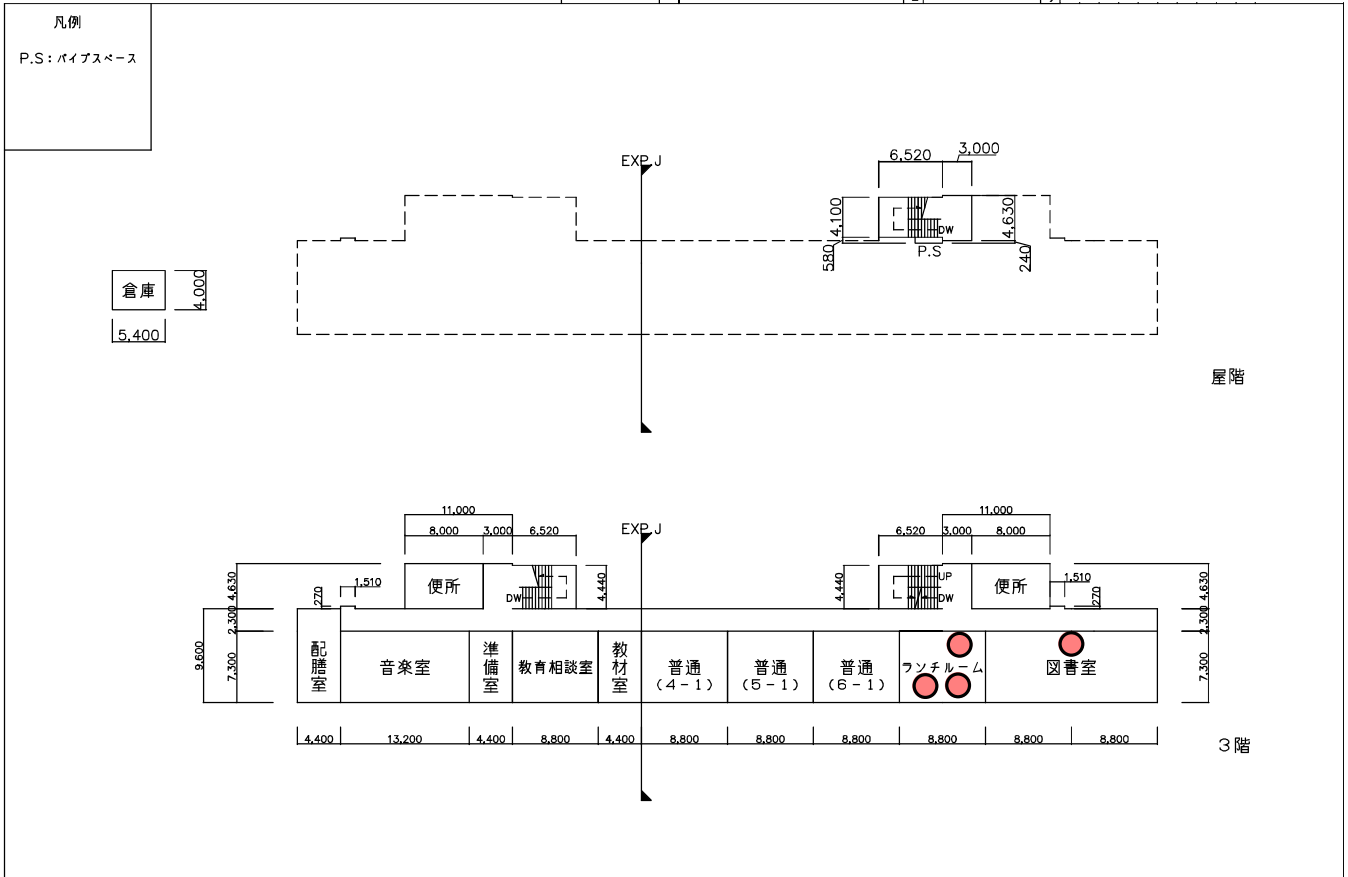
施設の配置図	縮尺	1/1200 (A4)	m	学校名
		0 10 20 30 40 50		T小学校



<資料4>

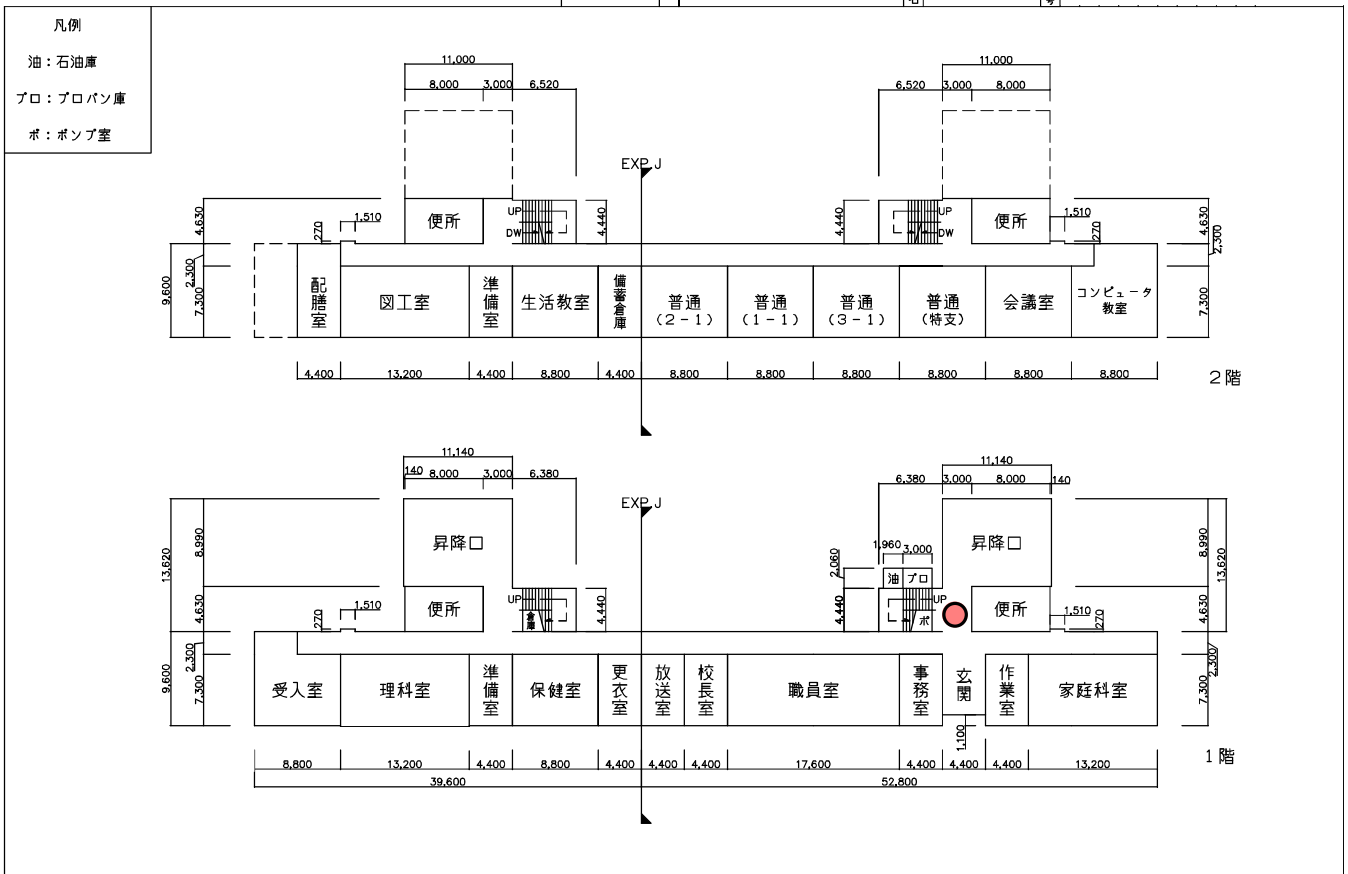
(平成26年度)

平面図 縮尺 1/500 (A4) m 学校名 T小学校



(平成26年度)

平面図 縮尺 1/500 (A4) m 学校名 T小学校



平成26年4月7日

保護者の皆様

平塚市立■■■小学校
校長 ■■■

児童の通学について（お願い）

陽春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

新1年生は元気に入学式を済ませ、希望に満ちた小学校生活をスタートさせました。また、2年生から6年生までの子どもたちもそれぞれ進級し、新しい決意に胸をふくらませています。

私たち教職員一同、心新たに指導にあたりたいと考えております。どうか本年度も学校教育に対しまして、温かなご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、児童の通学につきましては、日頃から皆様にご協力をいただき感謝申し上げます。今年度も下記の件について、皆様方のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

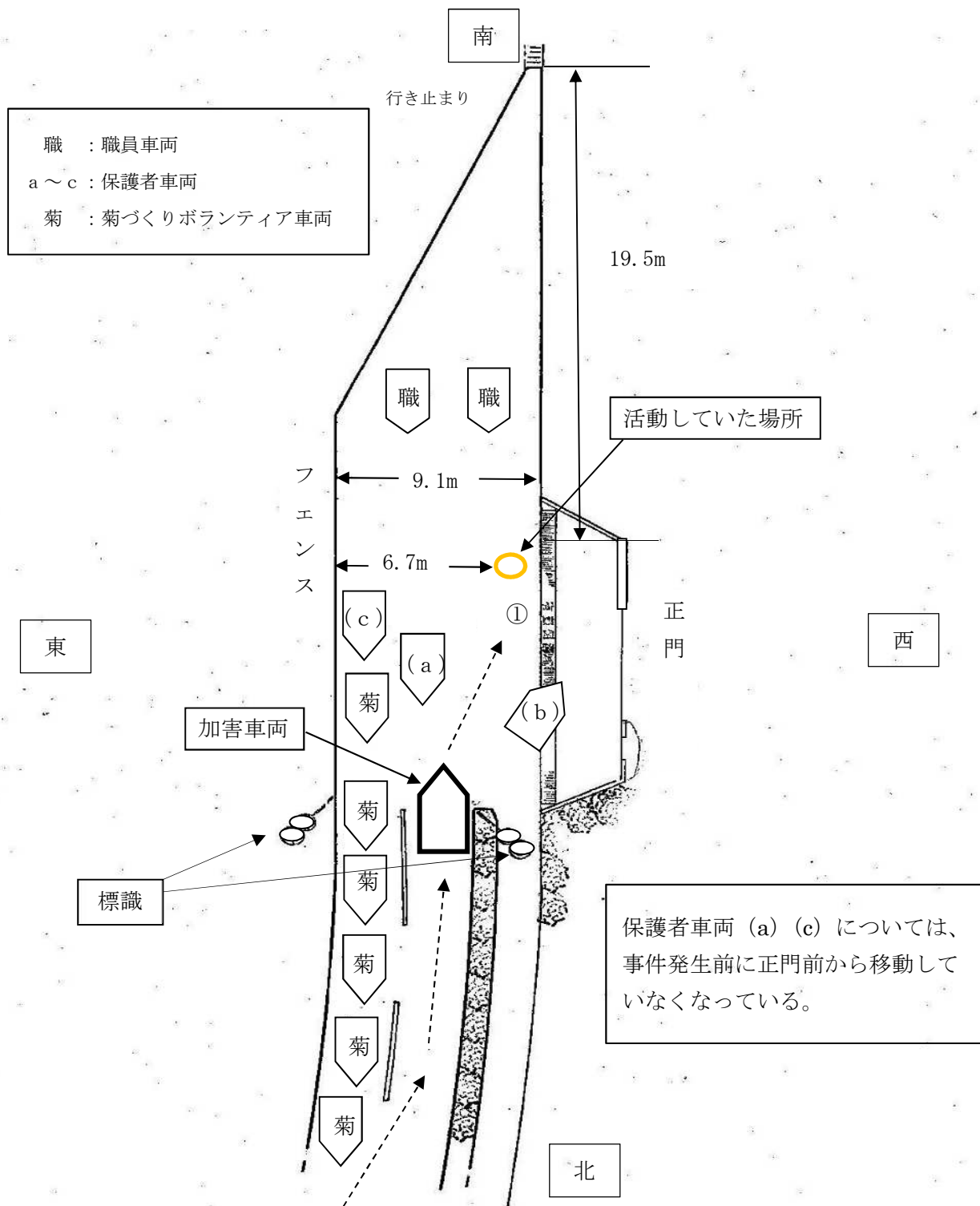
記

- 1 登校について
 - (1) 登校班による集団登校を原則とします。
 - (2) ■■■・■■■・■■■地区については、天候状況によって、バスの利用を認めます。
- 2 下校について
自由下校とします。但し、同地区の児童は、できる限り一緒に下校するよう指導します。
- 3 自家用車での送迎について
次のような事情の場合、事前に、或いはその時点で学級担任にお申し出ください。
 - (1) 緊急な用事
 - (2) 風雨が特に強い
 - (3) 病気やけがをしている
 - (4) その他、特別な事情
- 4 台風等緊急時の登下校については、緊急時連絡方法（携帯メール配信や電話連絡）に従ってください。

<資料 6> 事件発生直前の正門前付近の駐車状況

注釈 1 「平塚市教育委員会 事件検証・安全対策検討委員会調査報告書」資料 2 の図を基にした。

注釈 2 目撃者の供述調書や本調査委員会における聴取を参考に駐車位置の修正及び車両所有者の分類を推定した。駐車位置についてはおおよその位置であり、特に保護者車両 (c) の位置については不確定である。



児 童 票

No.	
-----	--

児 童	フリガナ 児 童 氏 名				性 別	男 女	
	生 年 月 日	年	月	日 生			
	現 住 所	平塚市					
保 護 者	フリガナ 保 護 者 氏 名						
	児童との 関 係	例： 父					
	保護者現住所	平塚市					
入学前の 経 歴	期 間 と 通 園 先			例： 私立〇〇〇幼稚園			
	年	月	から	年	月	まで	立
疾病・病歴	例： 喘息・心臓病・腎臓病等・特になし						
連 絡 方 法 (自宅)	電 話		兄 弟 姉 妹 友 人	文書連絡など届けられる人			
				年	組	氏名	
緊急時の連絡先 自宅が留守の時	1	()	☎	内線			
	2	()	☎	内線			
	3	()	☎	内線			
指導上考慮して ほしい事項	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
記入上の注意	1 連絡方法には本人欠席の場合を考え、学校から保護者に連絡できる電話、兄弟や友人を御記入ください。		2 緊急連絡先は、連絡してほしい順に御記入ください。()内には続柄を御記入ください。		3 裏面、家庭の状況には、さしつかえない範囲で御記入ください。		

保護者の皆様

平成 26 年 10 月 19 日
平塚市立 〇〇 小学校
校 長 〇〇

保護者説明会について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、10月17日（金）に本校の児童が亡くなるという大変痛ましい事故が起きてしまいました。心より哀悼の意を表し、お悔やみ申し上げます。

つきましては、「事故発生時の状況と経過」および児童への「心と身体のケア」を含めた今後の対応についての説明会を次のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成26年10月22日（水） 19:00～20:00

2. 会 場 〇〇小学校 体育館

3. 対象者 〇〇小学校在籍児童の保護者

4. 内 容 ①事故発生時の状況と経過
 ②学校としての今後の対応について
 ③質疑応答

【お願い】

- ・当日は、正門からの来校をお願いします。西門は閉めさせていただきます。
- ・車で来校される方は、〇〇大学第2駐車場をご利用ください。
- ・上履きをご用意ください。

文部科学省「学校事故対応に関する指針」（抜粋）

平成28年3月31日公表

2 事故発生後の取組

2-2 初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組

（1）危機対応の態勢整備

- 事故発生後の対応は、校長のリーダーシップの下、被害児童生徒等の保護者対応、報道対応等、チームとして対応する（「1（6）緊急時対応に関する体制整備」参照）。
- 危機発生時には様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のための人員が必要になる。学校だけでは手が回らない場合は、学校の設置者に人員の派遣等の支援を要請し、必要な人員を確保し対応に当たる。
- 事故発生後の対応を行う教職員には相当の心的負担がかかっていることに留意し、関係教職員に対する配慮も必要である。

（2）被害児童生徒等の保護者への対応

- 応急手当等、事故発生直後の対応終了後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝える等、責任のある対応を行う。
- 学校は、被害児童生徒等の保護者に寄り添い、信頼関係にたつて事態への対処ができるよう、対応の責任者を決め、常に情報の共有化を図る。
- 学校は、被害児童生徒等の保護者の要望や状況に応じて、信頼できる第三者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

（3）学校の設置者等への報告、支援要請

- 学校は、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故が起こった場合には、学校の設置者等に速やかに報告を行う。
 - ・ 公立学校の場合は、学校の設置者に速やかに事故発生を報告し、状況に応じて、必要な人員の派遣や助言等の支援を要請する。学校の設置者は、事故対応の知見を有する職員を含む複数の職員を派遣し、助言等の支援を行う。また、市区町村立学校（指定都市立学校を除く。）の事案の場合、市区町村教育委員会は、都道府県教育委員会に速やかに事故発生を報告する（【参考資料5】参照）。
- なお、死亡事故については、都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会は11国まで一報を行う（以下、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の場合の都道府

<資料9>

県等担当課も同じ。)

(略)

- 人口規模の小さな地方公共団体や都道府県等担当課において、事故対応の知見を有する職員を含む必要な派遣人員を確保することが難しい場合等には、都道府県教育委員会は、市区町村立学校の事案や私立・株式会社立学校の事案に対しても、市区町村教育委員会や都道府県等担当課の求めに応じ、必要な人員の派遣や助言等の支援を行うことが望まれる。なお、その際には、必要に応じて、都道府県の危機管理部局とも連携し、対応に当たる。
- ヒヤリハット事例については、校内で発生した事例を教職員間で共有するなど、各学校において適宜調査を実施した上で学校の設置者にも報告する等、重大事故が発生する前に対策を講じることが必要であることに留意する。
- 必要に応じて、警察等の関係機関に対しても情報提供を行う。

3 調査の実施

3-2 学校による基本調査の実施

「基本調査」とは、調査対象となる事案の発生後、速やかに着手する調査であり、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。

(1) 調査対象

- 調査対象は、登下校中を含めた学校の管理下において発生した死亡事故及び 2-2(3)の報告対象となる死亡以外の事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した事故とする。

(2) 調査の実施主体

- 基本調査は、事実関係を整理するため、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。このため、学校の設置者の指導・助言の下、基本調査は原則として学校が実施する(私立・株式会社立学校については、都道府県等担当課が、必要に応じて支援・助言を行う。)
- 得られた情報に基づく、事故に至る過程や原因の分析等は、「詳細調査」において行う。
- なお、事故現場に居合わせた児童生徒等が大人数の場合の聴き取り、膨大・多様な情報が集まった場合の情報の整理には時間と人員が必要となる場合がある。その際には学校の設置者及び都道府県等担当課は学校の求めに応じて、人的支援を行うよう努める。

3-4 詳細調査の実施

(1) 調査の実施主体

- 調査の実施主体（調査委員会を立ち上げその事務を担う）は、学校、学校の設置者又は都道府県等担当課が考えられる。
 - ・ 公立学校及び国立学校における調査の実施主体は、特別の事情がない限り、学校ではなく、学校の設置者とする。
 - ・ 私立学校及び株式会社立学校における調査の実施主体は、学校の設置者であるが、死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課が行うことができるとする。
- 市区町村教育委員会、都道府県等担当課が調査を実施する場合は、その求めに応じて都道府県教育委員会が支援を行うことが望まれる。

(2) 調査委員会の設置

- 死亡事故等の詳細調査は、外部の委員で構成する調査委員会を設置して行う。なお、地方公共団体によって、首長部局に常設の調査機関を有している場合には、当該機関を活用することも考えられる。また、調査委員会における調査に当たっては、必要に応じて、関係者の参加を求める。
- 詳細調査は原因究明及び再発防止のための取組について検討するためのものであって、責任追及や処罰等を目的としたものではないが、事故に至る過程や原因を調査するには高い専門性が求められるため、中立的な立場の外部専門家が参画した調査委員会とすることが必要であり、調査の公平性・中立性を確保することが求められる。

学校保健安全法（抜粋）

昭和三十三年法律第五十六号

平成二十七年六月二十四日公布（平成二十七年法律第四十六号）改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安

＜資料10＞

全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

学校保健安全法施行規則（抜粋）

昭和三十三年文部省令第十八号

令和元年七月一日公布（令和元年文部科学省令第九号）改正

第六章 安全点検等

（安全点検）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（日常における環境の安全）

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

<資料 11>

平塚市附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定による附属機関の設置については、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 執行機関及び公営企業管理者の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表(第 2 条関係)

附属機関の属する執行機関及び公営企業管理者	附属機関	担当する事務	委員の定数
教育委員会	平塚市立小学校及び中学校通学区域再編成委員会	小学校及び中学校の通学区域の再編成計画について調査審議すること。	15 人以内
	平塚市心臓疾患判定委員会	児童及び生徒の心臓疾患判定について審議すること。	12 人以内
	平塚市腎臓疾患判定委員会	幼児、児童及び生徒の腎臓疾患判定について審議すること。	13 人以内
	平塚市結核対策委員会	児童及び生徒の結核対策について調査審議すること。	9 人以内
	平塚市立学校事故・事件等調査委員会	平塚市立学校における重大な事故・事件等に係る事実関係(平塚市いじめ問題再調査会又は平塚市いじめ問題対策調査会が調査審議するものを除く。)について調査審議すること。	7 人以内
	平塚市いじめ問題対策調査会	いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策並びにいじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条第 1 項に規定する重大事態について調査審議すること。	5 人以内
	平塚市教育支援委員会	障害のある児童生徒の就学に係る支援について調査審議すること。	25 人以内
	平塚市美術品選定評価委員会	美術館に収蔵する美術品の選定及び評価について調査審議すること。	5 人以内

<資料12>

平塚市立学校事故・事件等調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市立学校事故・事件等調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 学識経験者

2 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査審議の終了の日までとする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 調査委員会は、その調査審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出等を求めること（以下「意見の聴取等」という。）ができる。

2 調査委員会は、意見の聴取等の対象者が未成年者であるときは、当該未成年者及びその保護者に十分に配慮しなければならない。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族に直接の利害関係のある事案については、その調査審議に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、学校教育部教育総務課で処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

